

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9 月 2 日) (金曜日)

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告 (議長・監査結果報告)	9
日程第 4 行政報告 (市長報告)	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 6 号 令和 3 年度日置市土地開発公社決算の報告について	10
日程第 6 報告第 7 号 公益社団法人日置市農業公社令和 3 年度決算及び令和 4 年度事業計画の報告について	10
永山市長提案理由説明	10
日程第 7 報告第 8 号 令和 3 年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について	11
日程第 8 報告第 9 号 令和 3 年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について	11
永山市長提案理由説明	11
日程第 9 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	11
日程第 10 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	11
日程第 11 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて	11
永山市長提案理由説明	12
日程第 12 承認第 8 号 専決処分 (令和 4 年度日置市一般会計補正予算 (第 5 号)) につき承認を求めることについて	13
永山市長提案理由説明	13
日程第 13 議案第 55 号 市有財産の取得について	14
永山市長提案理由説明	14
上総務企画部長兼総務課長	14
日程第 14 議案第 56 号 市道の路線の認定及び変更について	15
永山市長提案理由説明	15

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	15
日程第15 議案第57号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	15
永山市長提案理由説明	15
上総務企画部長兼総務課長	15
日程第16 議案第58号 日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正について	17
永山市長提案理由説明	17
新川市民福祉部長兼市民生活課長	17
日程第17 議案第59号 日置市一般住宅条例の一部改正について	18
永山市長提案理由説明	18
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	18
佐多申至君	19
田口建設課長	19
佐多申至君	20
田口建設課長	20
日程第18 議案第60号 令和4年度日置市一般会計補正予算(第6号)	20
日程第19 議案第61号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	20
日程第20 議案第62号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第2号)	20
日程第21 議案第63号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	20
日程第22 議案第64号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	20
日程第23 議案第65号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	20
日程第24 議案第66号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第1号)	20
永山市長提案理由説明	21
休 憩	23
日程第25 認定第1号 令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	23
日程第26 認定第2号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	23
日程第27 認定第3号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	23
日程第28 認定第4号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	23
日程第29 認定第5号 令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	

.....	23
日程第30 認定第6号 令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	23
日程第31 認定第7号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	23
日程第32 認定第8号 令和3年度日置市水道事業会計決算認定について	23
日程第33 認定第9号 令和3年度日置市下水道事業会計決算認定について	23
永山市長提案理由説明	24
黒田澄子さん	27
永山市長	28
日程第34 陳情第6号 川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件について	28
散 会	29

第2号（9月9日）（金曜日）

開 議	34
日程第1 一般質問	34
山口政夫君	34
永山市長	34
奥教育長	35
山口政夫君	35
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	36
山口政夫君	36
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	37
山口政夫君	37
永山市長	37
山口政夫君	38
田村上下水道課長	38
山口政夫君	39
田村上下水道課長	39
山口政夫君	39
田村上下水道課長	39
山口政夫君	39
田村上下水道課長	39

	山口政夫君	3 9
	田村上下水道課長	4 0
	山口政夫君	4 0
	永山市長	4 0
	山口政夫君	4 1
	黒田澄子さん	4 1
	永山市長	4 2
	奥教育長	4 3
休	憩	4 4
	黒田澄子さん	4 4
	奥教育長	4 4
	黒田澄子さん	4 4
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 5
	黒田澄子さん	4 5
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 6
	黒田澄子さん	4 6
	奥教育長	4 6
	黒田澄子さん	4 6
	奥教育長	4 6
	黒田澄子さん	4 7
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 7
	黒田澄子さん	4 7
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 7
	黒田澄子さん	4 7
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 7
	黒田澄子さん	4 7
	奥教育長	4 7
	黒田澄子さん	4 7
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 8
	黒田澄子さん	4 8
	久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 8
	黒田澄子さん	4 8

久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	4 8
黒田澄子さん	4 8
奥教育長	4 9
黒田澄子さん	4 9
奥教育長	4 9
黒田澄子さん	4 9
上村企画課長	4 9
黒田澄子さん	4 9
中鉢学校教育課長	5 1
黒田澄子さん	5 1
上村企画課長	5 1
黒田澄子さん	5 1
新川市民福祉部長兼市民生活課長	5 1
黒田澄子さん	5 2
永山市長	5 2
黒田澄子さん	5 2
東財政管財課長	5 2
黒田澄子さん	5 2
東財政管財課長	5 2
黒田澄子さん	5 3
東財政管財課長	5 3
黒田澄子さん	5 3
永山市長	5 3
留盛浩一郎君	5 4
永山市長	5 4
奥教育長	5 5
休 憩	5 5
留盛浩一郎君	5 5

田口建設課長	5 5
留盛浩一郎君	5 5
田口建設課長	5 5
留盛浩一郎君	5 5
田口建設課長	5 6
留盛浩一郎君	5 6
田口建設課長	5 6
留盛浩一郎君	5 6
永山市長	5 6
留盛浩一郎君	5 7
永山市長	5 7
留盛浩一郎君	5 7
田口建設課長	5 7
留盛浩一郎君	5 7
田口建設課長	5 7
留盛浩一郎君	5 7
田口建設課長	5 7
留盛浩一郎君	5 8
田口建設課長	5 8
留盛浩一郎君	5 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	5 9
留盛浩一郎君	5 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	5 9
留盛浩一郎君	5 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	5 9
留盛浩一郎君	5 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
留盛浩一郎君	6 0
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 0
留盛浩一郎君	6 0
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 0
留盛浩一郎君	6 0

久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 1
留盛浩一郎君	6 1
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 1
留盛浩一郎君	6 1
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	6 1
留盛浩一郎君	6 1
中鉢学校教育課長	6 2
留盛浩一郎君	6 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 2
留盛浩一郎君	6 2
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
留盛浩一郎君	6 3
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	6 3
留盛浩一郎君	6 3
永山市長	6 3
奥教育長	6 3
山口初美さん	6 4
永山市長	6 5
休 憩	6 7
山口初美さん	6 7
有島税務課長	6 7
山口初美さん	6 7
田代商工観光課長	6 7
山口初美さん	6 7
有島税務課長	6 8
山口初美さん	6 8
永山市長	6 8
山口初美さん	6 8
有島税務課長	6 9
永山市長	6 9
山口初美さん	6 9
宮前健康保険課長	6 9

山口初美さん	69
坂上福祉課長	70
山口初美さん	70
松岡介護保険課長	70
山口初美さん	70
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	71
山口初美さん	71
東農業委員会事務局長	71
山口初美さん	71
永山市長	71
山口初美さん	72
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	72
山口初美さん	72
永山市長	73
山口初美さん	73
新川市民福祉部長兼市民生活課長	73
山口初美さん	73
福山消防本部消防長	73
山口初美さん	73
新川市民福祉部長兼市民生活課長	73
山口初美さん	74
新川市民福祉部長兼市民生活課長	74
山口初美さん	74
上村企画課長	74
山口初美さん	74
永山市長	75
散 会	75

第3号（9月12日）（月曜日）

開 議	80
日程第1 一般質問	80
佐多申至君	80

永山市長	8 0
奥教育長	8 0
佐多申至君	8 0
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 1
佐多申至君	8 1
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 1
佐多申至君	8 1
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 1
佐多申至君	8 1
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
佐多申至君	8 2
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
佐多申至君	8 2
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
佐多申至君	8 2
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
佐多申至君	8 2
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
佐多申至君	8 2
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 2
佐多申至君	8 2
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 3
佐多申至君	8 3
田口建設課長	8 3
佐多申至君	8 3
田口建設課長	8 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 3
佐多申至君	8 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 3
佐多申至君	8 3
田口建設課長	8 3
佐多申至君	8 3
田口建設課長	8 3
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 3

佐多申至君	8 4
田口建設課長	8 4
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 4
佐多申至君	8 4
田口建設課長	8 4
佐多申至君	8 4
田口建設課長	8 4
佐多申至君	8 4
田口建設課長	8 4
佐多申至君	8 4
田口建設課長	8 4
佐多申至君	8 5
田口建設課長	8 5
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 5
佐多申至君	8 5
田口建設課長	8 5
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 5
佐多申至君	8 5
田口建設課長	8 5
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 5
佐多申至君	8 5
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 5
佐多申至君	8 6
田口建設課長	8 6
佐多申至君	8 6
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 6
佐多申至君	8 6
田口建設課長	8 6
佐多申至君	8 6
田口建設課長	8 7
佐多申至君	8 7
奥教育長	8 7

佐多申至君	87
奥教育長	88
佐多申至君	88
永山市長	88
佐多申至君	88
永山市長	88
下園和己君	89
永山市長	89
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	90
休 憩	90
下園和己君	90
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	90
下園和己君	91
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	91
下園和己君	91
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	91
下園和己君	91
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	91
下園和己君	91
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	92
下園和己君	92
田代商工観光課長	92
下園和己君	92
田代商工観光課長	93
下園和己君	93
田代商工観光課長	93
下園和己君	93
永山市長	94
富迫克彦君	94
永山市長	94
富迫克彦君	96
濱崎地域づくり課長	96

富迫克彦君	9 6
濱崎地域づくり課長	9 6
富迫克彦君	9 7
濱崎地域づくり課長	9 7
富迫克彦君	9 7
濱崎地域づくり課長	9 7
富迫克彦君	9 7
濱崎地域づくり課長	9 7
富迫克彦君	9 8
濱崎地域づくり課長	9 8
富迫克彦君	9 8
濱崎地域づくり課長	9 8
富迫克彦君	9 8
濱崎地域づくり課長	9 9
富迫克彦君	9 9
上村企画課長	9 9
富迫克彦君	9 9
濱崎地域づくり課長	1 0 0
休 憩	1 0 0
富迫克彦君	1 0 0
濱崎地域づくり課長	1 0 1
富迫克彦君	1 0 1
濱崎地域づくり課長	1 0 1
富迫克彦君	1 0 1
濱崎地域づくり課長	1 0 2
富迫克彦君	1 0 2
永山市長	1 0 2
富迫克彦君	1 0 3
重留健朗君	1 0 3
永山市長	1 0 3
奥教育長	1 0 4
重留健朗君	1 0 5

新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
重留健朗君	1 0 5
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
重留健朗君	1 0 5
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 5
重留健朗君	1 0 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 6
重留健朗君	1 0 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 6
重留健朗君	1 0 6
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 6
重留健朗君	1 0 7
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 7
重留健朗君	1 0 7
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 7
重留健朗君	1 0 7
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 7
重留健朗君	1 0 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 8
重留健朗君	1 0 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 8
重留健朗君	1 0 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 9
重留健朗君	1 0 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 9
重留健朗君	1 0 9
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 9
重留健朗君	1 1 0
永山市長	1 1 0
重留健朗君	1 1 0
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 0
重留健朗君	1 1 0

久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 0
重留健朗君	1 1 0
久木崎教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 1 1
重留健朗君	1 1 1
是枝みゆきさん	1 1 1
永山市長	1 1 2
奥教育長	1 1 3
休 憩	1 1 3
是枝みゆきさん	1 1 4
馬場口こども未来課長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
馬場口こども未来課長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
馬場口こども未来課長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 4
馬場口こども未来課長	1 1 4
是枝みゆきさん	1 1 5
馬場口こども未来課長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
馬場口こども未来課長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
馬場口こども未来課長	1 1 5
是枝みゆきさん	1 1 5
馬場口こども未来課長	1 1 6
是枝みゆきさん	1 1 6
馬場口こども未来課長	1 1 6
是枝みゆきさん	1 1 6
中鉢学校教育課長	1 1 6
是枝みゆきさん	1 1 6
中鉢学校教育課長	1 1 7
是枝みゆきさん	1 1 7
馬場口こども未来課長	1 1 7

是枝みゆきさん	1 1 7
中鉢学校教育課長	1 1 7
是枝みゆきさん	1 1 8
宮前健康保険課長	1 1 8
是枝みゆきさん	1 1 8
宮前健康保険課長	1 1 8
是枝みゆきさん	1 1 8
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 8
是枝みゆきさん	1 1 9
馬場口こども未来課長	1 1 9
是枝みゆきさん	1 1 9
馬場口こども未来課長	1 1 9
是枝みゆきさん	1 1 9
新川市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 0
中鉢学校教育課長	1 2 0
是枝みゆきさん	1 2 0
馬場口こども未来課長	1 2 0
是枝みゆきさん	1 2 0
坂上福祉課長	1 2 0
是枝みゆきさん	1 2 1
坂上福祉課長	1 2 1
是枝みゆきさん	1 2 1
永山市長	1 2 1
散 会	1 2 1

第4号（10月7日）（金曜日）

開 議	1 2 6
日程第1 議案第56号 市道の路線の認定及び変更について	1 2 6
福元産業建設常任委員長報告	1 2 6
日程第2 議案第60号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）	1 2 7
日程第3 議案第61号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	1 2 7
日程第4 議案第62号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）	1 2 7

日程第5	議案第63号	令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	127
日程第6	議案第64号	令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	127
日程第7	議案第65号	令和4年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	127
日程第8	議案第66号	令和4年度日置市下水道事業会計補正予算(第1号)	127
		坂口予算審査特別委員長報告	127
日程第9	認定第1号	令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	134
日程第10	認定第2号	令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	134
日程第11	認定第3号	令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	134
日程第12	認定第4号	令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	134
日程第13	認定第5号	令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	134
日程第14	認定第6号	令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	134
日程第15	認定第7号	令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	134
日程第16	認定第8号	令和3年度日置市水道事業会計決算認定について	134
日程第17	認定第9号	令和3年度日置市下水道事業会計決算認定について	134
		黒田決算審査特別委員長報告	134
休 憩			139
		黒田決算審査特別委員長報告	139
		山口初美さん	142
		福田晋拓君	144
		山口政夫君	144
		山口初美さん	145
		中村清栄君	146
		山口初美さん	147
		元山寿哉君	148
休 憩			149
		山口初美さん	149
		漆島政人君	149

日程第18	議案第67号 令和4年度日置市一般会計補正予算(第7号)	151
	永山市長提案理由説明	151
日程第19	閉会中の継続審査の申し出について	151
日程第20	閉会中の継続調査の申し出について	152
日程第21	所管事務調査結果報告について	152
日程第22	議員派遣の件について	152
閉会		152
	永山市長	152

令和4年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
9月 2日	金	本 会 議	予算・決算・議案上程、質疑、表決、委員会付託
9月 3日	土	休 会	
9月 4日	日	休 会	
9月 5日	月	休 会	
9月 6日	火	休 会	
9月 7日	水	休 会	
9月 8日	木	休 会	
9月 9日	金	本 会 議	一般質問
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	本 会 議	一般質問
9月13日	火	休 会	
9月14日	水	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月15日	木	委 員 会	条例・予算審査特別委員会分科会（補正予算）
9月16日	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	敬老の日
9月20日	火	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月21日	水	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月22日	木	委 員 会	定例全員協議会、予算・決算特別委員会分科会予備日
9月23日	金	休 会	秋分の日
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	休 会	
9月27日	火	休 会	
9月28日	水	休 会	

9月29日	木	委員会	予算・決算審査特別委員会
9月30日	金	委員会	議会運営委員会
10月1日	土	休会	
10月2日	日	休会	
10月3日	月	休会	
10月4日	火	休会	
10月5日	水	休会	
10月6日	木	休会	
10月7日	金	本会議	付託事件等審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

2. 付議事件

議案番号	事 件 名
報告第 6号	令和3年度日置市土地開発公社決算の報告について
報告第 7号	公益社団法人日置市農業公社令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告について
報告第 8号	令和3年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
報告第 9号	令和3年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
諮問第 3号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
承認第 8号	専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
議案第55号	市有財産の取得について
議案第56号	市道の路線の認定及び変更について
議案第57号	日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議案第58号	日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正について
議案第59号	日置市一般住宅条例の一部改正について
議案第60号	令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）
議案第61号	令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第62号	令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
議案第63号	令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第64号	令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第65号	令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

- 議案第 66 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 67 号 令和 4 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号）
- 認定第 1 号 令和 3 年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 3 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 認定第 9 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 陳情第 6 号 川内原発の運転期間を 20 年延長しないことを求める件について

第 1 号 (9 月 2 日)

議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期決定の件
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 6号 令和3年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 7号 公益社団法人日置市農業公社令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 8号 令和3年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 8	報告第 9号 令和3年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第 9	諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第10	諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第11	諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
日程第12	承認第 8号 専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて
日程第13	議案第55号 市有財産の取得について
日程第14	議案第56号 市道の路線の認定及び変更について
日程第15	議案第57号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第58号 日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正について
日程第17	議案第59号 日置市一般住宅条例の一部改正について
日程第18	議案第60号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第19	議案第61号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第62号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第63号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第64号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第65号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第66号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第25	認定第 1号 令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第26	認定第 2号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第27	認定第 3号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第28	認定第 4号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 2 9 認定第 5 号 令和 3 年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 0 認定第 6 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 1 認定第 7 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 2 認定第 8 号 令和 3 年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 3 認定第 9 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計決算認定について
- 日程第 3 4 陳情第 6 号 川内原発の運転期間を 2 0 年延長しないことを求める件について

本会議（9月2日）（金曜）

出席議員 17名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
6番	佐多申至君	7番	是枝みゆきさん
8番	富迫克彦君	9番	重留健朗君
10番	福元悟君	11番	山口政夫君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満涉君		

欠席議員 3名

5番	下園和己君	12番	中村尉司君
17番	坂口洋之君		

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君
代表監査委員 櫻 井 健 一 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから令和4年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、留盛浩一郎君、黒田澄子さんを指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月7日までの36日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月7日までの36日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。
議会の報告及び例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。
これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

皆様、おはようございます。5月16日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

5月30日に日置市防災会議を開催し、防災対策について協議を行いました。

次に、7月5日に「全国オリーブサミット in ひおき」の一環として、「HIOKIをまるごと！日置市杯オリーブオイル料理選手権」が開催され、鹿児島城西高校の生徒が自ら考えた料理6品の審査が行われました。

また、同日、佐川急便株式会社と災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定を締結しました。本協定により、被災者に対する食料や生活必需品などの物資を供給できる体制が構築され、市民生活の安定が図られます。

次に、7月6日にひおき地域エネルギー株式会社と脱炭素に向けて、再生可能エネルギーの利用促進や地域循環経済の推進を目的に、包括的連携協定を締結しました。

次に、7月8日に脱炭素ビジョンの策定に向けて、日置市脱炭素推進本部会議を開催しました。

次に、7月26日に第2回子ども議会が開催され、子ども議員8人から質問や提言をいただきました。

次に、8月3日から4日まで、兄弟都市であります滋賀県多賀町へ親善使節団として訪問しました。

次に、8月8日に関係人口創出事業「ひおきとプロジェクト」の戦略の柱として、ネオ日置計画の発表会を行いました。ネオ日置計

画は、現在注目を浴びている仮想空間メタバースを活用し、もう一つの日置を作り出すことにより、歴史と未来を融合した地方創成に取り組んでいきます。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたのでご確認をお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第6号令和3年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第7号公益社団法人日置市農業公社令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告について

○議長（池満 渉君）

日程第5、報告第6号令和3年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第7号公益社団法人日置市農業公社令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第6号は、令和3年度日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月23日に理事会が開催され、令和3年度の日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和3年度の事業報告の概況としましては、昨年度に引き続き土地造成事業を6地区で取り組み、販売促進や管理等を行いました。

農村地域工業団地に関しては、令和2年度に引き続き、5区画を事業用地として賃貸しております。また、有限会社ファクトリーヒロへ賃貸している区画については、年度途中

に当該企業から購入申出がありましたので売却しました。農村地域工業団地は造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

徳重工業団地に関しては、令和2年度に引き続き、2区画を事業用地として賃貸しております。今年度は、有限会社丸山物産と株式会社タバタへそれぞれ一区画を事業用地として売却しました。徳重工業団地は、一部土地開発公社敷地を残し、現時点における分譲全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

住宅団地に関しましては、今田住宅団地の境界確定測量業務及び整地を行なったほか、その他の住宅団地については、保有土地の管理に努めました。

収支につきましては、収益総額2億7,609万1,299円、損失総額2億2,706万8,118円となり、差引き4,902万3,181円の当期純利益となりました。

次に、報告第7号は、公益社団法人日置市農業公社令和3年度決算及び令和4年度事業計画の報告についてであります。

去る5月30日に決算総会が開催され、日置市農業公社から令和3年度決算報告書及び令和4年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和3年度の実績につきましては、研修等事業、農地貸借斡旋等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

令和3年度日置市農業公社の収支状況につきましては、全体収入合計額で7,622万8,441円、全体支出合計額が7,600万3,831円で、次期繰越収支差額はプラス22万4,610円となりました。

また、令和4年度事業計画につきましては、これまでと同様に、研修等事業農地貸借斡旋

等事業、農作業受委託事業を3本の柱として、充実強化を図ります。

なお、引き続き生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上2件、報告いたします。

○議長（池満 渉君）

これから、2件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第6号及び報告第7号の2件についての報告を終わります。

△日程第7 報告第8号令和3年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第8 報告第9号令和3年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（池満 渉君）

日程第7、報告第8号令和3年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について及び日程第8、報告第9号令和3年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

報告第8号は、令和3年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであり

ます。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対して7.2%、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して16.8%と基準値を大きく下回っている状況であります。

次に、報告第9号は、令和3年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性は保たれているところであります。

以上2件、報告いたします。

○議長（池満 渉君）

これから、2件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第8号及び報告第9号の2件についての報告を終わります。

△日程第9 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第10 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

△日程第11 諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議

会の意見を求めることについて

○議長（池満 渉君）

日程第9、諮問第1号から日程第11、諮問第3号までの人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについての3件を一括議題とします。

3件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。

令和4年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。御領原和門氏の経歴につきましては、別紙資料とおりになっております。

次に、諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。令和4年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。佐多秋男氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてであります。令和4年12月31日をもって任期満了となるため、引き続き後任委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。林美代子氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりとなっております。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。諮問第1号から諮問第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号から諮問第3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。お諮りします。本件について、御領原和門氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、御領原和門氏を適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから諮問第2号を採決します。お諮りします。本件について、佐多秋男氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、佐多秋男氏を適任者として認めることに決定しました。

これから諮問第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから諮問第3号を採決します。お諮りします。本件について、林美代子氏を適任者として認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについては、林美代子氏を適任者として認めることに決定しました。

△日程第12 承認第8号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについて

○議長（池満 渉君）

日程第12、承認第8号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてを議題とします。

本件について市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第8号は、専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについてであります。

令和4年6月の大雨による教育費及び災害復旧費の執行について、緊急を要したことから予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ

2,594万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ280億9,181万4,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増額により2,594万5,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、教育費の中学校維持補修費で、東市来中学校校舎等防水改修工事により594万5,000円を増額計上いたしました。災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で、林道、農道、水路、集落道等の施設維持修繕料の増額、公共土木施設災害復旧費で、道路、河川等の施設維持修繕料の増額により2,000万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第8号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから承認第8号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第8号専決処分（令和4年度日置市一般会計補正予算（第5号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

△日程第13 議案第55号市有財産の取得について

○議長（池満 渉君）

日程第13、議案第55号市有財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第55号は、市有財産の取得についてであります。

L G W A N系のパーソナルコンピューターを更新するため、物品売買仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第8号及び日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第55号市有財産の取得について、補足説明を申し上げます。

今回は、L G W A N系パソコンの更新に必要な備品を購入するものでございます。

1 番目に、取得物件、パーソナルコンピューター機器一式。

2、取得価格、2,219万4,040円。

3、相手方、鹿児島市東開町4番104号、株式会社南日本情報処理センター、代表取締役中村洋でございます。

次に、資料の入札結果でございます。

入札は、令和4年7月26日に執行をして

おります。

入札は、指名競争入札で、12事業者のうち10事業者が辞退して、2事業者により入札が行われ、株式会社南日本情報処理センターが落札をしております。

辞退のあった10事業者につきましては、辞退の理由を納入期限内に納品が確約できないことや設置にかかる人員を確保できないことなどを辞退の理由としております。

次に、取得物件でございますが、ノート型パーソナルコンピューター本体150台、その他機器一式でございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第55号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号市有財産の取得については、原案のと

おり可決されました。

△日程第14 議案第56号市道の路線
の認定及び変更について

○議長（池満 渉君）

日程第14、議案第56号市道の路線の認定及び変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第56号は、市道の路線の認定及び変更についてであります。

県道からの移管に伴い、1路線を認定し及び1路線を変更したいので、道路法第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第56号市道の路線の認定及び変更について、別紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回、市道の認定路線は1路線、変更路線が1路線で、鹿児島県の主要地方道鹿児島東市来線のバイパス化に伴いまして、市に市道路線認定申請書が提出されたものであります。

路線の延長や起点・終点は別紙資料のとおりでございますので、説明は省略いたします。

資料の市道認定変更路線図をお開きください。

新規認定路線を青色、変更路線につきましては、変更前を黒の点線、変更後を朱色で表示してあります。なお、丸が起点、矢印が終点になります。

2路線ともに美山集落内を通過する道路で、今回の市道認定及び変更で市道として供用・

管理を行おうとするものでございます。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、産業建設常任委員会に付託します。

△日程第15 議案第57号日置市職員の
育児休業等に関する条例
の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第15、議案第57号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第57号は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第57号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、職員が同一の子について育児休業ができる回数を特別の事情がある場合を除き2回以内とすることになりました。今回

の法改正は、育児休業の取得回数制限の緩和等について所要の改正を行うものでございます。

それでは別紙を御覧いただきたいと思ます。

第2条第3号ア（ア）の改正は、非常勤職員の子が出生後8週間以内に育児休業しようとする場合に、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、これまで勤務形態が出生日から起算して子が1歳6か月に達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用される場合に、育児休業の取得が可能であったということで、改正によりまして、子の出生日から起算して8週間と6か月——約8か月でございますが——を経過する日までと、緩和、短縮をするための改正でございます。

次に、第2条の第3号イ及びウの改正は、規定の整理を行うものでございます。

次に、下の方の第2条の3第3号の改正で、次のページのアからエまででございますが、1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員の育児休業の取得要件の柔軟化に関する改正でございます。

現行では、子の1歳到達日の翌日を育児休業期間の初日とすること、非常勤職員または非常勤職員の配偶者が、子の1歳到達日において育児休業をしていることなどが要件でございました。今回、改正によりまして、配偶者が1歳6か月までの子を養育するため育児休業をしている場合、夫婦交代で取得が可能となる。そこは特別の事情がある場合は、子の1歳到達日において育児休業をしていない場合などにより、柔軟な取得が可能となるものでございます。

次に、下の方の第2条の4の改正でございます。

1歳6か月から2歳に到達するまでの子を養育する非常勤職員の育児休業の取得要件の

柔軟化に関する改正でございます。

内容につきましては、先ほど第2条の3第3号で説明いたしました1歳から1歳6か月までの育児休業と同様の内容でございます。改正によりまして、配偶者が2歳までの子を養育するため、育児休業している場合や特別な事情がある場合、より柔軟な取得が可能となるものでございます。

次に、中段の第2条の5を削る改正でございますが、当該規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定により、出生児から取得することができる育児休業の期間を定める規定でございますが、法改正により条例中の規定の1を移動する必要が生じたということで、第2条の5を削り、同様の規定を一番下の方でございます第3条の2として、第3条の次に加える改正をするものでございます。

次に、第3条中5号を削る改正でございます。育児休業の承認請求を申し出た職員が、当該育児休業の終了後3か月以上期間を経過したときは、再度育児休業が取得できる規定を削除をするもので、この削除に伴いまして、第6号及び第7号を1号ずつ繰上げ、同条第8号は条文を整理し、一部を繰り上げるものでございます。

次に、一番下の第11条の第6号の改正は、再度の育児休業または再度の育児短時間勤務を取得予定である場合に、提出が必要である育児休業計画書について、第3条第5号を削ることにより、計画書の名称を育児休業等計画書から育児短時間勤務計画書に改めるものでございます。附則第1項は、この条例の施行日を国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正法の施行日と同じ令和4年10月1日からとするもので、附則の第2項は、経過措置について規定するものでございます。

以上、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第16 議案第58号日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第16、議案第58号日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第58号は、日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正についてであります。

国民健康保険法の一部改正により、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となったことから、基金の設置目的を明確にするため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

それでは、議案第58号日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体となったことから、基金の設置目的を明確化するため、所要の改正を行うものでございます。

これは、去る6月に実施されました国保事業に係る県の実地調査により、指導・助言をいただいたものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部を次のように改正する。

条例の題名、「日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例」を「日置市国民健康保険基金条例」に改めるほか、第1条、設置につきまして、従来「保険給付及び保険事業の費用の財源に不足が生じた時の支払いの準備のため、保険給付等準備基金を設置する。」としていた規定を「国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、日置市国民健康保険

基金を設置する。」と、事業全体の運営基金とする内容に改めるものでございます。

第2条、積立額につきましては、基金として積み立てる額は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算（第4条において「予算」という）で定めるとし、第4条、運用益金の処理につきましては、「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」を「予算」に、「この基金に編入する」を「基金に繰り入れる」と語句を改め、同条ただし書を削除します。

次に、第6条の見出し、「基金の処分」を「処分」に改め、「この基金は保険給付等」を「基金は国民健康保険事業」に、「これを」を「その全部または一部を」と基金の用途等につきましても改めるものでございます。

次に、第7条中「基金の管理に関し」を削除するものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号日置市国民健康保険保険給付等準備基金条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第59号日置市一般住宅条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第17、議案第59号日置市一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第59号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

皆田一般住宅及び日置麓一般住宅を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

それでは、議案第59号日置市一般住宅条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回一部改正の対象となっている皆田一般住宅は、教頭住宅として平成元年に建設され、平成19年度から一般住宅として貸付けを行ってまいりました。建設から33年経過しており、令和3年12月の退居を最後に入居者はおらず、空室の状態であります。

一方、日置麓一般住宅は、校長住宅として昭和48年に建設され、平成10年度から一般住宅として貸付けを行ってまいりました。建設から49年経過しており、平成25年2月の退居を最後に入居者はおらず、空室の状態でございます。

皆田一般住宅、日置麓一般住宅ともに経過年数が耐用年数を既に経過していること、また、令和元年12月に策定されました日置市一般住宅の譲渡・廃止に関する指針に基づき、廃止しようとするものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について質疑を行います。発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

○6番（佐多申至君）

議案第59号日置市一般住宅条例の一部改正について、質疑申し上げます。

まず1つ目は、今回の条例の一部改正の目的は何か、売却が目的か。

一つ、日置麓の住宅は空き家状態になって8年以上がたっているが、対応が今になったのはなぜか。また、その8年間にかかった維持管理は幾らだったんでしょうか。

一つ、今回提案された2件の住宅において、建設から解体に至るまでの計画、いわゆるライフサイクルコストがあったのでしょうか。

一つ、この物件のほかに長期間空き家状態になっている一般住宅があるのか。あれば、その空き家になっている理由は何か。

最後に、減価償却の計算法では木造の法定耐用年数は業務用、いわゆる戸建て賃貸では22年、公営住宅とするならば30年と定義されています。物理的には45年から50年とも言われていますが、今回の2件はその耐

用年数を大幅に超えています。

長寿命化計画があったのかどうか、またそれが実際施工され、維持管理されていたのかを伺います。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

1つ目の目的は、公共施設等総合管理計画及び令和元年度策定の日置市一般条例の譲渡・廃止に関する指針に基づく廃止で、保有面積の縮減が目的であります。

用途廃止後は、売却する方向で検討してまいります。

2つ目ですけど、日置麓住宅は、平成24年度に策定されました公営住宅等長寿命化計画では修繕対応としておりましたが、平成29年度の見直しにおいて、用途廃止としたもので、令和3年度に廃止解体の計画となっております。

この間、庁内でも協議を行ってまいりましたが、SDGsの観点からも用途を指定せずに民間による建物再利用をまずは検討するという結論に至りまして、今回の提案となりました。また、維持管理費用については発生しておりません。

3つ目です。2件の住宅につきましては、教職員住宅から一般住宅へ所管替えされたものを引き継いでおります。なお、ライフサイクルコストにつきましては算出しておりません。

4つ目です。空き戸数は、全10住宅団地45戸のうち、2住宅団地3戸あり、長いもので平成31年1月から空き部屋状態となっております。

最後になります。長寿命化計画は平成24年度に策定し、平成29年度に改定をしております。

今回の2住宅は、平成29年度の長寿命化計画で用途廃止と位置づけておりましたので、長寿命化のための大規模修繕等は行っており

ません。

以上で終わります。

○6番（佐多申至君）

まずは2問目といたしましては、4番目にお答えしていただいた空き家状態になっている一般住宅の空き家になっているということでしたが、その理由は何でしょうかというお答えをまだいただけていません。それと、今回のこの教職員住宅からということでしたので、この件の質問については、一般質問で行いたいと思います。

以上です。

○建設課長（田口悦次君）

空き家になっている、まず一つ目の玉田一般住宅があります。これが2戸空き家になっている状態であります。

この玉田一般住宅につきましては、3年12月に料金改定をいたしまして、4万9,000円から3万2,000円に引き下げた住宅でありまして、4月1日から施行しまして、6戸中4戸が入居しております。また今後いろいろな問合せがありますので、また入居が見込めると考えております。

あと一つ、中原一般単身者専用住宅があります。ここが1戸空いておりますが、ここにつきましては、令和3年6月30日に退居したものでありまして、1年ちょっと空き状態となっておりますので、ここにつきましては、また今問合せ等がありますので、また入居できるものと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第59号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第59号日置市一般住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第18 議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）

△日程第19 議案第61号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第20 議案第62号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第21 議案第63号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第22 議案第64号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第65号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

△日程第24 議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補

正予算（第1号）

○議長（池満 渉君）

日程第18、議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）から日程第24、議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

7件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第60号は、令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億7,980万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億7,162万3,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、新型コロナウイルス感染症対策に伴う経費、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、災害復旧費などの予算措置のほか、来年度の広報管理業務等で年度内に契約を行う必要があるものについて、債務負担行為の設定など所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金で、個人住民税減収補填特例交付金の決定により1,219万4,000円を増額計上いたしました。

地方交付税で、普通交付税の決定により3億8,583万8,000円を増額計上いたしました。

国庫支出金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の増額など2億973万9,000円を増額計上いたしました。

県支出金で、活動火山周辺地域防災営農対

策事業費県補助金、農業次世代人材投資事業費県補助金、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費県補助金の増額など、8,036万9,000円を増額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金401万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金で、財政調整基金繰入金及び減債基金繰入金の減額や介護保険特別会計繰入金の増額など5億4,900万3,000円を減額計上いたしました。

繰越金で、前年度繰越金の確定により4億5,114万3,000円を増額計上いたしました。

市債で、臨時財政対策債の減額など1億1,450万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、総務費で、庁舎管理費やバス事業者原油高騰対策補助に伴う交通政策費の増額など3,105万6,000円を増額計上いたしました。

民生費で、地域介護福祉空間整備推進交付金事業や保育所等給食支援事業費の増額など1億1,689万2,000円を増額計上いたしました。

衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や水道事業会計事業費負担金の増額など1億7,504万7,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費で、農業次世代人材投資事業費や活動火山周辺地域防災営農対策事業費の増額など4,038万9,000円を増額計上いたしました。

商工費で、ひおき時間を楽しもうキャンペーン事業や貸切バス利用促進事業実施に伴う地域経済活動支援事業費の増額など、3,344万2,000円を増額計上いたしました。

土木費で、一般道路整備事業費や都市公園施設の修繕に伴う公園管理費の増額など

962万円を増額計上いたしました。

消防費で、新規採用職員貸与品購入に伴う消耗品費の増額や操法大会奨励金の減額など159万8,000円を減額計上いたしました。

教育費で、衛生環境向上を目的とした小中学校維持補修費や体育施設一般管理費、チェスト小鶴ドーム改修工事に伴う伊集院総合運動公園管理運営費の増額など4,146万1,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費で、現年補助公共土木施設災害復旧費、現年単独社会教育施設災害復旧費の増額により3,350万円を増額計上いたしました。

次に、議案第61号は、令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,385万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,414万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金や国県支出金精算返納金の増額を計上いたしました。

次に、議案第62号は、令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ604万1,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第63号は、令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,516万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億23万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金や前年度精算に伴う国県支出金精算返納金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第64号は、令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,787万5,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、収入見込みに伴う後期高齢者医療保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第65号は、令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は総額に11万6,000円を追加し、総額を9億6,762万7,000円に、支出は、総額に633万8,000円を追加し、総額を8億9,986万4,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は総額に683万5,000円を追加し、総額を4億3,151万円に、支出は、総額に866万2,000円を追加し、総額を9億7,924万4,000円とするものであります。

建設改良費で、大雨に伴う配水管布設替工事の増額などを計上いたしました。

次に、議案第66号は、令和4年度日置市

下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を7億8,235万9,000円に、支出は、総額から484万7,000円を減額し、総額を5億3,139万9,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入は、既定の予算のとおりとし、総額を1億3,019万1,000円に、支出は、総額から433万1,000円を減額し、総額を3億2,523万1,000円とするもので、人事異動等による人件費の減額を計上いたしました。

以上7件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時20分とします。

午前11時08分休憩

午前11時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第60号から議案第66号までの7件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号から議案第66号までの7件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置

し、これに付託することに決定しました。

この予算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせいたします。

委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君、以上であります。

△日程第25 認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第26 認定第2号令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第27 認定第3号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第28 認定第4号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第29 認定第5号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第30 認定第6号令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第31 認定第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第32 認定第8号令和3年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第33 認定第9号令和3年度日

置市下水道事業会計決算
認定について

○議長（池満 渉君）

日程第25、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第33、認定第9号令和3年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

9件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

認定第1号から認定第7号までは、令和3年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第3項及び第5項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各部門における主要施策の成果説明書及び地方自治法施行令第166条第2項に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第1号は、令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、令和2年度決算と比較して歳入が14.6%の減、歳出が15.3%の減となりました。

歳入では、国庫支出金や繰入金、地方債などの減、歳出では、補助費等や普通建設事業費、災害復旧事業費などが減となったことによるものです。

一般会計の決算収支は、歳入総額324億5,034万8,000円、歳出総額310億9,603万9,000円で、実質収支は12億414万3,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、普通交付税や地方税、地方消費税交付金等の経常一般財源等が増加したことなどにより、9億3万4,000円の黒字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、個人住民税が減少した一方で、固定資産税が前年度の新型コロナウイルス感染症対策における徴収猶予分の一部納付や徴収率の上昇などによる増、市町村たばこ税が増税前の駆け込み消費による売上本数の増などにより1億1,501万6,000円の増となりました。

地方譲与税については、地方揮発油譲与税の増により468万2,000円の増となりました。

地方交付税については、普通交付税及び特別交付税の増により5億2,058万4,000円の増となりました。

国庫支出金については、特別定額給付金事業費国庫補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金、道整備交付金の減などにより40億5,506万3,000円の減となりました。

県支出金については、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金や過年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、国勢調査県交付金などの減により4億682万円の減となりました。

寄附金については、ふるさと納税に係るウェブサイトによるPR強化や事業者等との連携による特産品の充実を図ったことなどにより1億5,459万1,000円の増となりました。

繰入金については、財政調整基金や土地開発基金からの繰入金などの減により8億7,675万8,000円の減となりました。

地方債については、日吉学園増築に係る学校教育施設整備事業債や消防施設整備事業債（消防施設）、現年補助公共土木施設災害復旧事業債などの減により9億1,844万6,000円の減となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の32.1%を

占める民生費が99億9,068万6,000円、次に総務費が12.5%を占め38億8,294万3,000円、衛生費が12.0%を占め37億4,552万6,000円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が14億7,259万3,000円の増、投資的経費が26億1,171万8,000円の減、その他の経費が44億6,667万6,000円の減となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費については、常勤職員の入退職や再任用職員の減員による基本給、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種会合の未実施による行政委員分委員等報酬などの減により3,295万3,000円の減となりました。

扶助費については、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費などの減、子育て世帯への臨時特別給付金事業費や住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費などの増により13億9,906万7,000円の増となりました。

公債費については、公共事業等債や過疎対策事業債などの減、合併特例事業債や臨時財政対策債などの増により1億647万9,000円の増となりました。

投資的経費の内訳としまして、普通建設事業費については16億4,922万5,000円の減、災害復旧事業費については9億6,249万3,000円の減となりました。

普通建設事業費の補助事業では、公営住宅建設事業費や通学路交通安全事業費などの増、道整備交付金事業や日吉学園校舎増築等に係る小中学校建設事業費などの減により6億5,040万4,000円の減となりました。

単独事業では（仮称）東市来ドーム整備事業費や小学校維持補修費などの増、地域情報化推進事業費や日吉学園校舎増築等に係る小中学校建設事業費などの減により9億9,882万1,000円の減となりました。

その他の経費の内訳としまして、物件費に

ついては、小中学校教育振興費や災害対策費などの減、新型コロナウイルスワクチン接種事業費やふるさと納税に係る委託料や手数料等の増などにより1億7,626万2,000円の増となりました。

補助費等については、ふるさと納税に係る報償費や商工業振興費補助金などの増、特別定額給付金事業費や中小企業者等支援事業費補助金などの減により50億7,800万1,000円の減となりました。

積立金については、財政調整基金への積立金や将来の公債費の償還財源確保のための減債基金への積立金の増などにより4億8,287万1,000円の増となりました。

繰出金については、国民健康保険財政安定化等事業費や国民健康保険基盤安定化等事業費などの増、後期高齢者医療費や国民宿舎の観光振興費への繰出金の減などにより6,882万円の減となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は、前年度より2.0ポイント増加し、8.0%となりました。経常収支比率については、前年度より7.9ポイント減少し、84.2%となりました。

市債残高については、令和3年度末で315億5,393万5,000円で、令和2年度末と比較して5億7,736万3,000円減少しました。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3か年平均で算出され、前年度と比べ0.7ポイント増加し、7.2%となりました。

今後も引き続き、財政健全化計画や第4次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額64億8,195万8,000円、

歳出総額63億810万6,000円で、歳入歳出差引額は1億7,385万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税9億100万9,000円、県支出金48億3,959万円、繰入金5億5,755万3,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費46億3,900万9,000円、国民健康保険事業費納付金14億1,122万2,000円などとなりました。

次に、認定第3号は、令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度の利用状況は、宿泊人員4,558人、休憩人員6,589人の合わせて1万1,147人の利用となり、前年度比宿泊88人増、休憩27人増の合計115人の利用者増となりました。

決算額は、歳入歳出総額1億1,531万3,000円で同額となりました。

歳入の主なものでは、事業収入5,875万3,000円、繰入金5,656万円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億1,531万3,000円となりました。

次に、認定第4号は、令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和3年度の利用状況は、宿泊人員1,555人、入浴人員1万7,738人、プール及び温泉共通人員1万3,688人、飲食利用人員ほか1万6,234人の合わせて4万9,215人の利用となり、前年度比宿泊943人増、入浴509人増、プール及び温泉共通利用人員509人増、飲食利用ほか190人増の合計2,151人の利用者増となりました。

決算額は、歳入歳出総額1億488万円で

同額となりました。

歳入の主なものでは、事業収入5,207万7,000円、繰入金5,280万3,000円などとなりました。

歳出では、経営費1億488万円となりました。

次に、認定第5号は、令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額587万4,000円、歳出総額519万3,000円で、歳入歳出差引額は68万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料285万4,000円、繰入金218万3,000円、前年度繰越金83万7,000円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で519万3,000円となりました。

次に、認定第6号は、令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額58億379万5,000円、歳出総額55億4,630万7,000円で、歳入歳出差引額は2億5,748万8,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億6,814万3,000円、国庫支出金14億4,896万2,000円、支払基金交付金14億3,301万5,000円、県支出金8億376万1,000円、繰入金8億5,770万4,000円、繰越金1億8,945万4,000円などとなりました。

歳出では、総務費5,376万円、保険給付費51億5,716万7,000円、基金積立金8,142万円、地域支援事業費1億4,471万4,000円、諸支出金1億924万6,000円となりました。

次に、認定第7号は、令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いてであります。

歳入総額7億6,556万1,000円、歳出総額7億6,339万8,000円で、歳入歳出差引額は216万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料5億115万5,000円、一般会計繰入金2億4,554万7,000円、諸収入1,713万4,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金7億2,896万4,000円、保健事業費2,778万7,000円などとなりました。

次に、認定第8号及び認定第9号は、公営企業会計の決算認定であります。

地方公営企業法第30条第2項に規定する監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

認定第8号は、令和3年度日置市水道事業会計決算認定についてであります。

収益的収支については、給水人口の減少等はありませんでしたが、前年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道基本料金免除を実施したこと等もあり、水道料金は5,008万9,000円の増となりました。

総額では、水道事業収益8億6,828万7,000円、水道事業費用7億7,001万4,000円で9,827万3,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額2億1,880万8,000円、支出額6億8,619万2,000円で差引不足額4億6,738万4,000円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,096万円、繰越工事資金から2,642万

4,000円、過年度分損益勘定留保資金から4億2,000万円補填しました。

次に、認定第9号は、令和3年度日置市下水道事業会計決算認定についてであります。

下水道事業会計は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を運営しており、収益的収支については、総額で下水道事業収益7億5,227万5,000円、下水道事業費用4億9,004万4,000円で2億2,623万1,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、総額で下水道事業資本的収入9,915万7,000円、下水道事業資本的支出2億8,745万8,000円で差引不足額1億8,830万1,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から24万4,000円、当年度分損益勘定留保資金から1億673万2,000円、引継金から8,132万5,000円補填しました。

以上9件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから認定第1号から認定第9号までの9件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（黒田澄子さん）

ただいまご報告がございました認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、市長に質疑をさせていただきたいと思えます。

今回のこの決算は、市長が初めて編成された令和3年度の予算、その成果について、市長ご自身どのように評価をされておられるのか。事業の点について、財政の点について、また一生懸命取り組んでこられた人づくりの点、この3つの観点からのご見解を伺いたいと思えます。

私たちは個々の事業については、議会でもこれから委員会の審議が始まってまいります

が、総括的にということでお尋ねをしたいと思ひます。

まず初めに、市長が描かれた日置市の建設に向けて、一般会計決算を振り返ってみられて総括的に、これはうまくいってきたな、また、若干ここはあまり思ったとおりにはいかなかったようかなというような部分、ないかもしれませんけれども、お示しいただければと思ひます。

次に、財政的に好転の兆しも見えておりますが、南薩クリーンセンターなど、今後財政需要は厳しい、そういったものがある中で、基金残高は若干増えております。

永山丸、初年度の財政運営について、ご自身ではどのように評価をされておられるのか聞きたいと思ひます。

最後に、全てを動かすのは人であるということで、就任当初、市長は全ての職員と面談をされたというふうに伺っております。ともに働く職員の育成は、この1年間、時間的には短いと思ひますけれども、うまく回り始めてきたなというふうにお感じなのか、以上、3点について質疑といたします。

○市長（永山由高君）

1年間のこの決算についての総括的な所感をというご質問でございますけれども、これは就任前から申し上げていたこと、最優先はやはりコロナ対策であるということ再三申し上げてまいりました。その観点においては、この新型コロナウイルス、非常にやっかいなものでして、株がどんどん更新されていってしまうという中において、その時々で必要な対策を取ってはきておりますが、事態はまだ収束しているとは言えない状況にあるという点においては、事業的にも財政上も難しいかじ取りであるという状況は続いているというふうにご認識をしております。

3つ目の人についてのお話でございますが、今、全職員面談が実はまだ終わっておらず、

隙間隙間に一人ずつ市長室に来ていただいて話をさせていただいているところでございます。

コロナ対策も含めて、これは長期的な、ある程度の時間軸を見ながら対応する必要はある点ばかりであるというふうにご認識をしておりますので、引き続き取り組んでまいりたいというふうにご思ひます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第9号までの9件については、議会選出の監査委員を除く19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

この決算審査特別委員会の委員長、副委員長の選任につきましては、事前の全員協議会で次のように互選いただいておりますのでお知らせいたします。

委員長に黒田澄子さん、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君、以上であります。

△日程第34 陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件について

○議長（池満 渉君）

日程第34、陳情第6号川内原発の運転期間を20年延長しないことを求める件について

てを議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午前11時50分散会

第 2 号 (9 月 9 日)

議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（11番、14番、13番、16番）
-------	-----------------------

本会議（9月9日）（金曜）

出席議員 18名

1番	中村清栄君	3番	福田晋拓君
4番	長倉浩二君	5番	下園和己君
6番	佐多申至君	7番	是枝みゆきさん
8番	富迫克彦君	9番	重留健朗君
10番	福元悟君	11番	山口政夫君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 2名

2番	元山寿哉君	12番	中村尉司君
----	-------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括監選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君
学校教育課長	中鉢吉彦君	会計管理者兼会計課長	外菌和代さん

監査委員事務局長 内山良弘君

農業委員会事務局長 東浩文君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

なお、元山寿哉君より、一般質問を取りやめたい旨の申出がありましたので、ご了承願います。

それでは、順番に質問を許可します。

まず、11番、山口政夫君の質問を許可します。

〔11番山口政夫君登壇〕

○11番（山口政夫君）

皆さん、おはようございます。

台風11号も通過し、被害がなくて幸いでございました。

9月議会一般質問、1番目を仰せつかりました。

それでは、通告に従い、次の質問をいたします。

質問1、姉妹都市交流事業の弟子屈町と交流事業について質問いたします。

弟子屈町とは、永山在兼氏が東市来町出身で昭和5年阿寒横断道路を開削工事責任者として難関工事を完成させ、摩周湖周辺が昭和9年、阿寒国立公園に指定されました。この道路を永山道路、永山氏は阿寒国立公園の父と呼ばれています。

このことが縁で、昭和58年、旧東市来町と弟子屈町が姉妹町盟約を交わし、日置市が誕生の平成17年からも姉妹町盟約は継続されています。

そこで、1項目、弟子屈町姉妹都市交流事業で学生の交流事業やその他の交流事業の実施状況を伺います。

2項目、昭和58年姉妹盟約を結び、来年

は40周年を迎えますが、記念行事等の計画はあるのか伺います。

2項目、雨水の利用の推進に関する法律（法律第17号）、水資源対策、水害対策、断水時の生活用水の確保等に関する課題について質問します。

雨水の利用の推進に関する法律では、「雨水の利用を推進し、水資源の有効活用を図り、下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与する。雨水を一時的に貯留し、水洗トイレの用水、散水その他の用途に使用する。市町村は、計画を定めることができ、雨水貯留施設の新設、雨水の利用のための施設、つまり雨水タンク等整備について助成を行うよう努めるものとする。」と定めてあります。

そこで、1項目、5月完成した東市来ドームに断水時のトイレ用水確保のため、1,000ℓの雨水タンクが設置されたと考えます。このことは非常に重要なことであることから、指定避難所及び小中学校、保育園等に雨水タンクの設置を進めるべきと提案します。

2項目、市設置の雨水貯留施設の建設計画はあるのか伺います。

3項目、個人住宅への雨水タンク設置は、水資源の活用、大雨のときはミニダムの役割、普段は花壇等への散水、地震・大雨水害等による断水時は水洗トイレ用水、生活用水として活用できるため、市民への200から500ℓタンクの設置費用の一部助成を行い、雨水の利用の推進を図るべきではないか申し上げ、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1のその1、弟子屈町交流事業について回答します。

人的交流はここ2年できておりませんが、姉妹都市盟約締結記念式典等への参加や市民

ツアーの実施、特産品直売所の出荷者による研修視察などを行っておりました。そのほか、農林水産物などの相互販売など特産品交流事業を実施しております。

また、昨年11月には弟子屈高校の生徒が修学旅行先として本市にも来られ、東市来地域でみかん狩り体験や永山在兼氏顕彰碑の訪問を行っております。

その2、40周年について回答します。

記念行事等の計画でございますが、これまでも節目の年には姉妹都市盟約に関する式典を開催しております。締結40周年を迎える令和5年につきましても、式典等の開催に向けて弟子屈町との協議を進めてまいります。

質問事項2のその1、指定避難所への雨水タンク設置について回答します。

災害時にトイレの利用をためらうことのない環境は重要と考えています。指定避難所等への雨水タンクの設置については、東市来ドームに設置した雨水タンクの害虫発生状況やポリタンクの劣化事象なども見極めながら対応してまいりたいと考えています。

その2、市施設の雨水貯留施設の建設計画について回答します。

東市来町湯田の普通河川山仁田川周辺が豪雨の影響で浸水被害が度々発生しています。これを解消するために、山仁田川上流に一時的に雨水を貯留する雨水調整池の整備を進める計画があり、今年度詳細設計等を行う予定となっております。

その3、タンク設置費用の一部補助について回答します。

個人宅への雨水タンク設置は、大雨時の対策及び断水時の水洗トイレへの利用などが考えられます。助成制度を導入している自治体は財源に社会資本整備総合交付金を充当しており、対象地域が限られるなどの課題が見られることから、費用の一部を助成することについては慎重に検討してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、ご質問に対しまして教育委員会の関係分をお答えをいたします。

まず、姉妹都市交流事業についてでございます。

教育委員会における中学生姉妹都市交流事業につきましては、令和2年2月に弟子屈町から12人の中学生交流団の皆さんが来町されたのを皮切りに、隔年で相互の中学生交流を行っております。

続きまして、雨水タンクについてでございます。

小中学校等に雨水タンクを設置し、雨水の有効利用を図ることは、災害時の断水時等に利活用できるなど多数のメリットがあることは認識しております。

しかしながら、コケやボウフラが発生する可能性があることや、火山灰の影響もあり、衛生的でない点や、設置スペースの確保が課題であるところです。

今後におきましては、防災担当課とも連携をし、断水時のトイレ用水確保等について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

先ほどの姉妹都市の交流の答弁で、「令和2年」と申し上げましたが、「平成2年2月から」でございます。訂正をいたします。

○11番（山口政夫君）

それぞれご答弁頂きました。

弟子屈町との交流、ちょうど私も10年前交流事業、あのときは阿寒の国立公園指定80周年記念と併せて交流事業をしたときに参加させていただきまして、非常に永山在兼氏を思い、弟子屈町の皆さんが日置市への思い入れが非常に強いというのを実感した次第です。

それで、交流事業、スムーズに進んでいるようです。農産品の交流販売会でも非常に好評で日置市の農産品を弟子屈でも持っていくともう即完売というような話も聞いております。

それぞれ各所管でスムーズな連携の下で事業の推進が図れるよう、申し添えまして次に移らせていただきます。

それと、コロナで来年度もどうなるか、本当心配でしょうけども、市長がいつも申されるように、中止ありきじゃなくてどう安全に開催できるかということが一番念頭に置いて、計画・事業実施に向けて取り組んでいただきたいと申し添えておきます。

それでは、2問目にまいります。

答弁頂きました。難しいようです。ただ一つ、現状で断水した場合、特に小中学校は生徒の問題があると思います。そのときに、日置市として断水時のトイレ、こういう生活用水の確保を計画、対応マニュアルがあるのかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

災害時の断水マニュアルというものはございませんが、市として災害時に備えている項目というのは幾つかございます。

水を使わずに排泄物を1回ごとに自動で密封するトイレ50台を整備しておりますし、レンタル機材の供給協定によりまして仮設トイレの設置、また本年3月に締結しました移動式宿泊施設等の提供に関する災害協定によるコンテナトイレの調達でございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

今、契約で移動コンテナ設置とか対策はあるようです。

なぜ、私もここまで申しますかといいますと、私がかかりつけ医に「山口さん、20kg」と、私今これで20kg痩せているんですね。

その当時、「1週間食事が取れなくても命には関わりはそこまで影響ありません」と。ところが、「排尿・排便、これを我慢することは非常に体によくないです。最悪命に関わる事態にもなりますね。」と。

で、あちこちの、特に4年前ですかね、熊本災害でメディアが取材するときに、市民に「何が一番困りましたか」というインタビューのときに、「飲料水、食料は自治体あるいは行政、ボランティア等で十分に助かりました」と。ところが、「一番困ったのは生活排水でした」と。「トイレを使えません」という話があります。

ところが、これがどういうわけかいろんなところでもちょっとなおざりにされているように私は感じております。

そこで、市長、この車両をご存じでしょうか。私も、このトイレの雨水タンクのことでいろいろ調べてみました。実は、これは東京消防庁が昨年導入をいたしましたトイレ車両です。内部が、こういうふうなトイレになっております。そして、こちらが今の消防車両の後部です。東京消防庁が、女性隊員が300人いるということで、後部からは女性専用の、完全に男性と女性のブースが確立していきまして、こちらは女性専用のブースとなっているそうです。

これが、昨年熱海市で発生した土石流の災害救助に派遣したときに、実際このトイレ車も派遣し、消防隊員が活用しているということでございました。

そういう流れの中で警察関係を調べてみたら、もう警察ははるか二十数年前からこのトイレ車を導入しているということが分かりまして、実際消防あるいは自治体等が遅れているなというのを実感しました。

それで、調べていきますと自治体が最近、この四、五年で非常に、これは越谷です。ですが、これはトレーラー車ですね。いろんな

タイプがあります。先ほどの消防庁のは大型移動式のトイレ車なんです。これは、牽引がいります。ですから、先ほどの消防庁と同じようなコストがかかるようです。そして、消防庁と似たように自走式ですね。こういうのもあるようです。

そして、これは九州で一番最初にトイレカーを導入されました島原市、これは調べていきますと30年もなりますかね、雲仙普賢岳の火砕流で島原市は災害に強いまちづくりを目指して防災計画をされているようです。

それと、さすがだなと思ったのが、これが実は宇和島市です。宇和島市も平成30年に大水害が発生し、ほぼ市内1か月の断水を経験されたそうです。そのときに、一番困ったのがトイレですねということはいち早く、これも平成2年に即導入されております。

そして、こちらのこの2台は軽車両です。島原さんが導入されたものと同じで、1台に2個のトイレがついております。

そして、こちらのちょっと大きいです。普通車です。これは、ちょっとすみません、写真が見つからなかったんですが、身体障がい者用に後ろからリフトがついていまして、車椅子のままトイレを使用できますよと。そして、なおかつトイレの中にオストメイト機能とかそういう障がい者に配慮した車両となっております。

それで、最近の、先ほどの島原市なんです、導入されまして令和2年ですね、昨年人吉の球磨川地域の大水害、そのときにいち早く、同じ島原市も令和2年に導入されております。たしか、2月か3月に導入されました。その後の7月に即球磨地域に災害派遣ということでこのトイレ車を派遣されております。

そして、先ほどお見せしました宇和島市も県内外の災害が発生したときには災害派遣をするという目的でも整備しておる。宇和島市の場合は、市民の営利活動あるいは公益活動

をされている皆さんへは、市民へは無料の貸出しも行っているようでございます。それを要綱に定めてですね。

そういうことを考えると、最初私も雨水タンクが一番いいのかなと思って提案している中で調査していきますと、やはりこの移動式トイレ、これも整備すべきじゃないかなと。市長、いかがお考えでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

おっしゃいますように、災害時にトイレの施設に不備がございますと、水分を調整とかそういうことで体調に影響を及ぼしますし、また不衛生な状況では感染症などの心配もございますので、時間の経過を見ましてトイレの組合せを考えていく必要があると思います。

そういう意味では、ご提案頂いたようなトイレカー等も含めて多種多様な手段で確保していく必要があるというふうに考えております。

○11番（山口政夫君）

市長、ぜひご検討頂きたいと思います。

実は、島原市はこれ430万円で購入されております。そして、宇和島市はこの3台を1,683万円という価格で整備されているようです。そういうことを考えますと、先ほどご指摘されたように、雨水タンクを避難所、小中学校に設置するというと70か所設置しないといけないですね。

そういう費用対効果的なことを考えますと、やはり早急にこういう一、二台整備するというのも大事だと思っております。そこも、ぜひ早急に検討を進めていただきたい。いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

先ほど総括監申し上げましたように、この災害時のトイレの必要性、需要というものは、災害の種類や規模、そして災害の発生時から時間の経過に応じて必要な個数や種類、対

応の体制というのが変わっていくというふうに認識をしているところでございます。

携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、車載トイレと様々な手段はございますので、議員ご指摘のモデルも検討しながら、多方面でこれは研究を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○11番（山口政夫君）

ぜひ購入に向けてご検討を進めていただきたい。様々な選択方法を準備することは大事だと思います。ですけれども、それで不足した場合、速やかに移動して困っているところにそのトイレをお届けする。

例えば、これは災害時だけじゃないと思います。島原さんやら宇和島さんが市民への貸出しをやっているように、平時のイベント等あるいは障がい者施設の方がお花見に行く、トイレを探されて大変というのも聞いております。

そういうことも、よくフェーズフリーという言葉がありますように、平時でも有効活用し、非常時・災害時でも活用できるということにはつながると思いますので、検討をよろしくお願いします。

それでは、次に進めます。

先ほど、この写真が実は東市来ドームに設置された貯水タンクです。これを受けまして、質問するだけでは意味がないと思ひまして、実はこれ、議長の同意を得まして同僚議員やら執行部の皆さんにはデータでお届けしてあると思います。自宅に、実は私6月の末に設置してみました、実際自分で。

ところが、実際私は500ℓを設置したかったんですが、御覧のように場所が入りませんで、ようやくこの200ℓのタンクが設置できたんですね。

ここに、ちょっと下に見えます、これでじょうろで普段はプランターや花壇に水かけをやっております。そして、50ℓから70ℓ

残して残りの水を普段は使っております。

なぜかいいますと、説明資料にもありますとおり、非常時にトイレの水洗水として使うときに、メーカーさんは4ℓから5ℓ必要ですというふうに書いています。ですが、私3ℓで試験しますと、3ℓでも十分流せます。緊急時の場合は、やっぱり節水ということも考えれば。そうしますと、2人家庭ですと3日ぐらいは対応できるという自分の個人の判断ですが、そういうことをやっております。

それを考えたときに、やはり市民にもこういう緊急時の、それとフェーズフリーって先ほど言いましたように、平時は花壇への水やり、それから洗車等の水に使い、そして2項目で雨水貯留施設、現在東市来で計画していただいております。実は、これも私も自治会長時代、町の中を氾濫しているところを雨靴を濡れながらお願いして、10年かかっております。

そういうことを踏まえますと、各家庭にミニダムができるわけですね。私は、雨が降るときにはこの一番下のこのバルブで水をゼロにして、ほんで水をためます。やはり降り続くときはそれを繰り返すという、個人的な管理も必要ですけれども、そのようなことを考えると各家庭への雨水タンクの設置ということは非常に有効活用なのかなと思います。

ただし、この答弁で補助財源の問題をご指摘頂いているようです。補助財源がないから、どういうふうに検討されるのか分かりませんが、やはり必要なものは補助財源云々もでしょうけれども、自主財源等でも設置を推進すべきだと思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○上下水道課長（田村長保君）

お話頂いておりますように、その雨水タンクの設置につきましては重要なものということでは考えております。

いずれにせよ、この財源というものが必要になってまいりますので、またその辺も踏まえながら検討していく必要があるかということで考えております。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

答弁で、財源としてほかの自治体ですね、これ今回調べて分かりました。答弁でおっしゃるとおり、財源の問題かもしれません。なぜかといいますと、このトイレカーの導入にしても雨水タンク助成を制度として実施している自治体は災害を体験された地域がほとんどです。それ以外のところは、ほとんど助成制度はございません、幾ら探しても。

ただ、鹿児島県内でも霧島市、鹿児島市も私が記事で読んだら昨年度まで実施して今年はしていないという記載なんですけど、やっぱり今年も少しはやっているというようなことも聞きます。ただ、霧島市もこの雨水タンクに対する補助事業は実施しておられます。これが、先ほど答弁でありました社会資本整備総合交付金、これの対象地域なのかそこらは分かりません。

もし、日置市がこういう補助の対象でない場合、そのときの対策といいますか、どういふことをご検討されているのかお伺いいたします。

○ 上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

今お話頂きました霧島市につきまして、雨水タンクの補助制度を行っているところですが、霧島市が行っておりますのも社会資本交付金事業のほうを活用して行っております。その交付金が見える区域のみその助成制度を行っているところでございます。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

それでは、再度伺います。

日置市は、この社会資本整備総合交付金の

支給対象区域外という理解でよろしいのでしょうか。

○ 上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

交付金の活用地域につきましては、雨水事業の計画区域は補助対象になるということで聞いております。その区域としましては、日置市の伊集院町の妙円寺とか、それから西回りのインターがあるあの辺りまでの区域のみでございます。そのほかの地域は、全て対象にはなりません。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

今のご答弁で確認しますと、日置市内全域が交付対象じゃない。伊集院地域の一部、西回り道路のインターの一部地域が交付対象という解釈でよろしいのでしょうか。

○ 上下水道課長（田村長保君）

はい。あの伊集院の上のほうは妙円寺、下のほうはそのインターの辺りが雨水の計画区域になっておりますので、その範囲でございます。

そのほかは、対象にはならない区域となります。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

実は、NHKが全国ハザードマップというのをアプリで公開しております。すみません、画面が先ほどまでは見れたんですが、ちょっとおかしくなりましたが、実はこれで総括監とも、この地図で本年ハザードマップを新しく改正して市民に配付されました。

これで見ますと、伊集院の町が3 mから5 mの水没地域ということで、以前はこの本庁ぎりぎり1 m冠水域という認識でした。びっくりしました。ですので、その日置市全体が交付金対象域じゃなくても、その地域だけでも取りあえず推進すべきじゃないでしょうか。

これ、実際皆さんもハザードマップじゃなくて、これスマホでも御覧頂けます。パソコンでも私も確認しましたので見れます。ほとんど伊集院の、地名が私分からんけど、あの旧、福元議員のあそこからずっと、「都市計画区域」と呼ぶ者あり）都市計画区域でいいですか。都市計画区域はほとんど3mから5mの水没地域というハザードマップになっております。

そのようなことを考えますと、それと美山の下の大田地域ですね、宮田地域とか、それと猪鹿倉とか。ほぼ水没地域になっております。

このようなどころからだけでも雨水タンクの設置を推進すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○上下水道課長（田村長保君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、その水没の地域ということで入ってはおります。今現在、県のほうに神之川の改修をしていただいているところでございます。現在、一部河川の幅を広げたりして流れがある程度スムーズにはなっているかと思っております。また、今後も河川改修のほうは進んでまいりますので、またその辺りで浸水とかその辺は変わっていくのかなというようなことは想像しているところでございます。

以上です。

○11番（山口政夫君）

確かに神之川の改修工事が国の直轄事業になって大分進んでいるのは認識しております。それだけではなくて、私が言うように、例えば吹上地域も水不足を指摘されますよね。ですから、前回私も取水量を増やす対策をしないのかと水問題について質問いたしました。

やはり、雨水を利用するということは、自分が実際60日使用しました。その中で水道水を使ったのは、50日残してですね、たっ

たの10日間です。あとの50日は、ほぼたまった雨水で散水したり花壇に水をやったりというふうに有効活用できます。

そのようなことから、やはり先ほど言いましたように、フェーズフリーつまり平時であろうが緊急時でも役立ちますよねという一つの手法ですので、これをぜひ検討を進めていただきたい。

それと、先ほど申しましたトイレカー、これは様々な車種があるようです。十分検討していただいて、安いのは、先ほど言いましたように、軽自動車のトラックに乗った数百万円、それから3台調達された宇和島で千七、八百万円、そういうのも整備をして、取りあえず体験し、使用してみるということも大事じゃないでしょうか。両方推進に向けて取り組んでいただくように、市長、最後お伺いしますが、いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

トイレカーを含む災害時のトイレ対応につきましては、先ほど申し上げたように、必要な場面で必要な種類のトイレをいかに確保するかという観点で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、雨水タンクにつきましては私は主に2つメリットがあるだろうというふうに考えておりまして、1つ目は大雨のときの河川への流出抑制です。これにつきましては、先ほど上下水道課長申し上げているように、本来的にはやはり河川の拡張を含め、治水の全体像、ここをどういうふうに対応するかというところが最優先であろうというふうに認識をしているところです。

もう一つのメリットが、断水時のトイレ利用を含む生活水というところになるかと思いますが、1つの選択肢としてはお風呂の浴槽に、予見される場合には水をためていただくといったような市民の皆様にご協力を頂ける場面もあろうかと思っております。

こちらにつきましても、先ほど申し上げたように、制度化するに当たってはエリアの縛りがあるといったような状況もございますので、検討に当たっては慎重な検討が必要であるというふうに認識をしているところです。

以上です。

○ 1 1 番（山口政夫君）

確かに雨水タンクに関しては、最近NHK等や民法でも避難勧告出たときはトイレ用水確保のためにお風呂に水をためてくださいというようになりました。ところが、まだ認識が薄いと思います。そういう意味からも、可能な限り推進を図っていただきたいと。

それと最後に、これ同僚議員も皆さんもそうですし、執行部の皆さんもそうです。市民の皆さんあるいは職員の皆さんも、断水というのはなかなか体験しないじゃないかと思われがちです。今度自分がやって初めて分かりました。メーター器のところに止水弁があります。これ実際止めて断水を自分で自ら1週間体験していただきたい。どれだけ生活用水が大事か。ただ、食料用の飲料水というのはお店に買いに行けばペットボトルで買えます。確保できます。

ところが、その水をトイレに流せるか。いざ本当に水がなくなったら、もったいなくて流せないんですよ。ネット上でも大震災あるいは大きな被災地でトイレのもう汚い様子が、本当びっくりするような写真が掲載されております。もうあえて、お出ししようと思いましたが、みっともないからやめました。

そういうことを考えると、やはり緊急時の雨水を貯水し、あるいは断水時のトイレの水洗水というのを確保するのは大事だと思います。なぜかというと、日置市も下水道及び浄化槽が84%ですかね、約1万9,000世帯がもう水洗トイレ化しております。そういう意味からも、一番重要なことと思っておりますので、再度そういうトイレカーあるいは雨水

の活用方法というのを検討し、制度として実施に向けて取り組んでいただくよう再度申し上げます。

○議長（池満 渉君）

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

○ 1 4 番（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。公明党の黒田澄子でございます。

台風一過、しかしまだまだ暑い日が続く、コロナの収束も見えない状況です。地域行事の開催も見合わせなくてはならず、先日お会いした先輩から、「3年間も地域の祭りもできず、地域での楽しい思い出を作らざることもできず、中学生を卒業させることになることがとても残念です」との言葉を伺い、本当に子どもたちの3年は大きいということと、地域の皆さんの優しさに触れた日でもありました。

早く元どおりの日常になりますことを皆さんと願いつつ、通告にしたがって一般質問をさせていただきます。

初めに、公立幼稚園の3園の統合の詳細についてお尋ねをいたします。

5月の議員全員協議会で初めて統合の提言が出ていたことを知りましたが、まだまだ内容が分からない点、また統合の提言が出てきた背景も分かりにくい点がありますので、市民にも内容をしっかりとご理解いただくことも踏まえて質問に至りました。

では、1点目、これまで本市の公立幼稚園は伊集院北小附属と日置小附属の2つの幼稚園が市の公立幼稚園の基本方針に基づき、廃園となりました。現在の基本方針によると、2年続けて全園児が15人未満のときは統廃合を検討することになってはいますが、土橋、飯牟礼の2園は既に15人未満を大幅に超えて5年が経過しております。統廃合の検討を

されなかった経緯についてお尋ねします。

次に、この提言を出された日置市幼稚園運営委員会が令和3年度に設置されていますが、設置の経緯を目的についてお尋ねします。

3点目に、令和5年度か6年度には東市来、飯牟礼、土橋の3園を統合する提言が出ていますが、今年度の園児募集で園児数が何人であっても統合されるのかお尋ねします。

2番目に、SDGsの視点でパートナーシップ宣誓制度に取り組まれないか提案させていただきます。

初めに、全国的にLGBTQ+の方々へのパートナーシップ宣誓制度に取り組む自治体が増えてきています。この制度での当事者へのメリットはどのようなものか、お尋ねします。

次に、LGBTQ+、性的少数者への市民や学校教育の中での理解を広める啓発はどのような状況でしょうか。

3点目に、市内企業への啓発活動はどのようにされていますか。

4点目に、LGBTQ+の方々が安心して暮らせる優しい日置市を目指して、婚姻に準ずる関係を認めるパートナーシップ宣誓制度に取り組まれないか提案いたしますが、いかがでしょうか。

3番目に、SDGsの視点で公共施設への授乳室の設置と、男性トイレへのサンタリーボックスの設置についてお尋ねをいたします。

私は、平成28年3月議会で、仮称赤ちゃん駅について提案をしています。おむつ換え、授乳、ミルク用のお湯などを含めて利用できるスペースの提案でした。当時、「女性センターには設置」との答弁、また「今後検討する」とも言われていました。既に6年経過しましたが、再度提案させていただきます。

初めに、公共施設への授乳室、男性トイレへのサンタリーボックスの設置個数をお尋ねします。

次に、子育て中の方も公共施設を利用されますので、ぜひ授乳室を設置してはと提案しますが、いかがでしょうか。

3点目に、前立腺等の病後や出血の多い痔、また性適合手術に及ばれないトランスジェンダーの方が生理用品を使用され、男性トイレ利用をされますが、そういった方々のために男性トイレへのサンタリーボックスの設置を提案しますが、いかがでしょうか。

最後に、高校3年生までの脱毛にもウィッグ助成ができないかについてお尋ねします。

初めに、がん患者以外でウィッグを使用する高校3年生までの市民の現状はどうでしょうか。

次に、今年度から県の補助金もあり、がん患者へのウィッグ助成が始まりました。とてもいい政策だと思います。今回は、市民の要望も受けて、がんではないですがそのほかの病気等で脱毛してウィッグを使用している子どもたちに同様の助成ができないのか提案します。

児童・生徒は毎日学校に通うため、ウィッグは必需品です。安心して登校し、学ぶ環境をつくるためにも、ぜひ高校3年生ぐらいまでは脱毛にも助成を考えていただけないのかと提案をいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

質問事項1の公立幼稚園の3園の統合案についてのその1、その2、その3につきましては教育長より答弁いたします。

質問事項2のその1、パートナーシップ宣誓制度における当事者のメリットにつき、お答えします。

パートナーシップ宣誓制度に法的な効力はありませんが、性的少数者の方々の生きづらさや不安が少しでも解消されるとともに、行政サービスや民間サービスにおいて様々なメ

リットがあります。

具体的には、公営住宅への入居や病院での付添いで家族と近い扱いが得られやすいなどの例もあるようです。加えて、性的少数者の方々への社会的理解の促進につながるなどが考えられます。

その2、啓発につき、回答します。

LGBTQ+、性的少数者に関する正しい理解について考える講座の実施や、広報ひおき及び日置市女性センター銀天街だよりにおいて関連記事を掲載するなどし、広報啓発活動を行っております。

その3、市内企業への啓発活動についてお答えします。

現在のところ、企業に特化した啓発活動は行っておりませんが、他自治体の先進的な取組について参考にしてまいりたいと考えております。

その4、パートナーシップ宣誓制度に取り組まないかのご質問に対し、回答します。

制度化につきましては、現在先進地研修、関係課における庁内会議を開催し、制度設計と併せて職員の理解推進、市民への啓発、自治体間連携等につきまして検討を進めています。

質問事項3のその1、公共施設への授乳室の設置数、男性トイレへのサンタリーボックスの設置個数につき、回答します。

公共施設の授乳室設置数につきましては、日吉支所庁舎など7か所、男性トイレへのサンタリーボックス設置個数につきましては143個設置しており、設置率としましては4割程度となっております。

その2、公共施設における授乳室設置につき、回答します。

マニフェストにも掲げておりますとおり、子育て世代の不安に寄り添う体制づくりを目指し、各種支援施策に取り組んでいることから、本庁舎など特に子育て世代の利用が多い

と想定される施設について授乳室の設置を検討してまいります。

その3、男性トイレへのサンタリーボックスの設置について回答します。

男性トイレへのサンタリーボックス設置につきましては、現在本庁舎及び各支所など主要な公共施設には設置されておりますが、そのほか来場者の多い体育・観光施設等につきましても利用者の方々の要望やニーズを把握しながら設置を検討してまいります。

質問事項4、その1、ウィッグを必要とする高校3年生までの市民の現状について回答します。

高等学校等の状況に関しては、数として把握しておりませんが、各種相談を通じて脱毛や抜け毛などで悩んでいる方について一部把握しております。

その2、ウィッグの助成について回答します。

これまでも、市民の方から心身の影響や体質等による脱毛等の相談を受けており、ウィッグを必要とする要因は多種多様です。

がん患者以外のウィッグ助成については、対象年齢及び対象とする原因など制度設計に慎重な検討が必要であると考えています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の公立幼稚園の3園統合（案）についてお答えをいたします。

お尋ねの1番目と2番目は、関連がありますので併せてお答えをさせていただきます。

土橋幼稚園、飯牟礼幼稚園は、平成30年度から園児数が15人未満となり、日置市立公立幼稚園の在り方に関する基本方針の規定によると、令和2年度から統廃合を検討しなければなりませんでした。

市立幼稚園は、少子化や保育料無償化の影響等により、全ての園で15人未満になるこ

とが予想されましたので、それぞれの園ごとでなく、市の公立幼稚園の在り方、効果的な幼児教育の運営に関して検討すべきであると判断し、令和3年度に日置市立幼稚園運営検討委員会を開催し、検討をいたしました。

その3でございます。

現在、3園の統合や運営方針について教育委員会で検討を進めている段階で、来年度の園児募集時期までに方針を示していきたいと考えております。

続きまして、2番目のパートナーシップ宣誓制度関連でございます。

教育委員会関係の分をお答えをいたします。

すみません、2番のパートナーシップのその2でございます。

全ての学校で人権尊重の理念を学校経営の土台として教育活動を展開しております。人権教育の推進は学校教育において重要な柱であり、発達段階に応じてLGBTQ+、性的少数者の理解につながる指導を道徳科や学級活動、保健体育の授業等で計画的に行っております。

続きまして、ウィッグを必要とする子どもたちの状況でございますけれども、本市の公立小中学校に確認をいたしましたところ、ウィッグを必要とする児童・生徒は現在のところ確認されておられません。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

初めに、先ほどご答弁いただきましたので2回目の質問に入ります。

まず初めに、私自身、公立幼稚園の出身でありまして、恩恵を受けたものでございます。幼児教育を受けられて、楽しい記憶が今でもたくさんあることをここで一言述べておきます。

まず、1回目のご答弁で、全ての園で15人未満になることが予想された。園ごとでなく、効果的な幼児教育を検討すべきとのことで、令和3年度に日置市立幼稚園運営検討委員会を開催したと答弁されました。これは東市来が令和3年度の15人を割ってしまったことが要因なのでしょうか。土橋、飯牟礼が平成30年度から同じ状態だったときに、検討委員会で検討されていなかったとの答弁が欠けていると思いますので、再度ご答弁をお願いいたします。

○教育長（奥 善一君）

それではお答えをいたします。土橋幼稚園と飯牟礼幼稚園が30年度、31年度で2年間にわたりまして15人を下回ったときに、令和2年度から開催を検討するという段階に来たわけですけれども、その検討として、検討の中身といたしまして、今後、東市来幼稚園も含めて全体的に減っていくことが予測されましたので、その2つの幼稚園のみならず、幼稚園全体について検討をすることが必要であるという判断に至りまして、少し遅れましたけれども、令和3年度から委員会を開催して、検討を始めたという経緯でございます。

以上でございます。

○14番（黒田澄子さん）

その前に28年度にもこのような検討をされる委員会が設置されておまして、その資料にも、「幼児教育には一定の集団規模が必要、そして今後、運営にかかる多額の経費が必要、そして幼児教育のニーズの課題として、供給過剰となっており、今後、公立幼稚園の意義、役割の検討が必要である。また、認定こども園が新たに設置されたことにより、さ

らなる供給過剰が懸念される」というふうに当局のほうを書いておられます。

令和4年度の実態では、土橋が3人、飯牟礼が5人、東市来が12人、合計しても20人です。2つの園は、市が定めたその方針を大幅に下回った3人、5人という人数でございます。

幼児教育の一定の集団規模というものが、果たしてこの3人、5人での運営とはどうお考えになるのか。そこで現状、園児数を見て、市は公立幼稚園に保護者のニーズがあるとお考えなのか、また、公立幼稚園の意義は何であるというふうに考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

本市の公立幼稚園は、学校の敷地内に設置されている附属幼稚園でございます。幼稚園の教育と児童期の教育を円滑に接続し、組織的に子どもを支えるための幼小連携が保護者のニーズであり、本市公立幼稚園の意義と考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

会議録を見ますと、その点でも私立幼稚園の代表の方々は、私たちだってちゃんとそれはやっている、公立だけですか、それができているのという言葉も出ておりますので、ご紹介をしておきます。

園児数が2年続けて15人未満のときは統廃合を検討する、これは市が出された基本方針ですね。先ほど言いましたように、もう既に土橋など、もう令和元年など6人、2年が5人、3年が4人、令和4年度はもう既に3人です。飯牟礼におきましても、令和3年度が9人、今年度は5人で保育が行われています。そして、東市来がとうとう令和3年度に14人、令和4年度には12人、そういうふうに減ってきています。

市の基本方針からすると、もう既に土橋、飯牟礼は廃園になっていたことだろうと推測します。そして東市来がよいよ本年度から、そういう統合に向けての検討委員会が設置されていく時期の状況だっただろうと思います。

個人的な感想ですけど、年中、年長、合計で6人、5人、4人、3人、そういった現状は、市の行う幼児教育の一定の教育規模なのだろうか。私は家庭保育のような人数にも見えます。うちで考えると、4人の息子と友達が来ると8人、10人、しょっちゅうそういう兄弟保育のような子どもたちがいてお家で過ごしておりましたので、そのような保育に思えてならないのは私だけでしょうか。

日置小の附属幼稚園は、令和元年度に5歳児が4人いたために、これまでの基本方針を緩和されて1年延期して、令和2年度に休園、3年度に廃園となりました。このとき保護者からの陳情が複数提出され、当時、文教厚生委員長であった私は、委員のメンバーと共にずいぶん悩みながら、保護者の声を何度も拝聴し、苦しい結論を出してまいりました。保護者からは、3年保育や預かり保育をすると増えるんじゃないか、そういったことも提案があったり、とにかく存続してほしいとの切実な思いを、赤ちゃんを抱えてこられて、何度も何度も委員会で語られました。

現在、3園の統合が出ていますが、土橋と飯牟礼は基本方針の変更もないままに、現在まで15人を満たさずに、既に1桁の園児数で5年が経過しています。これまで、このような変更について、在り方検討委員会に入らないという、それが議会には説明がされてきませんでした。

そこで、平成29年10月20日に更新されてきた、この日置市公立幼稚園の在り方に関する基本方針は、いつ変更されたのか、詳細な経緯をお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木

崎勇君)

昨年度、検討委員会のほうを設置して提言を頂いたところで、現在のところ基本方針の変更は行っておりません。

しかしながら、市立幼稚園3園がほぼ同様の状況であることから、公立幼稚園の在り方について検討が必要と考えまして、昨年度、検討委員会の開催に至ったという経緯でございます。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

変更されないが、更新に当たらず、それはどんどん実行されていったんですね。

今回の日置市幼稚園運営委員会の会議録をちょっと読ませていただきました。事務局のほうから、「日置市に公立幼稚園がゼロになってしまうような見通しが持てるわけですね。極端に言うと、公立幼稚園がなくなっているのかというような視点も一つ出てくるわけですね。そういうことも含めましてですね、私たちは考えていかないといけないのかなというふうに思っております」とありました。これは、事務局のお話として出ております。

私たちは考えていかなければいけないということは、公立幼稚園がなくなっただけではないという意味にも取れました。既に公立保育園のほうは、当時園児もいましたけれど、市は民間譲渡の方向を出されて、議会も賛同し、民間に無償譲渡され、現在は市の公立保育園はゼロとなりました。何の問題もなく民間で運営されています。

しかし、公立幼稚園は別だ、公立として残さないといけないということなのではないでしょうか、お尋ねします。

○教育長(奥善一君)

今議員がご紹介されたコメントは、私どものほうのコメントでございます。先ほども申し上げましたように、令和2年度に統廃合を

検討をするというようになってはいるわけですね、方針では。したがって、その検討を進める中で将来的に東市来幼稚園も同じような状況になっていくときに、私どもがコメントいたしましたように、公立幼稚園がゼロになるという状況も踏まえて、全体的に検討しておく必要があるということでございます。

そこで1年間遅れて、通常でいきますと、その検討委員会が終わった段階から休園、廃園となっていくわけですから、確かに検討が1年遅れたのはもう事実でございますけれども、その1年は、この3園がなくなってしまうことも含めて、私どものほうで検討をしている期間だというふうに捉えておまして、それも含めて検討委員会に検討を委ねたと、こういうことでございます。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

それでは今回、3回の運営委員会が開かれております。公立幼稚園を統合して残さなければならぬという意見が15人の方の中のどれぐらいの委員から出ていたのかお尋ねいたします。

○教育長(奥善一君)

委員会の中では、委員会の構成といいますか、現在の幼稚園の保護者の委員、それから幼稚園長、学校長でございますけれども、それに加えまして、私立幼稚園、保育園、認定こども園等の方々の委員会でもございました。

その中で、特に保護者、それから幼稚園に現在、園長先生の方々からは、この存続というようなご意見が出されておまして、もちろん廃止というようなご意見もその中では、特に私立幼稚園の代表の皆様方からはそういうご意見も頂いております、総合的にその委員会の中でまとめた結果が、このまま存続はできない、しかしながら3園の統合が望ましいのではなかろうかというような結論に至ったというふうに記憶をしております。

○14番（黒田澄子さん）

その検討委員会の中の資料の中で、公立幼稚園ゼロの市が記載してございました。鹿屋、枕崎、指宿、西之表、曾於、南さつま、垂水、志布志市の19市のうちの9市は、既に何らかのことでゼロとなっております。こういったところに何かゼロにして不具合があったという情報があったらお聞かせをいただきたいと思います。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

不具合については、特に聞いておりません。

○14番（黒田澄子さん）

この統合されると令和8年度まで現体制を継続、令和9年度以降に入園希望者が15人未満になったら休園するとあります。まず、令和8年度までは15人未満でも継続なのでしょう。また、3年保育分で15人未満の定義が変わるのでしょうか。その点をお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

まだ提言を受けた段階でございまして、現在3園の統合や運営方針について、教育委員会内で検討を進めているところでございます。

できるだけ早く方針を決定し、保護者等へ説明したいと考えていますけれども、検討委員会の提言には、在園児の転園等による環境の変化を要因とする心理的負担を取り除くことが必要と認めるときは、休園措置、前年度の在園児に限り、卒園までの間、入園を認めることができるものとする盛り返まれているところでございます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

今の話だと、3年保育が実際入られたその年に休園の措置をしなければならなくなると、在園としてはあと2年間在園になります。この3歳児さんはそのときどうなるのでしょうか。

か。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

そういった経過措置をして、その在園児に限って、入園をしていただくというようなことでございます。

○14番（黒田澄子さん）

3年保育の方は、もしかすると4歳児までしか学べない可能性はあるということを理解して、3年保育に申込みをしてもらうということでしょうか。すみません、もう一度、それでよろしいのでしょうか。

○教育長（奥善一君）

提言によって、統合、そして預かり保育、3年保育という提言がなされているわけですので、それを今検討しているところでございます。

この在園児の扱いにつきましては、前回もそうでしたけれども、園児の保護者の方が希望された場合には、その状況を踏まえて、急に環境が変わらないようにというような配慮したわけでございますので、実際にどういう募集になって、そして、どういう園児が何人くらい来るかという状況を見ながら、これは検討していく必要があるかと考えております。園児、それから保護者の方々が困らないような状況というのはつくっていくべきであろうというふうには考えております。

○14番（黒田澄子さん）

ということは、3年保育さんが実際入られると、2年間は延長せざるを得ないというふうに考えていいというふうに伺いました。

5年度の園児募集がいよいよ11月から始まります。その結果が何人であっても統合されるのでしょうか。もしかして15人を割ることがあることも、なきにしもあらずと思うので、保護者の立場からちょっとお尋ねするところです。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木

崎勇君)

具体的については、今検討を進めている段階でございます。方針と提言の内容を尊重して、まずは統合を行うということが先決で、その結果において、その後の対応については対応していきたいというふうに考えております。

○14番(黒田澄子さん)

そこで3年保育は募集人数には関係がなく、例えば1人、2人の3年保育でも、3歳児さんでも、3年保育をスタートされるお考えかお尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

ここについても今慎重に判断する必要があるということで、教育委員会のほうで検討をしている最中でございます。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

やはり教育環境としての人数は当局側もおっしゃっていますので、1人、2人が本当に3年保育に当たるのかというのは大変な疑問になると思いますので、お尋ねしたところで。

あと、園バスの件です。東市来だけが今、園バスがございまして。今度、非常に広域な土橋とこっち、東市来となるとあるわけですがけれども、どういうふうに考えておられるのか。

また、3年保育がずっと捨てていくと、直で連れてくるのに比べると相当な時間になるかと推測します。そのような負担のことが何らかの基準が3歳児さんにはあるのか、ちょっとお尋ねをします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

基準なのでございますけれども、統合した場合の通園手段は、ご指摘のとおり非常に重要なことだと捉えております。このことについても、どういった方法がふさわしいか今慎重に検討

を進めている最中でございますけれども、文部科学省の幼稚園施設整備指針にございますと、幼児が疲労を感じない程度の通園距離、もしくは通園時間を設定できることが望ましいとされております。

現在、教育委員会内で目安としているのは、おおむね40分から45分を目安として設定をしたいというふうに考えております。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

その40分、45分は片道ですか、往復ですか、お尋ねします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

片道を考えております。

○14番(黒田澄子さん)

45分たつと隣の市にどこでも行けそうな気がいたします。それが本当に適切かどうか、また検討されるべきではないかと申し添えておきます。

あと、預かり保育です。いわゆる延長保育について、完全な実施を行うというふうになっているんです。土曜日のその預かり保育、それから年3つある春、夏、冬のこの冬休み、朝から夕方まで幼稚園で預かり保育をされるのか、その辺についてお尋ねいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

現在のところ、週に3日程度の試行的な預かり保育を行っているところでございます。

現在のところの完全実施の考え方なんですけれども、保育時間終了後において毎日行うことを想定して、回答であったと、こういう表現があったというふうに認識しております。

以上です。

○14番(黒田澄子さん)

それは幼稚園が開いている平日のときだけの預かり保育というふうに理解してよろしいんですか。それ以外はやらないということでは

理解をしてよろしいのでしょうか。

○教育長（奥 善一君）

まだ検討段階でございますけれども、基本的に幼稚園が実際に教育活動を行っている日に完全実施をするという考え方を持っています。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

最後になりますけれども、今回ちょっと分からない点がたくさんございまして、全員協議会でお尋ねしても、今後検討していくんですよということがありまして、9月のこの議会だと少し分かるのかなと思いましたが、まだまだ今からということでございますので、親の視点も大事ですが、子どもの視点に立って、安心、安全な公立幼稚園の推進に当たっていただければと一言申しておきます。

そして11月の募集に当たって、この園児募集の広報は、全てのことを網羅して伝えられる状態で、いつ頃出されるのか。もう2か月を切ってまいりましたので、その点を最後にお尋ねをいたします。

○教育長（奥 善一君）

非常に子どもたちにも影響のあることでございますので、今年度の園児募集、11月に予定しておりますけれども、そのご案内をする段階で、方針が示せるようにということを目処に今検討をしております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

パートナーシップ宣誓制度についてお尋ねをいたします。

既にパートナーシップ宣誓制度のある、県内では鹿児島市、指宿市の2市でございます。特にこの鹿児島市はすぐお隣ですので、この制度をもし本市がつくった場合に、近隣市としてのメリットになる点はどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

本市がパートナーシップ宣誓制度を導入した場合、既に鹿児島市などの導入自治体において制度を利用されている方やこれからを利用しようとしている方にとっても、本市に仮にお住まいになった場合、精神的な負担の軽減につながることを想定されます。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

私はこれまで体操服を校内で使用していいんじゃないかとか、市内制服がブレザー、スラックス、スカートを選んでいい制度など、数々提案をしています。

これらの奥底にも少数者、学校におけるそういう少数者がいるということを思っただけの提案であったと申し上げておきたいと思えます。

電通ダイバーシティ・ラボの調査によると、LGBTQ+の人は、日本ではこの左利き、私は右利きなんですけど、左利きと同じくらいの割合、10人から11人に1人というデータが取られております。

日本テレビの谷生俊美さんは、出演している番組で、「世の中にマイノリティーがたくさんいるのに、なぜLGBTだけ優遇されなければならないのか」という質問がテレビの中継であったそうです。谷尾さんは、「優遇されたいとは全く思っておりません。ただ普通に扱ってもらいだけもらいたいだけなんです」とそう答えたそうです。大変な差別を受けているのが現実だと理解をします。

私は、この市議会に入って1期目のときから、本市の当事者のご相談を受けて、当時、男女の色分けまでして投票用紙に、実は見た目、女性なんですけど黒田俊雄さんとかって呼ばれて、青い投票用紙にわざわざ分けられて、男性はこっちですよということをされていることに、非常に嫌だということで、そういう選挙制度についてもこれまで質問に立ってまいりました。

こんなことをきっかけに、これまで十数年にわたって当事者団体が開催される会にも数え切れないほど、本県だけでなく九州全国、そういった生の声を拝聴してまいりました。

環境は少しずつ変化していますが、偏見の目は厳しく、まだまだ理解の輪は広がっていません。しかし、現在、未来にわたって悩み苦しんでいる少数者の人たちの人権と市民サービスの向上を願い、特に子ども時代に少数者と気づいても、苦しまなくていい社会の形成に当事者の大人たちが本当に頑張っていると思います。

ここで、福岡市NPO法人カラフルチェンジラボ、NPO法人レインボースープの当事者56人へのアンケート調査の結果をご紹介します。

議長の許可を得て、パネルを使わせていただきます。

福岡市内に住んでおられる当事者の方65人に、2021年にこのパートナーシップ宣誓制度に関するアンケートを出され、100%の回答があったと聞いています。貴重なデータですが、カラフルチェンジの代表が使ってくださいということでお借りいたしました。

1番目、当事者の年代が「10代」が7%、「20代」29%、「30代」40%、「40代」14%、「50代」8%、「60代以上」が2%、これは、でも本人たちがカミングアウトをしている人たちの数字だということをおはかりください。もっともっとたくさん、左利きぐらいいるということの中の一部のアンケートでございしますが、貴重なアンケートだと思います。

セクシャリティーは、「レズビアン」24%、「ゲイ」22%、「バイセクシャル」が17%、「パンセクシャル」が7%、「アセクシャル」4%、「トランスの女性」が5%、「トランス男性」7%、「その他」

14%ということです。

そして、パートナーがいるその人たちの中で、「パートナーのいる人」が67%、「いない」が26%、福岡市のパートナーシップ宣誓制度の利用については、「利用」が21%、「これから使用を考えている」12%、「現在の利用は考えていない」が62%、「絶対に利用しない」が5%です。

この制度を使うきっかけになるような出来事は、「パートナーができたこと」とか「パートナーと将来のことを話し始めた」、その内容は「老後や病気の話」ということです。また、その中で、「婚姻と同じ制度になったら」とか、「共有財産を持つ際」、また、「職場でこの制度を受けていることを通じて福利厚生上のメリットが生まれたら使いたい」という人たちも多いようです。

こちらが、この制度を利用して、制度を利用、これから申請を考えている人への質問で、申請するに当たり、うれしかったこととか期待していることの問いで、肯定的な意見では、「パートナーが入院した際、親族と同じ扱いをしていてくれたことにはうれしかった」、「部屋が借りやすくなったり、パートナーとして万が一の際に手続きができるようになればと期待します」、「プライバシーに配慮し、別室に案内してくれたのはうれしかった」、これは役所にも仕事関係で知り合いがいるため、要は何か目立つところで認定証をもらうということはタブーかなというふうに思います。

そして最後に、この制度への希望や要望ということで、「もっと企業等に認知してもらえたらいい」、「外国人の場合、和訳も必要」、「どんな情報が必要か詳しく書いてあれば助かります」。家賃の安い、この場合、福岡市ですけど、「福岡市に接するエリア、隣の町にはないので引っ越せない」。要は制度がないと2人で引っ越せない、そういうこ

とが書いてありました。ご紹介をしておきます。

65人もの当事者への貴重なアンケートの声でございます。これらをつくってきたカラフルチェンジラボの代表も、自分たちの悩んだことが少しでも子どもたちの時代に特別なことでなく、当たり前のこととして理解される社会になってほしいとの願いも込めて、今一つ一つ挑戦をされています。

そこで本市の学校では、少数者の子どもたちにどのような対応されているのかお尋ねします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

お答えいたします。

全ての子どもたちの人権が守られることを第一と考え、自他の特性を十分に理解し、互いに尊重する心を育むよう、計画的に教育活動を進めているところでございます。

また、少数者とされる子ども達だけでなく、悩みがいつでも相談できる体制づくりに取り組んでおります。そして何か悩みがあれば、それをしっかりと受け止めて、対応していくと考えているところでございます。

さらに保護者や地域の方々への啓発にも努め、家庭と学校、必要に応じて地域とも連携し、誰もが安心して過ごせる環境づくりに取り組んでいるところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

以前も議会で言ったと思います。あなたの学校にはこういう少数者の生徒はいませんかとお尋ねした校長先生が「いません」と、ほとんどそうだと思います。

でも、私たちはそういう方々の相談を受けているので、やっぱり先生方のほうも11人に1人ぐらいは、そういうことを苦しんでいる子がいるんだということをやはり思っていたら、話せる環境っていうのが必要なのかなと思ったりしての質問でございました。

あとは、すいません、誰にも分からない場

所が一番いいわけなんですけど、それもなかなかですが、そのような環境っていうのは居場所として大事じゃないかと思います。当事者に対して、市として支援できることはないでしょうか、その点お尋ねします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

本市では、市民のための相談室をはじめとする各種相談窓口の設置や関係機関との連携に努めております。引き続きLGBTQ+の当事者の方々を含め、全ての人の人権に配慮した、誰もが安心してお過ごしいただける支援について努めてまいります。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

もう市も今調査に入っているということなので言いますけれども、住所が二人とも一緒じゃないといけないというのは大変厳しいそうです。

一緒に皆さん、私たちのように生活をして、仕事もしています。パートナーが転勤になることだってあります。そういうとき、二人とも一緒じゃないと認定しないということは、ぜひ調査の段階でぜひ読み取っていただければと思いますので、一人であっても認めていくような制度になったらいいかなと思います。この点いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、現在、先進地の事例を参考に制度化に向けて検討を進めております。その中には、ご質問をいただきました住民登録の有無につきましても重要な課題であると認識いたしております。

住所の在り方には2つの対応があり、1つは議員がおっしゃったように、双方が日置市に住所を有することを条件とする制度、もう一つが、いずれかお一人が日置市に住所を有

することを条件とする制度でございます。

今後は、先進地がそれぞれのパターンに至った経緯、関係者等のご意見、パブリックコメント等を参考に制度化を推進してまいります。

○14番（黒田澄子さん）

最後に、市長にお尋ねをいたします。

マニフェストに、障害を持つ方やLGBTQなど性的少数者の皆さんにとって暮らしやすい環境をつくりますと掲げて市長になっておられます。この制度についての市長の考えをお尋ねをして、この質問は終わります。

○市長（永山由高君）

性的少数者という異なる価値観の方々同士をお互いに認め合う環境をつくるということは、人権保障の面からも重要なテーマであるというふうに考えております。

制度化することによって、たとえ利用がなかったとしても、メッセージを発することによって救われる方々がいらっしゃったり、そういった方々の背中を押すことができるのではないかというふうに考えておりますので、令和5年度中の導入に向けて検討を急ぎたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（黒田澄子さん）

答弁を頂きました。

来年度、そのような制度が日置市でできるように私も全力で見守っていきたいと考えます。

次に、授乳室や男性トイレのサンタリーボックスの設置の質問に移ります。

授乳室やサンタリーボックスの設置の声、そういったことは市に届いていませんか。

○財政管財課長（東 正和君）

特に本庁舎における授乳室の設置につきましては、設置のご要望を頂いているところでございます。

サンタリーボックスの設置につきましては、これまで市民の皆様からのご要望を頂いてはおりませんが、全国的な、あるいは社会的な流れといたしまして、男性トイレへのサンタリーボックスが増えてきている状況であるというふうに認識はしております。

○14番（黒田澄子さん）

私ももうちょっとおばあちゃんになっていて、お嫁さんがいるんですけど、そういう施設がないと、赤ちゃん、孫の授乳とかおむつ替えのときに必ず車に入って行くわけです。ところが車の中は、今の時期だともう50度とかになっていて、もう母子ともに汗だくになって、エンジンをかけてもすぐには涼しくなりませんので、冬の場合も同様です。本当に子育て中のお母さんがこういうサービスがない町に住んでいると、本当に大変だなと思うところであります。また、それはほかのママたちからもそういった声を私は聞いているところです。

ぜひこの本庁舎、若い人お見えになりますし、市長も最近何かお子様が産まれたとお聞きしていますので、奥様もここに来られると大変なのだろうかとお察しするところです。何とか、部屋じゃなくてもスペースだけでも設けられないものか再度お尋ねします。

○財政管財課長（東 正和君）

授乳室につきましては、これまでも設置場所について検討している状況でございました。

この間、庁舎の改修の工事ですとか、あと今コロナの関連事業、あるいはマイナンバーの関連事業等でロビーを使用する機会がずっと続いていた状況がございましたので、今後、それらの庁舎の改修工事につきましても、大方のめどがつき終わりつつございますので、今後、授乳室の設置に向けましては、今の自動販売機の設置箇所ですとか、あるいはロビーの空きスペース等の調整を進めた上で、設置に向けて進めてまいりたいと考えており

ます。

○14番（黒田澄子さん）

本庁舎は古いですが、日置市の中心の庁舎でございます。たくさん若い方もお見えですので、早急に手を打っていただいて、安心して授乳やおむつ替えできるようになれば喜ばれるかなと思います。

あと、私は男性トイレに入れない、女性だからですね、男性の同僚議員にちょっと手伝っていただいてトイレなども見ていただきました。

今回、先ほどのパートナーシップの件でLGBTの方ともいろいろお話する中で、ある方はFTM、もともと女性なんですけど男性になっている。しかし、それはホルモン注射で、見かけは若干ひげも生えたり男性化してきているんだけど、性適合手術、要は子宮や卵巣を取っていないために戸籍ももちろん変えられないです。だけれども、そういう人って毎月生理があったりするんですね。だけど、見た目が男性だから女性トイレには入れないんですね。

だから、そういういろんな病気のこともあります。そういう方たちにとっても男性トイレにそういったものがないと、常に生理用品を持って帰っていたというお話も聞いておりますので、いろんな方が男性トイレを使う場合のお困りがあったんだなということも、非常に私も気づかせていただきました。

今何か三角のものがあるんですけど、もうちょっと何か品のよい、高価なものじゃなくていいんですけど、もうちょっといいようなものが設置されればいいのかと再度お尋ねをいたします。

○財政管財課長（東 正和君）

サンタリーボックスの設置の件ですけれども、最初でお話ししたとおり、社会的な流れもございます。あと市長答弁でもございましたとおり、利用者の方々の要望・ニーズを把

握しながら設置を検討したいと。その際は、その今のボックスの形状とかについても含めまして検討してまいりたいと考えております。

○14番（黒田澄子さん）

ウィッグの件についてお尋ねします。

高校3年生からと申し上げましたのは、今ご相談いただいている方が、もう既に中学校時代からそうだったんですけど、もう既に高校になっている。でも高校で容儀検査のときに前髪が長いと。でも、眉毛もない、まつ毛もない、眉のために眼鏡をフレームをつけた眼鏡をかけている。それでも前髪が長いと言われて、本人は必死にみんなに分からないようにしている。そういう切ない声を当事者からも聞いています。ステロイド治療も行って、もう既にもう3年目に入っている。だから小中学校を超えた部分でもまだ学生ですので、アルバイト等も簡単にはできない。

そういった中で、保護者さんがアデランスさんが15歳未満の子どもには60万円するウィッグを無料で出していると。この辺すごくいい話だったなと思います。でも、毎日同じものを使っていると傷みがひどくて2年は持たない、抜けてきたりするそうですので、作り替えがあるそうです。

今回、がんの人たちには助成制度がありますが、子どもたちは学校に通うという意味で、いじめの対象になったり、学校に行けなくなったりしないためにも、ぜひこの点ご検討いただきたい。最後に市長の答弁を求めて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、これまでも市民の方から、心身の影響や体質による脱毛等の相談は実際に受けてございます。

ウィッグを必要とする要因も多種多様でございますし、必ずしも全ての方が気軽に相談ができるテーマであるかということ、なかなか

相談がしづらい部分もあろうかと思えます。

こちらもまた、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、これは対象年齢、それから対象とする要因などを検討するに当たっては、慎重な検討がやはり必要であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、13番、留盛浩一郎君の質問を許可します。

〔13番留盛浩一郎君登壇〕

○13番（留盛浩一郎君）

私は、さきに通告しておりました2つの事項につきまして質問をいたします。

まず、1問目の市道、林道の道路管理についてお伺いをいたします。

1つ目は、市道、林道の路線数と総距離数の現状をお伺いいたします。

2つ目は、道路管理の在り方を伐採、草払い等を含め、現状のままでよいとお考えなのか、お伺いをいたします。

3つ目は、無料通信アプリ、LINEの公式アカウントの利用範囲を道路、公園等の損傷・不具合の通報に広げられないか、お伺いをいたします。

2問目は、森林管理と森林環境譲与税、森林環境税についてお伺いをいたします。

1つ目、これまで歳入としての森林環境譲与税が十分だとお考えなのか、また、今後、歳入が増えると考えておられるのかお伺いをいたします。

2つ目、歳出では、令和2年度、3年度で経費と基金へ積み立て、令和4年度はひおきとプロジェクト事業費、観光振興費にも計上されていますが、今後の計画をお伺いいたします。

3つ目、本市に学校林があるのかをお伺いいたします。

4つ目、伐採及び伐採後の造林の届出書を

提出するようになっていますが、現状をお伺いいたします。

5つ目、ここ3年間で森林の伐採や管理等に関して、苦情や相談等はなかったのかをお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目のその1、市道、林道の路線数と総距離数について回答します。

市道については1,314路線で総延長約773kmとなっております。林道については31路線で総延長54.3kmとなっております。

その2、道路管理の在り方につき回答します。

市道の管理において、路面のクラックや欠損など舗装等の傷みについては、危険性や緊急性、交通量など優先順位を考慮して、補修、維持管理を行っております。街路樹や雑木、雑草など、車の通行に支障となるものについては、道路維持作業や業者委託により支障箇所の改善に取り組んでいます。また、例年8月から9月にかけては、各自治会に市道愛護作業を実施していただいております。

道路管理の課題の一つとしまして、愛護作業では自治会員の高齢化が進み、作業が困難になっている自治会があることは承知しておりますが、無理のない範囲での作業をお願いすると同時に、作業を通して、危険箇所等確認の機会にさせていただいております。

その3、無料通信アプリ、LINE公式アカウントの利用範囲について回答します。

現在、全庁におきましてデジタル化を推進し、事務事業等の改革の取組を行っております。この取組の中で、道路や都市公園の不具合等を通報していただく仕組みのほかにも、町内各課で対応できる業務の検討を行って

るところであります。無料通信アプリ、LINEでの通報システムの導入については、内部の運用等を精査し、検討してまいります。

質問事項2、その1、森林環境譲与税について回答します。

これまでは、森林経営管理制度が開始されないことや活用できる使途も限られているため、将来の森林整備に係る経費として、一部を基金に積み立てています。今後の譲与税額は、令和4年と令和5年が3,370万円で、令和6年以降が4,150万円と試算されております。

その2、今後の計画について回答します。

本年度のひおきとプロジェクト事業と吹上浜魅力発信スポット造成事業は、木材利用の促進の観点から一部活用できるものです。今後とも当該譲与税の活用が対象となる事業については、積極的な活用を計画してまいりたいと考えております。

その3、学校林については、教育長より答弁いたします。

その4、届出書について回答します。

ここ数年の伐採届の件数としましては、増加傾向にあり、令和3年度では236件の提出がありました。

その5、苦情や相談等につき回答します。

森林の伐採や管理等に関する苦情や相談等については、無断伐採や伐採後の土砂流出の不安、隣接山林からの枝の侵入など6件の苦情や相談が寄せられております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、質問2の学校林についてお答えをいたします。

学校林の大半は日置市有林に移管していますが、国有林を分収林契約をしているものについては、管理がなされないまま現在に至るところでもあります。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○13番（留盛浩一郎君）

先ほど市長、教育長より1回目の答弁を頂いたところでございます。これより再度質問をさせていただきます。

路線数と距離数を伺ったところですが、合併して以来もう十数年たちますけれども、合併して以来どれぐらいの路線数と距離数が増えたのかお聞きいたします。

○建設課長（田口悦次君）

平成17年の合併以来、市道につきましては136路線、約33km増えております。

○13番（留盛浩一郎君）

市道も大分、十数年たって136路線、33km、総距離数が773kmですので、相当数の市道があるかと思えます。

そこで、道路管理について、市民の方から要望とか苦情等は何かないでしょうか。また、あるとしたらどのような内容のことが市民からあるのでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（田口悦次君）

要望や苦情はあります。内容としましては、竹や木——竹木です。竹木の伐採、街路樹の剪定、道路のり面の草払い、路面補修、ごみ拾い、側溝の清掃、側溝の蓋の設置などの要望や苦情があります。

○13番（留盛浩一郎君）

キロ数も長いですが、いろいろな要望、苦情等があるようでございます。そこで、本年年度、道路作業員の方を当初予算では37人採用の予定ですが、現状の人員

はどうなっているのかお伺いをいたします。

○建設課長（田口悦次君）

現在、道路作業員は34人を雇用しております。吹上地域で3人が欠員している状態があります。

○13番（留盛浩一郎君）

ただいま答弁頂きまして、37人が34人ということですのでけれども、吹上が3人減、これ何が原因だというふうに理解をしておられるのでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

作業員の不足、欠員につきましては、様々な理由はあるかとは思いますが、夏場の労働それから報酬額が要因かと思われまます。これにつきましては、引き続きハローワークお知らせ板等により公募してまいります。

○13番（留盛浩一郎君）

私の調べたところによりますと、東市来が9名、伊集院も9名、日吉が8名、吹上が11名の37人の当初の計画だったというふうに理解をしているところです。吹上が3人欠員ということは、特別な理由があるのかと思うんですけれども、路線数も長いし距離数も長いのかなあと思うところがあります。

答弁にありました夏場の作業も、本当大変かと思えます。年々年々温度も上昇していますし、熱中症等も心配でありますけれども、これももう少し作業員の方のいろんな意見等もお聞きになって、辞められた方がどういう理由で、もう少し詳しく聞かれて、今後の対策に活用していただければと思うところがあります。

このお知らせ板でも、吹上支所の産業建設課からということで募集は載ってはおります。載ってはおりますけれども、3名減というのは本当いかなものかというふうに理解をしているところですので、十分精査をされたいというふうに申し添えておきます。

さっきの答弁で、高齢化または人員不足、

これで作業が困難な自治会もあると、また路線数、距離数も年々増えております。平成29年9月の一般質問で、前宮路市長が、作業員の増員、伐採委託料を充実させ、作業が困難な場所は市で対応していきたいと答弁をされております。その後、作業員のほうも31人から6人増やされ37人、伐採委託料も増額をされているようであります。しかしながら、現状を見てみますと、この道路維持管理はますます困難になるのではと危惧をするところです。

私の自治会でも環境整備という名目で、市道や河川の草払い等を年4回から5回実施しております。80歳以上の高齢の方も刈り払い機を背負い、一生懸命草払いに参加をされている姿を見ますと、心痛い思いであります。また、私自身、80を過ぎてまで頑張れるだろうかという不安もあるところです。

先般、吹上で職員を対象にした草刈り大会を開催されておられます。市長はこの審査員として参加されたようですけれども、感想があれば感想をお聞きしたいと思います。

○市長（永山由高君）

お答えをいたします。今回開催しましたクサカリーグは、草刈りを楽しめるスポーツになるのではないかという考えから、試験的に職員を対象に開催をいたしました。

その中で、生い茂ってしまうと草の中には蜂の巣ができてしまっていて、蜂の巣の対応も実は重要なリスク要素であるといったような、新たなリスクについても確認をすることができました。

また、職員同士でコミュニケーションの機会になったということも感じるころであります。特に草刈りを経験したことのない職員も、初心者講習も併せて行ったことから、楽しんでいただけたのではないかというふうに感じております。次回開催の際は、私も参加したいというふうに思っています。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

今市長が申されたように、これ体験しないとなかなか分からないんでしょうけれども、蜂の巣、これも先般、近くの自治会の方にお聞きしますと、刺されたということで本当大変だったということをお聞きすると、記憶するところであり、この草払い、簡単なようではなかなかそういう自然の猛威もありますので、大変だなあと思うところでもあります。

草刈りにつきましては、参加費を払ってまで草刈りをしたということで、本当すばらしいスポーツ大会というふうに理解をするところでもあります。私も草払いをすると、無心になって楽しさや刈った後のすがすがしさ、こういうのを感じる時もございます。これが個人的には特技か、あるいは草刈りが趣味という趣味の欄に書く人もいるのかとも思うところでもあります。

このクサカリーグをされて、これを今後どのように生かしていきたいというお考えがあるのかを、あればお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（永山由高君）

お答えいたします。今回、クサカリーグというふうに名づけているところから、中長期的には様々な場所で、リーグ戦のような形でいろんな方々が草刈りに親しんでいただくという未来があるのではないかという仮説を持って、様々な取組を検討しているところでございます。

そのためにも、その地域に住んでいないとしても、地域のために何かしたい、関わりたいと思ってくださる方々を含めて、多様な主体をこの活動に巻き込んでいく必要があるというふうに思っておる次第です。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

いろいろな形で、あらゆる方々のご協力を

得ながら、この草払い等を協力していく必要があるのではないかというふうに思うところです。

さて、もう一つの課題の通行に支障のある道路上に張り出している竹木の管理であります。

張り出している竹木などの所有権は、その土地の所有者にあります。勝手に剪定、伐採することはできません。これについて市民の方から苦情等はないのかをお伺いをいたします。

○建設課長（田口悦次君）

道路にはみ出している竹木につきましては、市道管理におきまして通行の支障となっている竹木があった場合は、事故を未然に防ぐために、緊急措置として道路管理者である市が剪定、伐採をしております。

○13番（留盛浩一郎君）

緊急な場合は、市、管理の許可を得なくても市が剪定というか、処理できるというふうに私も理解をしているところであります。

そこで、所有者の方に相談をされて、自ら対応された事例があるのでしょうかをお聞きいたします。

○建設課長（田口悦次君）

所有者が自ら対応された事例につきましては、令和2年度以降では、東市来地域で1件ございました。このときは、自治会長から所有者に連絡をしていただき、所有者から依頼された専門業者が伐採されております。

○13番（留盛浩一郎君）

所有者が業者の方にお問い合わせされたということでもありますけれども、そのほかに、管理等に関して何か問題はないのかお聞きいたします。

○建設課長（田口悦次君）

そのほかには、現在は道路上にある電柱、電線に接触している、または接触のおそれがある竹木が多くございます。このような場合

には、電柱、電線管理者が剪定、伐採することとなりますが、山間地の市道ではそのような場所が多くあり、剪定、伐採が行き届いていないという問題がございます。

○13番（留盛浩一郎君）

本当、電柱とか電話線、いろんな線が通っておりますけれども、管理者がしないといけないですけれども、実際なかなかされていないというのが現状でございます。本来なら所有者の方が管理しなければなりませんけれども、実際は地域の方、あるいは市のほうが、所有者の方に許可を得て伐採をされているというのが現状だというふうに認識をしているところです。

そこで、道路管理者は道路での不法行為などに対応するため、違法放置等物件に対する処置、あるいは放置車両等の移動、監督処分、代執行などができるようであります。どうしても所有者に許可してもらえないとき、全国では、最終的に道路法による行政代執行を行っている自治体もあるようです。本市でこの代執行をするお考えがあるのか伺いをいたします。

○建設課長（田口悦次君）

行政代執行を実施する場合は、行政指導や監督処分を行った上、相当の履行期限を必要とし、代執行にかかった費用の納付を義務者に命じる必要がございます。現時点では、通行に支障がある場合の緊急措置を行うとともに、自治会長等の地域の実情を熟知した方の協力を頂きながら、所有者と対話することで問題を解決していきたいと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

代執行は、本当時間と労力等、相当な時間も必要とするようで、私も理解はしているところでございます。なかなか代執行は大変だなあというふうに思いますけれども、大型車の通行、これに本当支障を来しております。他の車等を巻き込んで事故等が起きないように、

所有者の方に強く自ら管理してもらえるように、今後も努力してもらいたいというふうに思っております。

それでは、3つ目の市道利用範囲を広げられないかという質問でございます。答弁では、大変前向きな答弁を頂いたところでございます。

私もちなみに金沢市、鎌倉市へこのシステムについてお聞きをいたしました。LINEを使って市民の方から現場写真等を市役所に送信してもらい、写真の位置情報から現場を正確に把握できるほか、24時間いつでも受付ができ、また損傷の程度を事前に確認することもでき、現場到着後の補修作業や事業者への連絡が迅速に行うことができるそうでございます。

先ほどの答弁で、内部の運用を精査し検討をしていくというふうな強い答弁でしたので、本市での一日でも早い運用を心待ちにしております。

2項目めの森林管理と森林環境譲与税、森林環境税について伺いをいたします。

これまでに、森林環境譲与税、これ歳入として、当初は、答弁でもありましたけれども、活用も限られ、歳入として十分かは計りかねると、私はそういうふうに理解をいたしたところであります。また、今後歳入が増えるかというお答えですけれども、令和6年度以降、答弁によりますと、令和4年、5年よりも約20%増になるという答弁でございました。

そこで、この森林環境譲与税は私有林人工林の面積これが50%、人口による案分で30%、林業就業者数20%の割合で配分をされております。また林野率による補正、これもあるようでございます。これは、林野率85%以上の市町村は1.5倍、75%以上85%未満の市町村は、1.3倍に割り増すという補正であるようです。

本市では、調べてみますと、この林野率、

これが58%というふうに私の調べではなっているようです。ということは、この補正は本市ではないというふうに理解するところですが、私はこの配分額に当たって、いろんな方から、いろんな市町村の方もお聞きするところでもあります。これは今以上に、自治体の森林面積、それと林業就業者数という点に重点を上げ、この割合を上げるべきではないかというふうに考えておりますけれども、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。議員がおっしゃいますように、人口割りが3割を占めているために、都市部に多くの配分がなされている傾向があると認識いたしております。

今、国におきましても、この配分割合につきまして変更の議論が始まっているというふうに聞いておりますが、本市におきましても、議員がおっしゃるように、森林面積や林業就業者数に重点を置いた配分が望ましいのではないかというふうに考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

今答弁頂きましたけれども、この譲与税はやはり森林整備、または人材育成、森林を深めるための啓発活動、こういうのにぜひ多く使われるように、国のほうへ声かけをしていただきたいというふうに望むものであります。

次に、歳出についての今後の計画でございます。

先ほどの答弁で、活用が対象となる事業については、積極的な活用を計画していきたいというふうに答弁をされております。そこで、前回一般質問でもありましたけれども、この基金の積立、これが約これまで3,700万円ほど積み立てられております。今後、この使い道をどのようにお考えなのかをお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林環境譲与税、それと森林経営管理制度が始まりまして、当初は将来の森林整備のための航空レーザ測量、これが多額になるということで、これを想定した基金としておりましたけれども、このレーザ測量を市単独で実施することにつきましては、非常にコスト的にも高額でございます。現実的でないというふうに反省しておりまして、より広域的な測量の計画があれば、ぜひ参加を検討したいというふうに考えております。

現段階での使途としましては、森林整備はもちろんですけれども、木材利用の促進もそうですが、本市の特徴でございます松林の保全、それから今後森林経営管理制度が拡充してまいりますので、これに関わる事業事務の人件費などを想定しているところでございます。

○13番（留盛浩一郎君）

当初は、航空レーザ測量にということで3,700万円ほど基金へ積み立てられましたが、今答弁を伺いました。これからいろいろな全国の例も出てくるかと思っておりますので、いろいろ研究、調査されて、使い道をぜひ最小限の経費で最大限の効果を生み出すような使い道をされたいというふうに申し添えておきます。

航空レーザ測量に関しては、聞くところによりますと、県によっては測量やっている県もでございます。鹿児島県は航空レーザ測量解析を行っているのかをお聞きいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

鹿児島県におきましては、森林整備のための航空レーザ測量というものは今のところ実施されておりません。

○13番（留盛浩一郎君）

森林整備に関しての測量はしてらっしゃらないという回答でございましたけれども、これに匹敵するような解析、測量をやっていらっしゃれば、それは本市で有効活用できない

のか、また、全国的には、航空レーザでなくてドローンによる解析もされているようですが、こういう調査研究をされるおつもりはないかお考えをお聞かせください。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員がおっしゃいますように、森林整備に係る現地調査等において、ドローンの活用は十分可能かというふうに考えておりますし、現在、本市が森林経営管理制度において本市からの現地調査の委託をしておりますけれども、その委託先につきましては、既にドローンを活用して調査をしているという実態もございます。

○13番（留盛浩一郎君）

有効活用を今後研究をされたいというふうに申し添えておきたいと思っております。

先ほどの市道管理について、所有者の許可がないと伐採は難しいという回答でございました。そこで、千葉県君津市の取組をお聞きをしたところでございます。

君津市では、令和元年の台風で倒木被害等により停電、断水等の被害を引き起こしたことから、防災体制の向上を図るため、譲与税を重要インフラ施設周辺の森林整備に活用され、令和2年度は市道沿いの森林の高木伐採等を行っておられます。令和3年度、4年度も実施されておられます。全国では竹木等の管理瑕疵で、道路管理者が被害者に賠償する判例もあるようです。

このようなことから、安心、安全で暮らしやすいまちにするために、被害が起きる前に譲与税を活用され、重要インフラ設置施設周辺の森林整備に取り組むお考えないかお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ご紹介のありました千葉県君津市などの先進的な取組、重要インフラのための周辺森林の整備というものが、当該譲与税の対象になるということのようですので、その辺をもつ

と調査研究をするとともに、本市の重要なインフラ施設の周辺森林の状況、そこらを加味して検討を進めてまいりたいと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

始まったばかりですけれども、全国のいろんな事例を参考にされて、本市に有効であればぜひ取り入れていただきたいというふうに申し添えておきます。

3つ目の学校林についてであります。

先般、県内でイチョウの枝が落下し、校長先生がお亡くなりになるという痛ましい事故が起きました。この事故を踏まえて、文科省は樹木を点検、必要な措置を講じるよう全国へ通知、県教育機関も各市町村教育委員会へできるだけ早く結果報告をするよう求めております。本市ではどう対応されたのかお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

8月9日に曾於市で発生いたしました事故を受けまして、8月10日に樹木等の緊急安全点検を行い、結果を報告するように各学校長へ依頼をしております。報告を受けた後、教育委員会で樹木の状況等を確認させていただいております。確認の結果、倒木のおそれなど危険が高い樹木については、伐採または剪定を一部実施いたしました。また、現予算で対応できないものにつきましては、現在、立入禁止の措置を行っているところでございます。

○13番（留盛浩一郎君）

本当、痛ましい事故でしたけれども、これが起きないと点検等もされなかったのかなあというふうに理解をするところですが、二度と起きないように十分精査されて、管理を徹底していただきたいというふうに思うところであります。

学校林ですけれども、これ誰がどのように

管理をされているのかお伺いをいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

学校林ですけれども、これは昭和の20年代から40年代にかけて植林をされたものが、学校林として現在残っている箇所がございます。

先ほども教育長が答弁しましたとおり、管理のほうがなされないまま、現在、学校林として残っているものがほとんどでございます。

以上です。

○13番（留盛浩一郎君）

これ、なかなか学校林という定義は難しいと私も理解をするところです。読めば読むほど、国との関わりとかあるようでもありますけれども、これ分収林です。

私の先輩の方は、学校林へ出向いて植林、草刈り等をされて一生懸命育てられたそうがあります。敷地外、距離数で遠い学校林、これが割合どれくらいあるかはお分かりでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

申し訳ございません。距離については、現在、私のほうでは把握しておりませんが、現在、11筆ほど、約26ha、学校林として台帳のほうには残っているという状況でございます。

○13番（留盛浩一郎君）

26haぐらいあるという答弁でありますけれども、学校林、市の管理、所有している部分と国有林、分収林的なのがありますけれども、これを今後どういうふうにされていかれる計画があるのかをお聞きいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

今までも市有林なるものを、農林水産課のほうへ移管をしてきています。今後も学校での管理が非常に厳しいというふうにご考慮お

りまして、営林署のほうと協議をしながら、今後の対応については検討していきたいというふうにご考慮しているところでございます。

○13番（留盛浩一郎君）

市有林に関しては、また農林水産課へ移管ということでもありますので、ぜひ横の連携も密に取りながら、対応をされていかれたいというふうにご申し添えておきたいと思っております。

そこで、私の母校であります上市来小学校には裏山、こけけの森と呼んでいる山がございます。このこけけの森が縁で、伊作田小学校と全学年を通じて交流をしながら学習活動も行っているようで、10月には、今一生懸命おいしくなりつつありますドングリを拾う計画などもされているようでもあります。

先般、先生方の努力で、令和3年度よりかごしまみどりの基金を活用することができまして、遊歩道や手すりを整備したり、木の名前を調べ名札をつけたり、様々な活動を行っているようでもあります。活動するには教育予算の確保が必要であります。この利用条件のよい学校林、裏山ですけれども、持ちながら保護者、児童数の減少から、学校林、これを維持管理する先生、地域の方々の負担の増加等もあり大変なようでございます。

そこで、全国にはこの環境譲与税を活用した取組を行っている小学校がたくさんあるようです。広島県三原市の小学校では、令和2年度より5年生を対象にした森林教育を開催されております。また、大阪府の高石市では、人工林がないということですが、小学3年生を対象に友好都市である和歌山県の有田川町へ出向き、森林教育の校外学習を行っているようでもあります。

本市の学校関係者の方にお話を伺いますと、この譲与税で継続的に使える予算を組んでいただけると大変ありがたいと、いろいろな子どもたちの体験、交流もできるというお話をお聞きするところであります。

学校林、学校山、これを活用して森林環境教育に積極的にこの譲与税を活用することはできないのか、お考えをお聞きいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

現在、各学校において特色ある教育活動が展開されている中で、自然環境をテーマにしている学校もございます。日置市では、総合的な学習活動事業交付金を各学校の計画に基づき交付しており、本事業の効果的な活用が図られるよう周知しているところでございます。

○13番（留盛浩一郎君）

総合的な学習もでございます。先般の事故によりまして、樹木医という方がクローズアップされているようであります。大変、お話を伺いますと、今忙しいということですが、日本緑化センターによりまして、全国の認定者数、樹木医さんの認定者数、これが令和3年度約3,000人いらっしゃるそうです。鹿児島県では24人。うち1人が女性ということ載っております。

子どもたちが森林に親しむということで、将来、選択肢の中で樹木医あるいは山林に関する仕事、こういうのに関心を持っていただくためにも、ぜひ、学校林あるいは裏山、そういう自然に関したのに管理職の方から要望があれば、ぜひご検討頂きたいというふうに申し添えておきます。

4つ目の伐採届でございます。

答弁では、ほとんどの方が書類は業者が出しているということでございました。また、苦情や相談ですけれども、これも6件ぐらい苦情、相談等があったようでございます。私も少なからず山林がありますけれども、小さい頃連れていってもらって、境界はここだというふうに言われた記憶はあるんですけども、もう今は定かではありません。

地域の方にいろいろお話を伺いますと、ほとんどの方が境界線は分からないというふう

なお答えでございました。先ほどの伐採に関する書類はほとんど業者が出されております。そこで、伐採する場合の現場確認、これはどのように行っているのか、また伐採途中の確認、それと伐採後の確認はどのように対応されているのかをお聞きいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。伐採前の現場確認につきましては、伐採届が伐採業者及び森林所有者、それから書類を持ってきた方、三者での氏名つきになりますので、現場におきまして森林所有者と伐採業者において、境界などを確認していただいております。

市としましては、一定規模の伐採面積以下につきましては、伐採途中の確認はいたしておりません。ただ、伐採後につきましては、再造林の場合には確認をすることといたしておりますし、天然更新の場合には、5年後に山林としてちゃんと回復したかどうかにつきまして確認をすることといたしております。

○13番（留盛浩一郎君）

伐採する前、先ほど言われましたように、三者確認をしているという答弁でしたけれども、なかなかこの所有者は立ち会っていないというふうにお聞きをするところでございます。

伐採する前は、業者、所有者、あるいは書類を提示する業者、それと市の方が、できれば境界線を確認をされて伐採をするようなことはできないのか、そういうのを検討していただきたいというふうに思います。途中の確認もなかなか所有者はされていないようですし、各伐採後に行つて初めて、いや、ここは違ったというふうなことも多々あるようでございますので、もう少しその現場確認と精査をされて、今後につなげていただきたいというふうに思うところでございます。

これまでに、伐採あるいは誤伐の被害に遭って、窃盗罪ではないかと警察等にも相談を

したけれども、業者が間違っただけで切ってしまったということで、民事事件であり取り扱っていただけなかったという話を伺っております。

そこで、持続可能な森林資源の利用などが審査基準の責任ある素材生産事業体認証制度というのがございます。この認証された業者を所有者に紹介、またお知らせはできないのかをお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えします。森林の伐採等を森林所有者が計画されてご相談があった場合には、もちろんその認証制度で県に認定された事業所を相談させていただくということになりますが、それよりも、現在市が積極的に進めております森林経営管理制度におきましても、伐採等の管理を市へ所有者さんが委託された場合には、市の再委託先につきましては、その認証制度におきまして県に認定された事業体にしか市は採択しませんので、そういう意味では、この森林経営管理制度を拡充していくことが、森林所有者様の安心にもつながっていくというふうに考えているところでございます。

○13番（留盛浩一郎君）

森林経営管理の計画、これも進められておりますけれども、もうその前に業者がもう直に地権者に会いに行き、切らせてくれというふうな許可で印鑑をもらっているというのが、多々今現在あるようでありますので、もう少し早くこの計画等も進めていただきたいというふうに思うところでございます。

また、誤伐等がないようにみんなで見守っていくという観点から、近隣所有者の方、あるいは自治会長さんに、事前に伐採についてお知らせはできないのか、また、今後正しく森林が整備されていくために、どう対応されていかれるのかをお伺いをいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

ご提案頂きましたけれども、先ほど申しましたように、令和3年度で236件の伐採届

がございます。その伐採届の受理の都度、近隣の所有者様や自治会長様にお知らせすることになりますと、非常に混乱を招く可能性も想定されますので、伐採届が提出された時点におきまして、伐採事業者に対して所有者や場合によってはその近隣所有者とも、先ほど申しましたように、境界確認など適切に行うように今後も徹底して指導してまいりたいと考えております。

○13番（留盛浩一郎君）

最初の答弁でも回答頂いたところでありますけれども、最後に「先人木を植え後人その下に憩う」という言葉がございます。森林環境譲与税の使い方を、全国の事例も参考にしながら、調査、研究をされ検討されたいというふうに望みますけれども、いま一度、市長、教育長にお考えをお伺いしまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

お答えをいたします。森林環境譲与税につきましては、これは全国民からの税の徴収を財源としたものでございます。ですので、やはり森林環境の活用、そして維持、保全に対して有効に活用する必要があるというふうに考えております。

先ほど、議員からご紹介のありました他県での優良事例も参考にしながら、本市の森林整備はもとより、森林所有者の所得の確保や県産木材の活用促進など、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育長（奥善一君）

森林環境を守っていくということは、環境教育の観点からも、あるいは防災という面からも非常に重要なことであると思っております。関係課、農林水産課等と連携を取って、今後活用できる事業がありましたら、積極的に取り入れていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

○16番（山口初美さん）

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

市民の皆さんから寄せられた声を市政に届け、その実現のため、今回は6項目について質問します。

さて、昨日、岸田首相は統一教会と何らかのつながりのあった自民党の国会議員の数が、調査の結果179人であったと報告されました。今後は関係を絶つと言っておられるので、みんなでしっかり見守っていきたいと思います。

また、憲法14条、法の下での平等に違反し、憲法19条、内心の自由を侵すとして安倍元首相の国葬に反対する運動が全国で広がっています。このことに多額の税金が使われるということにも批判の声がたくさん上がっています。この国民の声を無視して強行することは許されません。私は、住民が主人公の政治、国民の声が生きる政治を実現するためにも、今回も一般質問させていただきたいと思います。

まず1問目、インボイス制度についてです。来年10月からの制度開始、実施に対する不安や批判が強まっていますが、市役所庁舎内ではどのように検討されていますか。行政や市民への影響についてつかんでおられますか。

また、シルバー人材センターで働く高齢者も、年間所得の約1か月分を消費税として納めることになるとの試算がありますが、働く人がインボイスに登録しなければ、シルバー人材センターが納めなくてはならなくなるということも考えられます。シルバー人材センターの運営にどのような影響が考えられるのか、また、地域経済への影響などについての

市長の見解を伺います。

2問目、次は、高齢難聴者補聴器購入費の助成についてです。

まず、難聴の実態把握のために、健診に聴力検査を設けませんか。いかがでしょうか。難聴によってコミュニケーションが取りにくくなり、認知症が急速に進行しやすくなります。社会参画もおっくうになります。補聴器を購入すればいいと分かっているにもかかわらず高額です。認知症予防のために補聴器購入の助成を検討するべきではないでしょうか。

3問目、次は農業問題。今回は耕作放棄地について伺います。

世界的な食料危機や気候危機の下、耕作放棄されている田や畑を活用し食料自給率を向上させ、また食料生産だけでなく、畑を耕したり水田を維持することで、農村の多面的な機能がフル活用されるよう取り組むことが今求められています。本市の耕作放棄された田や畑の現状について伺います。また、その活用策を伺います。

次は4問目、脱原発についてです。川内原発も原子力規制委員会への申請を前提とした特別点検も終わりました、1年以内には20年運転延長への議題が出てくるはずだと思われま。しかし、住民の安心、安全の確保、安心、安全な生活のためには、老朽化した危険な原発は一日も早く止めて、廃炉にしなければいけません。

私たちは原発のない安心して暮らせる社会を願っています。しかし、政府は8月24日、原発の新增設や再稼働7基追加、運転延長などの原発推進を表明しました。市民の皆さんから多くの批判の声が私のところには寄せられていますが、このことについての市長の見解を伺います。

5問目、次は野焼きについてです。野焼きは法律で禁止されており、例外を除けば1,000万円以下の罰金または5年以下の

懲役を科せられる犯罪です。洗濯物や布団が干せないなどの生活被害や煙や悪臭による健康被害、視界不良による交通障害や火災など多くの被害をもたらすリスクがありますが、にもかかわらず、市内では野焼きは日常的に行われている実態がありますが、どのように対策していく必要があるとお考えでしょうか。

また、海岸のクリーン作戦や盆前の奉仕作業や美化活動で出たごみや、刈った草や木の枝などは燃やさないように徹底すべきではないでしょうか。市で回収できないか伺います。

また、例外とされている草など、やむを得ず燃やす場合は届け出るようになっていますが、消防署や市役所などへの届け出はきちんとされているのでしょうか。苦情などは届いていないのか伺います。

6 問目は、吹上浜沖洋上風力発電計画についてです。

吹上浜沖洋上風力発電計画について、市民との対話の中で市長にはどのような声が寄せられているか伺います。また、風力発電によってテレビの受信障害や気象レーダーの誤観測を招いた例などが問題になったりしています。このように、私たちの生活に思わぬ影響などがあつたときに、市民はまず市役所に連絡したり相談するかもしれません。そういった場合などの市の対応をどうされるのか、どこが窓口になるのかなど伺いまして、1 回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項 1 つ目のその 1、インボイス制度の影響について回答します。行政に及ぼす影響といたしましては、本市が発行する請求書等がインボイスでなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができなくなることから、本市におきましてもインボイスに対応する必要があります。

インボイスは会計ごとに登録する必要があり、制度開始前までにシステム改修、レジスターの更新、公課費等の予算計上を行うこととしています。

次に市民への影響についてですが、消費税は市民の皆様自身が納税者ではありませんので影響はありません。

その 2、シルバー人材センターの運営に関する影響について回答します。

シルバー人材センターで働く会員は小規模事業者であり、インボイス制度を登録することで課税事業者となりインボイスを発行することが可能となります。このことにより、会員は報酬額の 1 割を消費税として納税することとなることから、会員のモチベーション低下、退会者の増加、シルバー事業の衰退につながる懸念されます。

しかしながら、年間売上高 1,000 万円以下の小規模事業者はインボイス制度の登録が任意であることから、今後も会員の大多数が免税事業者となる可能性があります。なお、この場合はシルバー人材センターは、会員の報酬に含まれる消費税を控除できなくなり、センターはその部分の消費税を支払う義務が生じることになります。

その 3、地域経済への影響について回答します。

適格請求書（インボイス）の登録を受けた課税事業者のみが適格請求書（インボイス）を発行ことができ、今後は、この適格請求書（インボイス）でなければ仕入税額控除ができなくなります。よって、事業者によっては消費税が課税される売上から仕入税額控除されないなど、売上額に影響が及ぶことや事業者同士の取引が変化するなどの影響が想定されます。

質問事項 2 のその 1、聴力検査につき回答します。

現在、本市で実施している特定健診や長寿

健診には、1、健診項目に設定されていないこと、2、聴力検査のスペースや実施時間の確保に課題があることから、健診に聴力検査を設けることは考えておりません。健診での実施予定はありませんが、現在、難聴の方の早期発見及び相談対応ができる体制について検討しております。

その2、補聴器購入の助成について回答します。

令和元年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査高齢者実態調査を行い、調査結果を見ますと、介護予防のための取組については、転倒防止や閉じこもり予防、栄養改善などの要望が多く、視力や聴力の低下防止に関するものは最も低い結果となっていました。

聴力低下によって意思疎通も取りにくくなり、支援の必要性も理解できますが、健康づくりや介護予防の観点から、補聴器の助成制度よりも難聴にならないための早期受診や予防対策を行っていくことが必要ではないかと考えます。

質問事項3のその1、耕作放棄された田や畑について回答します。

令和3年度実施した農地利用状況調査では、農地面積3,073haのうち、遊休農地は273haとなっています。そのうち再生利用可能な農地は田が102ha、畑が111haで、合計213haとなっており、山林や原野化した再生利用困難な農地が、田が18ha、畑が42haで、合計60haとなっています。

その2、活用策について回答します。

遊休農地を農地として活用する方法として、市単独の遊休農地解消事業補助金を利用して農地として再生する方法、農地利用状況調査による意向調査等を経て農地の集約化を行う方法、農地中間管理機構を活用して遊休農地の再生、農地の集約化を行う方法があります。

質問事項4、その1、原発についての見解を回答します。

原発については、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えています。

質問事項5のその1、野焼き対策について回答します。

野焼きにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、何人も廃棄物を焼却してはならないと規定されています。一方、同政令により焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却という例外規定が設けられ、農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などが規定されています。

この例外規定につきましては、あくまでも周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であることが前提でありますので、今後とも適正な処理につきまして防災行政無線、広報ひおき等により広く啓発してまいります。

その2、市での回収について回答します。

吹上浜クリーン作戦につきましては、参加者にて収集していただきましたプラスチックごみ、危険物等は全て回収いたしておりますが、海岸からの回収が難しい竹切れ、流木等については、やむを得ず現場にて焼却しています。

地域美化活動にて刈り取った草などの処理については、様々な課題があると認識しております。現在は周辺地域の生活環境に与える影響を十分に考慮した処理をお願いしており、自治会長等から申出があった場合には、市が回収、運搬する例もあります。

その3、野焼きの届出及び苦情について回答します。

全ての野焼きを把握しているわけではありませんが、日置市火災予防条例に基づき、届出のあった野焼きは令和4年が8月31日現在で184件、令和3年が105件、令和

2年が358件、令和元年が166件を受け付けております。

野焼きに対する苦情は、令和4年が8月31日現在で5件、令和3年が7件、令和2年が12件、令和元年が3件であり、消防隊が現場へ出向し適宜指導しております。

質問事項6のその1、吹上浜沖洋上風力発電計画についての市民との対話における声について回答します。

吹上浜沖洋上風力発電計画につきましては、様々なご意見を頂いているところであり、その中で意見としましては、計画しております事業者に対しまして、丁寧な説明と多くの説明の機会を設けていただきたいという内容の意見が共通して多いと感じています。

その2、障害が発生した場合の市の対応について回答します。

風力発電によりまして、地域住民のテレビ受信に障害が生じた場合には、事業者に対しまして改善や対応策を講じるよう対応を求めてまいりたいと考えています。なお、資源エネルギー庁が作成した風力発電事業計画策定ガイドラインの中で、電波障害や気象レーダー等への影響を未然に防止するため、企画段階で関係省庁への事前相談をした上で計画を策定することが重要であるとされています。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時10分とします。

午後2時02分休憩

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（山口初美さん）

また、1問ずつ伺っていきたいと思います。インボイスは、今まで消費税の申告や納税義務が免除されてきた課税売上げ高1,000万

円以下のフリーランスや中小零細企業に納税義務を課すものです。つまり、消費税の増税なんです。

取引先から登録するように言われたんだけど、どう対応すればいいですかというような相談が増えていますが、市へは、何かそういう相談とか、声とか寄せられているのか、そのことについて伺いたいと思います。

○税務課長（有島春己君）

今現在では、インボイスの問合せは、特にありません。

○16番（山口初美さん）

取引先による一方的な登録要請は、優越的地位の濫用になります。制度が分かりにくく、手続も本当に面倒なんです。

先ほどのご答弁から見ましても、シルバー人材センターの運営が大変厳しくなるのではないかと思いますけれども、国のほうに市長からも、この制度の見直しや中止など、意見を言っていただけたらいいと思うんですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。このインボイスの問題につきましては、ここを日置市シルバー人材センターの問題ではなくて、全国のシルバー人材センターの大きな問題として捉えております。今後、上部団体が今後の動向を見極め、何かの方針が示されるものと思われまます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

このインボイスは、中小業者やフリーランスを廃業の危機に追い込むかもしれません。インボイスに登録して課税業者になれば、立場の弱いフリーランスなどは取引を断られるかもしれません。

事務負担も増えますし、これまで、仕事仲間として取引してきた相手と、消費税を押しつけあうことになって、関係がうまくいなくなったりするなど、業界全体の発展も妨げ

られるのが予想されるのがインボイスです。若手や新規参入者は、発注相手の頼みを断りにくいので、売れるかどうか分からないのに課税業者にならないといけない場合もあるかもしれません。分断を生み、若い芽を潰すのがインボイスです。このような点についてどのようにお考えでしょうか。

○税務課長（有島春己君）

お答えします。

インボイスの登録自体は、今現在、任意でございませぬ。ただし、免税事業者が請求書にインボイスと同様の請求書であったり、経過措置の適用を受ける帳簿の保存などを行っている場合は、一定期間は仕入れ額相当額の控除を受けられる経過措置の期間が設けられていますので、その間に登録をする、しないという判断が、事業者ができるかと思ひます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

インボイスの申請登録は、2023年3月31日までにするように財務省は促しています。

事業者登録が昨年の10月から始まりました。国税庁の公表サイトで、法人名や個人事業主の氏名、登録番号などが閲覧できるようになり、プライバシーを侵害する制度だと疑問と批判が高まっています。任意で登録する住所や屋号、通称、旧姓などの情報も、公開の対象となっています。

国税庁は登録データの商用利用も可能として、データの一括ダウンロードも認めています。財務省と国税庁は、最新の会計ソフトには、インボイス登録事業者が事業者かどうか、検索できる機能も搭載されるというふうに説明をしています。

会計ソフトの開発や提供に、登録情報が既に利用されていると推察できます。登録情報をIT企業やソフトウェア会社などに営利目的で利用させる政府の責任が問われます。市

長は、このような問題点についてご承知でしたか。

登録には個人番号、マイナンバーの記載が必須とされていることも見過ごせません。もう、こういうことをご承知でしょうか、伺います。

○市長（永山由高君）

登録データが公開されていること、そして、それが登録されている方々を含めて話題になっているという状況については把握をしております。

○16番（山口初美さん）

いろいろ、市長も情報をきちんと掌握しておられるというのはよく分かるんですが、インボイスで影響を受ける業種、職種、俳優だとか映画監督、脚本家、カメラマン、作家、アニメーター、芸人、小説家、漫画家、翻訳家、ライター、デザイナー、イラストレーター、ウェブデザイナー、音楽家、ITデザイナー、スポーツトレーナー、販売農家、運送や建設の下請業者、伝統工芸などの職人、一人親方、シルバー人材センターで働く高齢者など多岐にわたります。

これからは、請求書ではなくインボイスを出してくださいと取引先に言われたら、課税事業者になって納税するか、免税事業者でいるか選択しなければなりませんし、課税事業者になれば、コロナ禍の下で今以上に負担が増え、死活問題です。

免税事業者のまましているとインボイスが発行できず、発注元が消費税を負担することになって損をすることになるため、取引先から排除されるおそれが出てきます。結局、どちらを選んでも地獄です。小さな事業者は、一つ一つが大事な取引先であって、そのうちどこか1社でもインボイス登録をしてと言ってきたら、そうせざるを得ないのではないのでしょうか。仕事をくれる相手に負担をかけたくない、立場の弱い零細業者が我慢するしか

ない、このような苦しい選択を迫る制度に、納得いきません。

インボイス制度は、今、私が幾つか上げたように様々な問題があります。消費税の増税策であるということ、フリーランスや中小業者を廃業の危機に追い込む、プライバシーを侵害し個人情報や営利企業に差し出す、このような問題は、地域経済への与える影響も見逃すことはできません。混乱を招きます。

一番いいのは、インボイスは中止させることだと思います。インボイスは中止すべきだという運動が全国で広がっています。税理士さんたちも反対しています。インボイスは中止すべきだという運動が広がっていることに対する市長の見解を伺って、次の質問に移りたいと思います。

○税務課長（有島春己君）

お答えします。

インボイス自体が、今、制度前で始まる制度でございます。市としても、今の段階では非常に判断しにくいところもございます。どのような影響が今後、出ていくのか、出るのか、また今後の動向を注視していきたいと考えております。

○市長（永山由高君）

先ほど税務課長から申し上げたように、現状、まだ制度開始前というところでございます。この段階で基礎自治体である市としてできることは、予見されることについてしっかり情報収集をして、関係される方々に対して、その情報を共有していくこと、それに尽きるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

それでは次の2問目、難聴者の補聴器の助成制度についてですが、ご答弁で、先ほど難聴の方の早期発見及び相談対応ができる体制について検討しておりますということですが、今現在、どのように検討されているのか伺い

ます。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。

今現在、検診での実施予定はございませんけれども、現在、難聴の方の早期発見及び相談対応ができる体制について、先ほど検討していると申し上げましたが、実際の聞こえに関する仕組み、難聴高齢者の対応について学ぶヒアリングサポーター養成講座というものがございます。

そういったものを、まず保健師、行政保健師のほうを受講しまして、その受けた内容を基に、早期発見の体制だけではなく、その後のフォロー体制とか対応について、そういった整備をしていくことを、現在進めていこうとしているところになります。

以上です。

○16番（山口初美さん）

難聴にならないための早期受診や予防対策をしっかりと行っていくこと、そういうことを前向きに検討されているということは分かったんですが、大事なことでありますのできちんとやっていただきたいんですが、でも、難聴になりたくてなる人はいないんです。

そういったときに、やはり補聴器の購入補助、全国では、まだ20ちょっとですけども、そういう自治体がそういう助成を行っているということで、私は本市でもできないかなということで、何回か取り上げさせていただいています。

私が、この問題、何度も取り上げておりますので、「まだ、できないかね」というふうに期待しておられる方もいらっしゃるんですが、中程度や軽度の難聴の方の方は結構いらっしゃると思うんですが、そういう方は、よく聞こえないと「はあ」と言って、何度もこう聞き直されます。そして、何度も聞き直すのは恥ずかしいし、面倒だし、ついごまかして、ここにこ笑ってしまうと、そういう方、よく

お見かけするんですが、耳が聞こえないと会話がうまくいかないの、ずっと家にいるようになったとか、補聴器を買おうかと思ったけど、やっぱり高くて、とても手が出なかったというようなことも、よくお聞きしております。

本市では、聴覚障がい、障がい者手帳の交付を申請に相談窓口に行きつらくなる方が多いと思うんですが、なかなか交付してもらえないというような声も聞くんですが、それは、もう基準が厳しいので仕方がないことなんですけれども、そういう、この障がい者に当たるか、それか、それにはちょっと該当しないなというような、そういう方が相談に見えることがあるんでしょうか。いかがでしょうか。

○福祉課長（坂上 誠君）

まず、難聴の相談とか助成について問合せが来た場合には、まずは症状のほうを、まず聞き取りをさせていただきます。それで、通常の一般の耳鼻科の受診で足りる方もいらっしゃるし、これが、また障がいの対象となるというようなことであれば、指定医をご紹介いたしまして、受診していただくようお願いを申し上げます。

受診後、診断書をもちまして、身体障がい者手帳が交付されるとなると、補聴器の給付ということになります。

○16番（山口初美さん）

そうですね、難聴がひきこもりの原因になって、認知症の要因にもなっているっていうことは、どなたもお認めになる事実だと思います。認知症の予防対策としても、支援策を本当にしっかりと検討していくべき時期なんではないかなと思います。全額自己負担では高いので買えないと、先に諦めてしまう人が多くいらっしゃるんです。

介護保険制度の中で、何とか補聴器購入の助成なり、支給なり、福祉用具の貸与などっていうのがあったりしますけれども、介護保

険制度の中ではですね。そういうことを前向きに検討、実際検討されていないのかなと思うのですが、この点いかがでしょうか。検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（松岡政仁君）

お答えします。

補聴器は、厚生労働省の定める医療機器に該当いたしますので、介護保険制度の福祉用具の対象とはなっておりません。

介護保険課としては、介護予防事業の筋ちゃん広場や介護予防教室、認知症予防教室、各種健康教室等を開催し、その中で健康づくりに努めていきたいと考えているところです。

以上です。

○16番（山口初美さん）

今後、また検討が進むことを願っておりますが、次の農業の問題に移りたいと思います。

今の国の農業政策です。ピント外れだと思います。食料を外国に依存し続け、また国内の農業予算は少なすぎます。

今年になってから、政府は食料安全保障と言い出しましたが、予算がつけられていません。食料の生産を増やすとしても、農家戸数は減り続けています。5年ごとに見ますと、国内の農家は30万戸ずつ減り、農地も2万から3万ha減少しています。

世界的な食料危機の今こそ、国内増産へ転じなければなりません。しかし現実には、生産費に対して農作物の価格が安くて、農業が続けられず後継者も育たないのです。日本農業こそが危機的な状況なんです。国が総力を挙げて農業を守らなければいけないんです。

国民の食料を支える日本農業の実力、どうでしょうか。食料自給率38%は恐怖です。農業生産に必要な生産資材の種子、肥料、農薬、飼料、農業資材、機械、燃油のほとんどを輸入に頼っています。全てが価格高騰、高いだけではなくて、入手が困難になっていま

す。

農地は、この20年の間に50万ha減少しています。荒廃農地、原野化しています。食料を輸入農産物を国産で賄うためには、現在の農地の3.5倍が必要だと農林水産省が言っています。ところが、岸田政権は米価暴落を放置したまま、さらに、水田活用交付金の引き剥がしで、農業潰しに拍車をかけています。どうですか、このことを、どう市長は評価されますか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今、議員のおっしゃるように食料の安全保障ということで、新たな農林水産大臣、鹿児島県内出身の大臣ですけれども、おっしゃっていらっしゃいます。様々な取組を国もやろうとしているというふうに、私は理解しているところでございます。

今、米価の話をいただきましたけれども、やはり、小麦とか大豆といった、かなりの頻度で海外に依存している作物がございます。飼料も含めてでございますが、そういった自給率の低いながらも国内で必ず必要となってくる作物、これについては、やはり予算を大幅に取っていただいて、生産農家が取り組みやすい形の制度をしていただければなというふうに、私も感じているところでございます。

○16番（山口初美さん）

本市では、農業委員会のほうの予算で、耕作放棄地に関する予算があると伺っておりますが、この内容、また実績などについて、少し説明をお願いしたいと思いますが、そして、どの程度それが成果を上げているのか、どのように評価されているのか伺いたいと思います。

○農業委員会事務局長（東 浩文君）

日置市のほうでは、遊休農地を解消する簡易な復旧事業を行う農業者法人に対しまして、補助金の交付を行っております。補助対象者は、利用権の設定または所有権移転を行って、

遊休農地に係る解消事業を行い、3年以上耕作する日置市内に住所を有する農業者等になります。

補助金の額については、事業によって解消が図られる遊休農地の面積に、事業を委託施工する場合は1a当たり3,000円。重機などを借り上げて自ら施工する場合は2,000円。重機などを借り上げずに自ら施工する場合は1,000円、これらの1a当たりの単価を乗じて得た額内としております。上限額は20万円となっております。

それで、これまでの実績ですけれども、この事業につきましては、平成30年度から実施しております。令和3年度で4年目になりますけれども、4年間の実績につきましては、申請件数は21件で遊休農地の解消面積が4.6haになります。

認定農業者等からの申請は11件で約5割ということで、面積については2.8haで、約6割を占めておりまして、認定農業者等への集積につながっていると考えております。

また、平成30年度から4年間の解消後の作物の主なものは、水稻が2.2haと一番多くて、次が、カンショ1.3haとなっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

今、ご説明いただきましたけど、昨年の実績を3件というふうに、私は伺っておるんですが、この予算で十分なのか、昨年の実績3件ということを見ますと、やはり、余り使い勝手がよくないのかなというようなことも考えるんですが、もっと荒廃農地が活用されるように、人もお金も集中して、そこに充てていかないといけないと思うんですが、本当に、今、そういうことが求められていると思うんですが、市長の見解を伺います。

○市長（永山由高君）

先ほど来、議員におっしゃっていただいて

おりますこの耕作放棄地農業の抱える問題で
ございます。

一つは、これは国、そして県広域で取り組
むべきことが多くございますので、そういつ
た点につきましては、鹿児島県の市長会、そ
して九州市長会、また全国市長会を通して、
しっかりと要望を伝えていくという姿勢が重
要であろうというふうに思っております。

また、足元では飼料や肥料、原料の高騰と
いった非常に厳しい経営環境ございますが、
長期的な視野に立ちますと、例えば後継者の
不足のような構造的な問題も抱えているとい
うのが、今の農業ではないかというふうに思
っておりますので、やはり、これは多方面で
対応を並行して進めていくということが重要
であろうというふうに、私としては認識をし
ています。

以上です。

○16番（山口初美さん）

市長には、いろいろな機会を捉えて発信し
ていていただきたいと思えます。

そして、大きな農家だけを支援するのでは
なくて、家族農業を支えるような、そういう
小さな農家であっても、きちんと農業を続け
ていけるような、そういう政策が、今、本当
に求められているというふうに思えます。

農業で、しっかり食べていけるようにする。
そのためには、やはり農家の所得の補償や農
作物の価格の保証が、どうしても必要だろう
と私は考えておりますので、その点も、ぜひ、
国のほうに声を上げていていただきたいと思
います。田んぼや畑を荒れたまま放置して
いる場合ではありません。今、できるだけ活
用して、食料、農産物を、どんどん生産しな
くはないんです。食料の足りない国へ
送るべきではないでしょうか。

国に農業の予算をしっかりと増やすように
言っていただきたい。農林水産大臣に、鹿児
島出身の大臣が誕生されました。どんど

求をお願いしたらいいのではないでしょう
か。
どうでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

国の農林水産大臣でございます。確かに鹿
児島県出身ではございますけれども、もとも
とが農協系統のご出身の大臣でございます。
JAとの、我々は関わり合いもかなりござい
ますので、JA等と連携して、要望するべき
ことは要望していきたいというふうに考えて
おります。

○16番（山口初美さん）

今後に期待したいと思えます。

次は4問、今度は脱原発です。原発のこ
については、市長の賢明なご答弁をいただ
いております。本市は、川内原発から30km
圏内に、約2万7,000人が暮らしています。

一番近い東市来、湯之元辺りは20kmちよ
っとしか離れていません。遠いところでも
50km圏内にすっぽりと入ってしまうような、
近いところにあります。ですから、福島原発
事故も、決して人ごととは思えません。明日
は我が身だと思っています。

老朽化した原発がどんなに危険か、どん
なに対策を取っても、原子炉そのものが古
くなっているのです。金属疲労、金属腐敗
は進んでいます。目には見えなくても進
んでいるんです。そして、原発を動かせば
動かすほど、放射性廃棄物の核のごみは増
え続けています。廃棄物の処理はできな
いまま、たまり続けているんです。

そして、本当に私たちは福島原発事故を
忘れてはいけないと思えます。11年経
っても、まだ約4万人がふるさとに帰れ
ない、この現状、福島原発事故から私
たちは学びました。原発は、人間の
手には負えないものだとすることを。

そこで、ご紹介しておきたいんですが、
9月18日に、経済人からの提案、原子
力に頼らないエネルギー政策と題しまし
て、城南

信用金庫相談役で原自連会長の吉原毅氏を講師にお迎えして、薩摩川内市の国際交流センターで講演会を開催します。ぜひ、市長にもお話を聞きに来ていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（永山由高君）

多くの方々が様々な観点に触れることは重要であるというふうに考えております。一方で、私自身は個別の会合に対する参加の可否ということについての回答は、控えさせていただきます。

以上です。

○16番（山口初美さん）

ぜひ、頭の隅に入れておいていただきたいと思います。ご都合がつかれましたら、ぜひ、聞きに来てください。

5問目、次は野焼きについてです。

野焼きにつきましては、例外として、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却ということになっているんですが、確認なんですけれども、こういう場合でも届出が必要だという理解でよろしいのでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

野焼きにつきましては、市長の答弁でもいたしましたとおり、原則禁止となっております。焼却禁止行為の例外となる廃棄物の焼却を行う場合とは、消防のほうで答えるかもしれませんが、火災と間違われて通報されることのないよう、事前に消防に連絡をいただきたいと思っております。

○16番（山口初美さん）

市の消防のほうでも、いろいろ、消防車で広報して回っていただいたり、そういうのが功を奏してか、今、野焼きで消防が出勤するような事態は減ってきているのかなと思ってはいるんですが、そこら辺の状況はどうでしょうか。ご説明お願いします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

お答えいたします。

消防本部のほうでは、届出や火災を起こさないための周知方法として、自治会の集まりや消防訓練、防災無線の広報、火災予防週間や多発期の消防本部、議員が言われました消防本部や消防団の車両広報等を行っております。

そうする上で、現在の火災件数が、本年で本日まで14件中のうち3件、昨年が22件中のうち8件。そして、令和2年が36件中の19件、令和元年は32件中の16件と、近年は少ない件数になっております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

分かりました。吹上浜のクリーン作戦のときに、現場で竹や流木などを燃やしているんですが、相当な量ですので、やむを得ずそこで焼いているんだということは理解はできるんですけども、できるだけそういうことを減らしていったほうがいいのかというふうには私は思うので、今回も、ちょっと提案させていただいているんですが、作業中に煙を吸って気分が悪くなったり、そういうこともあったりしますけれども、できるだけ燃やさないようにするのが、本当に望ましいと思います。

海岸には「たき火禁止」という看板というか、小さな立て札が立っているんです。本当は燃やしたらいけないということが、みんなが分かっていることだと思うんですけども、やむを得ず現場にて焼却っていう、ここを、やはりみんなで知恵を出して、何とかそうしなくていいように取り組めないかなというふうには思うんですが、何か対策はないのでしょうか。いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

ただいま議員からございましたように、な

るべく燃やさないのが一番いいというふうに考えております。ただし、回収場所から海岸線が非常に遠かったり、そういうところにおきましては、今、ございましたように、やむを得ずということで、大きなごみ等は、場合によっては建設業者等に深い穴を掘っていただいて、そこに埋設するとか、なるべく火を使わない努力をしてまいりたいと思っております。

○16番（山口初美さん）

本当に、たくさん流木や竹があって、本当にどっから来るんだろうかというふうに、いつも思うんですけども、本当、そういうものが流れ着かないようにする、海岸のほうに、もうそれが来ないようにするっていう方法も何かないのかなというふうに考えます。また、みんなでこのことについては知恵を出し合っていきたいというふうに思います。

美化活動で出た草や木、私の集落のところでは、実は1か所に集めておけば、市の作業班が回収に来てくれたりしているんですが、こういうことを、ぜひ、できるだけそういうふうにして、そこら辺で燃やさないで済むようにしていくことが大事なんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

ただいまございましたように、どうしても地域で処分ができないところ、そういうところにおきましては、今、議員からございましたように、事前にご相談をいただければ、こちらで回収に伺っている次第でございます。

できるだけ回収につきましても、全てというのが非常に難しい状況にございますので、様々な方法で、また地域で処分をいただいて、どうしてもというところだけご相談をいただければ非常に助かると考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

本当、自治会長さんたちにも、そういうふ

うに申出があった場合には、市のほうも検討してくれるんだよということをお知らせしていくってということも、大事なかなと思います。

最後の風力発電のほうに移りますが、最後の質問ですが、ご答弁をいただきまして、事業者に対して改善や対応策を講じるように対応を求めているということなんですが、私ども、方法書だとか配慮書などが、意見を求められたときに一生懸命、いろいろ疑問やら、質問やら、自分の考えやら、一生懸命書いて出したんですけども、それに対して全く、その事業者のほうからは回答がないんです。何にもなしのつぶて。

どれくらいの方から、こんなにいろんな声が寄せられましたという、そういう報告は全くないんですが、市のほうへは報告があったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

配慮書の件で、市にあったご意見についてです。

計画の段階から市民に対する説明会を開いて、市民の意見を聞きながらやっていただきたいというふうなことで、こちらのほうへも意見があった場合についてはお知らせくださいというふうなことで、回答のほうもお願いをしているようなところでございます。

手元のほうに正確な数字とかはございませんが、そのようなことを事業者のほうにも要望しているところでございます。今後も引き続き、事業者のほうにはそういった取組を続けていきたいと、働きかけを行っていきたくて考えております。

以上です。

○16番（山口初美さん）

市のほうにも回答はないということですね。一方的に要望をしているだけという。

それで、私は思うんです。市民の皆さんが

一生懸命書いた、そういうことにも一切答えもせず、説明もまだない。そういうことを見たときに、予期せぬトラブル、また事故などがあつたときに、この事業者は私たちに誠実に応じてくれるのだろうかというのを、一番疑問に感じます。

洋上風力発電事業を推進するために、自分たちの都合のよいように言ったり、都合の悪いことには触れずにごまかして、調子のいいことを説明しているようにも思われています。トラブルや事故があつたらどうなるのでしょうか。市役所には、もちろん、市民からいろんな声が寄せられるでしょう。何かあつたときに責任ある対応を期待できるのか、この事業者を信用していいのかっていう、そういう声がたくさん寄せられています。この点についての市長の見解を伺って、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

○市長（永山由高君）

今回の洋上風力発電事業のような大型の、非常に大きな事業につきましては、環境や景観への影響のほか、これは市民の皆様にも大変大きな不安もあろうかというふうに感じているところでございます。

だからこそ、やはり誠実な対応が求められると思いますし、我々としても誠実な対応をお願いしていくという姿勢を続けてまいりたいと考えています。

以上です。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

12日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後2時49分散会

第 3 号 (9 月 1 2 日)

本会議（9月12日）（月曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	13番	留盛浩一郎君
14番	黒田澄子さん	15番	下御領昭博君
16番	山口初美さん	17番	坂口洋之君
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満渉君		

欠席議員 1名

12番 中村尉司君

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

○6番（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。

静岡の通園バスでの園児置き去り事件に、もう少し確認さえすればと、また繰り返される事案に悲しさと憤りを感じます。現状、子どもを預かる多くの施設は日頃から十分な配慮とその責務など共通の認識を図っておられることと察します。

それでは、通告に従い、ゆっくりとできる限り単刀直入に質問してまいりますので、市民に分かりやすく回答を頂ければと思います。

1、公共施設について。

1、教職員住宅は、現在本市に何戸あり、うち入居しているのは何戸か。

2、これまで、小中学校の閉校後、校長及び教頭住宅はどのように対処したのか。

3、日置市公共施設等総合管理計画によると、教職員住宅、一般住宅とあるが、それぞれ長寿命化管理計画及び維持管理計画等があるのか。

4、適正な維持管理をするために、営繕補修などする時期を判断する内規基準を定めるべきと考えるが、どうか。

5、教職員住宅や一般住宅の多くが耐用年数を超えている。近年の建築及び住環境趣向などの視点、地震・台風等での入居者や近隣周辺への被害等の発生など危機管理意識を持

って考慮し、公共施設維持管理計画の視点からもオール日置で共通認識及び理解を図り、入居していない住宅など優先的に売却を見据えた計画を早急に進めるべきと考えるが、どうか。

以上、1問目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1のその1、その2については、教育長より答弁いたします。

その3、長寿命化管理計画について回答します。

一般住宅については、長寿命化計画を策定しております。維持管理については、長寿命化計画に基づき、老朽化や劣化による事故などを防ぐとともに、修繕工事の効率的な実施を図っております。

その4、内規基準について回答します。

日置市公共施設等総合管理計画や日置市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、日置市一般住宅の譲渡・廃止に関する指針を定めております。指針では、新設、更新、大規模改修は原則行わず、譲渡、売却または解体を基本としております。

その5、売却を見据えた計画について回答します。

一般住宅については、日置市一般住宅の譲渡・廃止に関する指針に基づき、譲渡、売却または解体を基本として新設、更新は原則凍結するなど、保有面積の縮減に向けた取組を推進してまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、教職員住宅についてお答えをいたします。

その1でございます。

教職員住宅につきましては、現在41戸で

33戸に入居しております。

その2でございます。

閉校後の対処ということでございますけれども、閉校した学校の校長・教頭住宅については用途を廃止し、普通財産へ移管しております。

その3でございます。

教職員住宅については、令和3年3月に策定した日置市学校施設等長寿命化計画に基づき、維持管理に努めております。

その4でございます。

教育委員会では、日置市公共施設等総合管理計画や日置市学校施設等長寿命化計画を踏まえ、日置市教職員住宅の譲渡・廃止に関する指針を定めております。指針では、老朽化による建替えや大規模な修繕が必要となった場合の修繕は行わず、用途廃止を行い、売却することとしているところです。

その5でございます。

入居状況や建物の状態を踏まえ、用途廃止の判断を行いますが、地域の実情も考慮しながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（佐多申至君）

それでは、順を追って質問させていただきます。

まずは、教職員住宅現在本市に41戸、33戸入居ということで、教職員住宅は校長及び教頭住宅であると考えておりますが、残りの8戸ですかね、入居していない理由は何でしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

耐震性の低い住宅や老朽化が著しい住宅についてでございますけれども、これについて空き家とさせていただいておりますが、この空き家については売却を前提に空き家としているところです。準備が整い次第、用途廃止を行っていく計画でございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それでは、先日私朝日ヶ丘団地にある教職員住宅が入居していないということで行ってみました。近辺には新興住宅地が広がり、周りには住まいを追求した時代相応の住宅が建つ中、外壁に亀裂防止等の補修が施され、ぼつんと1軒建っております。行政も、流行に流されず辛抱しているんだなと感じるところでございます。

私も、表現がおかしいのかもしれませんが、そこでお聞きします。

校長及び教頭先生方は、そのような状況にある教職員住宅に入居しなければならない条件があるのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

劣化の状況にもより、そういう場合もございますので、現在のところ校長住宅及び教頭住宅がある場合については原則入居していただくようお願いしております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

つまり、私が先ほどお話した朝日ヶ丘団地は、あの住宅には校長先生もしくは教頭先生が入る可能性があるということで理解すればよろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

今空き家となっている部分については、用途廃止いわゆる売却を視野に入れた形で、こちらのほうで政策的に空き家としているところでございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

それでは、校長先生及び教頭先生、教職員も含めてですが、地域の民間の借家にも入居できるのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木

崎勇君)

もう既に用途廃止を行っている地域もございますので、現在教職員住宅がない場合につきましては民間の住宅に入居しており、可能ということで考えております。

以上です。

○6番(佐多申至君)

それでは、2問目のこれまで小中学校の廃校後の対応についてですが、教職員住宅から一般住宅へ変更して入居している住宅がありますが、教職員住宅の用途変更や売却への判断は何が基準となっているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

これにつきましては、日置市教職員住宅の譲渡・廃止に関する指針により、耐震性の低い住宅や老朽化が著しく、入居者及び近隣に危険が及ぶ住宅の用途廃止、いわゆる売却を視野に順次行っているところでございます。

また、一般住宅の用途変更につきましては現在は原則として行わないということとしております。

以上です。

○6番(佐多申至君)

それでは、今後教職員住宅から一般住宅へ変更されることはないかと理解すればいいのでしょうか。今後どうでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

先ほど答弁いたしましたように、今後は原則として一般住宅への用途変更は行わない計画でございます。

○6番(佐多申至君)

それでは、あえてお聞きします。日置市の教職員住宅は、今後どうなるんですか。場所によっては建替えもあるということはありませんか。先ほど、内容からいくという指針からないと理解していますが、建替えも場所あと地域性によってはあるということでは

しょうか。再度お伺いします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

現在のところ、建替えの予定はございません。地域によってはというところもあるようでございますけれども、その件についてはケースに応じた対応が必要となってきたわけですが、原則としては今後建替え等は計画はないところでございます。

以上です。

○6番(佐多申至君)

これまで、日吉地域とかまだ合併前に町のほうで教頭住宅を取り下げて新しい住宅を建てている場合もあったものですから、そういったものを今現在、今後はどうかということをお聞きしたわけでございます。回答によりますと、ないということで理解いたしました。

3番の、日置市公共施設管理計画についての質問になります。

先ほど教育長のほうから、令和3年3月に策定した日置市学校施設等長寿命化計画とお答え頂きましたが、この学校施設等に200m²以下の教職員住宅も含まれているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

一応計画の中については、教職員住宅の劣化度合い等を判断した表は記載してございます。

一般的なことを言いますと、ただいま指摘のあったとおり、200m²以下につきましては長寿命化計画の対象にはしていないところで、今後については維持管理に努めていくという形で記載をさせているところでございます。

以上です。

○6番(佐多申至君)

長寿命化計画はないと理解していいですか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木

崎勇君)

200m²以下の建物については、個々の長寿命化計画というのはないというところで、全体的には維持管理に努めていくということで記載をしてございます。

以上です。

○6番(佐多申至君)

それでは、一般住宅のほうをお聞きします。

先ほど、一般住宅については長寿命化計画を策定しておりますとありました。維持管理計画についても事故を防ぐとともに修繕工事に上がってまいるということでした。これは、200m²以下の住宅も含まれているのでしょうか。

○建設課長(田口悦次君)

一般住宅につきましては、含まれておりません。

○6番(佐多申至君)

公営住宅としてくくることはなかなか難しいですが、今の答弁のほうから教職員住宅には長寿命化計画はない。一般住宅は長寿命化計画があるということで理解いたしました。

減価償却法の計算でいくと、一般的な木造で居住用22年であるが、公営住宅となると30年と定義されています。教職員住宅及び一般住宅それぞれの耐用年数を何年と考えていらっしゃるのでしょうか。市長及び教育長それぞれお答えください。

○建設課長(田口悦次君)

お答えします。

一般住宅及び教職員住宅の耐用年数は、公営住宅に準じ、木造は30年としております。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

今建設課長のほうから併せてお答えさせて頂いたとおりでございます。

○6番(佐多申至君)

私が、公営住宅としてくくったので答えが一緒に答えられたということで理解しました。

教職員住宅は、現在本市に41戸、その内訳は30年未満が14戸、30年から40年未満が15戸、40年以上が12戸、27戸が耐用年数を超過していると確認しておりますが、間違いはないでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

そのとおりと考えております。

○6番(佐多申至君)

また、27戸のうち、入居していない住宅は何戸あるのでしょうか。お尋ねします。すみません、これは先ほどお答えにありましたね。

一般住宅においては、10団地の45戸、その内訳が30年未満が5団地、30年から40年未満が3団地、40年以上が2団地と、5団地が公営住宅としての耐用年数30年を超過していると確認しているが、間違いはないでしょうか。

また、そのうち戸建ては何戸あるのでしょうか。お尋ねします。

○建設課長(田口悦次君)

お答えします。

経過年数の内訳については、今議員がおっしゃるとおりでございます。

戸建て住宅につきましては、4住宅団地6戸です。

○6番(佐多申至君)

教職員住宅及び一般住宅において、それぞれの計画内容は市のホームページで公表しているのでしょうか。市長、教育長それぞれお答えください。

○建設課長(田口悦次君)

一般住宅につきましては、ホームページ等の公表は行っておりません。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(久木崎勇君)

同じく教職員住宅についてもホームページ等の公表は行っておりません。

以上です。

○6番（佐多申至君）

なぜ公表していないのでしょうか。市長、教育長それぞれお答えください。

○建設課長（田口悦次君）

現計画では、世帯人員や高齢者がいる世帯等の入居世帯の状況についての調査結果が記載されておりまして、特に戸数入居者数の少ない住宅団地においては入居者の特定や不利益につながる情報が含まれるため、公表しておりませんでした。

今年度、長寿命化計画の見直しを行っておりますので、記載内容の検討を行い、公表できるように準備を進めてまいります。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

日置市学校施設等長寿命化計画は、公表を前提に作成しておりませんでした。一部について公表すべき必要性があると感じておりますので、今後公表について検討してまいります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

市長が言うオール日置で全てを共有して、そうした個人情報についてもありますが、その辺を考慮してホームページに公表し、市の公共施設についての今後の計画は全て市民のほうで共有することは大事だと考えているということで質問をさせていただきました。

耐用年数が経過しても使用していることに関して、どのような指針及び判断をして使用しているのでしょうか。これまでの答えと少し重なるところがありますが、私の質問としてはその耐用年数が経過している中使うことにどう考えているのかということでございます。市長、教育長それぞれお答えください。

○建設課長（田口悦次君）

一般住宅、教職員住宅、考え方は一緒ですので、一緒に答えたいと思います。

両住宅ともに、建物の構造や立地、使用等により劣化状況にばらつきがあります。各建物の構造躯体の劣化等を確認しながら判断しております。

○6番（佐多申至君）

教職員住宅及び一般住宅には、建設から解体までの計画いわゆるライフサイクルコストはあるのでしょうか。市長、教育長お答えください。

○建設課長（田口悦次君）

このことについても、一般住宅、教職員住宅、両住宅につきましてライフサイクルコストの算出は行っておりません。

○6番（佐多申至君）

耐用年数が経過している住宅に入居していることに問題はないのですか。仮に地震や台風で入居者に事故があった場合など、施設管理者としての問題はないのですか。市長、教育長それぞれお答えください。

○建設課長（田口悦次君）

このことについても一緒ですので、私のほうで回答したいと思います。

両住宅とも、各建物の構造躯体の状況を確認しながら使用しています。今後においても、地震や台風等の自然災害により入居者に被害が及ばないように、適切な管理を行っていきたく考えております。

○6番（佐多申至君）

今適切な工事に対応していくということでもございましたが、教職員住宅、一般住宅今答えていただいておりますが、この2つ両用の営繕についてはどのような状況になると工事が計画されるのでしょうか。また、その営繕費の限度範囲額があるのでしょうか。お答えください。

○建設課長（田口悦次君）

お答えします。

教職員住宅、一般住宅一緒ですので、私のほうで回答いたします。

両住宅とも、入居者からの連絡や職員の点検により、生活に支障がないように構造躯体の強度が低下しないように修繕等を行っております。

限度額の定めはありませんが、様々な面から検討し、修繕を実施するか否か判断しております。

また、大規模な修繕工事等は行っておりません。

○6番（佐多申至君）

本市は、公共施設管理計画において10年間で10%削減を掲げ、残り5年間でオール日置で取り組んでいるところでありますが、教職員住宅、一般住宅は公共施設管理計画の対象であるのかないのか。私は対象だと思いますが、お答えください。

○建設課長（田口悦次君）

一般住宅についてお答えいたします。

一般住宅については公共施設管理計画の対象であり、平成28年度から既に15%、53戸を45戸に削減しております。今後も引き続き、保有面積の縮減に向けた取組を推進してまいります。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

ご指摘のとおり、教職員住宅については公共施設管理計画の対象でございます。

令和3年3月に策定した日置市教職員住宅の譲渡・廃止に関する指針により、用途廃止をした住宅は6戸となっております。

○6番（佐多申至君）

現在、教職員住宅及び一般住宅において今入居していない戸建て住宅について真剣に売却を検討できますか、お伺いをします。

○建設課長（田口悦次君）

一般住宅についてお答えいたします。

一般住宅につきましては、現在入居していない戸建て住宅はありません。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木

崎勇君）

先ほども若干答弁をいたしましたけれども、教職員住宅につきましては売却を前提に空き家となっているものでございまして、準備が整い次第、用途廃止を行い、売却する予定でございます。

○6番（佐多申至君）

今それぞれ売却の計画もお話が出ましたが、この耐用年数まで利用するといった内部規定などあったのでしょうか。実際その耐用年数を超えているのが多くあるんですけど、この辺の考え方をこれまでの経緯もちょっと含めて、内部規定があったのかなかったのかを含めてお話しください。

○建設課長（田口悦次君）

規定といいますか、入居者がいなくなった場合に検討をしております、もう耐用年数が過ぎていたものにつきましては用途廃止を行い、売却等をするようにしております。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

教職員住宅の場合、公営住宅等と違って明確な耐用年数の規定はないことから、今建設課長も申しましたとおり、その劣化度合い等を見ながら売却のほうへそういう住宅は持っていくというようなことで、古い住宅となるともう50年近く今まだ住み続けていただいている住宅もあるような状況でございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

先ほど教職員と一般住宅をくくって、公営住宅の30年ということで、それも教職員住宅も入るという回答を頂いたような理解しているんですが、今の回答ではおおむね教職員住宅には耐用がないということでしたが、その辺は共通理解を図られているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

教職員住宅についてはそのような状況とい

うことで、30年を経過してもまだ使用しているという現状でございます。

以上です。

○6番（佐多申至君）

公営住宅法の中で、耐用年数は耐火構造で70年、準耐火構造で45年、木造で30年としています。公営住宅法の第44条において「耐用年数の4分の1を経過したら、特別の事由のあるときは国土交通大臣の承認を得て入居者及び入居者の組織する団体または営利を目的としない法人にも譲渡できる」と明示してあります。公営住宅においても臨機応変に対応ができる法律があるようです。

教職員住宅及び一般住宅も、同じ公共施設として扱うならばそういった対応もできると考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○建設課長（田口悦次君）

一般住宅につきましては、先ほども申し上げたとおり、耐用年数を超えている住宅につきましては用途廃止をして譲渡、売却等の検討をしていきたいと考えております。

○6番（佐多申至君）

ただいまのこの公共住宅の中でのこの対応については、教職員住宅はどうなんでしょうか。そういった対応はできないんでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

その大規模修繕は行わずに保全管理を行っていくという計画でございますので、そういった柔軟な対応は可能かと思っております。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私がこういった質問をするのは、要はいつの場合でも臨機応変に対応できる法律もあるわけですから、例えば先ほど一番最初にありました、周りがきれいな建物ができる中、ぼつんと古い耐久年数を、たしかこの建物は築47年とお聞きしましたが、こんな、言葉が適切じゃないかもしれませんが、周りの新興

住宅の中にこういった昭和を漂わすような住宅があってはならないということではございませんが、住む人の気持ち、いろいろなものをするとして早く売却したらどうだったろうかということを考えて申し上げているわけです。

4番の適正な維持管理のほうの質問に入らせていただきます。

一般的な不動産物件に例えると、このように長期に使用されていることはかなり珍しいと私は考えます。私も、建築のリフォームに携わる1人ですが、住宅は建てて入居してから、営繕費に約1,000万円かかると言われています。ライフサイクルコストとなると、さらに建設費の3倍ほどかかると言われています。

教職員住宅も一般住宅も、人が安らぐ生活する場として計画的にそれ相当な修繕費が費やされていると考えますが、どうでしょうか。これまで、そういったものを考えて営繕が行われていたのでしょうか。市長、教育長それぞれお答えください。

○建設課長（田口悦次君）

両住宅とも考え方は一緒ですので、私のほうで回答いたします。

両住宅とも、主に入居者からの連絡により不具合のある箇所等の修繕を随時実施はしております。

○6番（佐多申至君）

これまで入ってこられた職員の方々から、その住宅に対する不満はなかなか立場的に述べられないと思います。入らざるを得なければ入られるでしょうし、どれほど辛抱されて入られたか、いろんなそういった心痛の思いを考えると、早急に検討すべきではないでしょうかと考えるところでございます。

ちなみに、住宅となるとシロアリや屋根瓦、浴室のタイル割れなど住宅の構造や入居者の生活に大きく影響を及ぼします。営繕工事は重要です。実際に、今電話連絡が来たらとい

うことですが、しっかりと本当に行われているのでしょうか。お伺いします。

○建設課長（田口悦次君）

対応につきましては、一般住宅、教職員住宅一緒ですので私のほうでお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、構造に影響するものや安全性、漏水等生活に支障が出るものについては重要と考えるので、速やかに修繕するよう努めております。

○6番（佐多申至君）

5番目の質問に、教職員住宅の耐用年数を超えていることに、今後の売却を見据えた計画をとということで質問をさせていただき、回答を頂きました。

その中で、教育委員会の用途廃止の判断は「地域の実情も」ということで答えていただいております。この地域の実情というのは何でしょうか。お伺いします。

○教育長（奥善一君）

お答えをいたします。

地域の実情というのは、基本的に学校の管理職の方々については学校に近いところに居住していただきたいというのがあってこれまで教職員住宅を整備していただいたというふうに考えております。

近年計画に、これまで説明いたしましたように、老朽化が激しい耐用年数を過ぎたものについて順次民間の利用を少しずつ進めているところでございますけれども、地域によりましては近隣にそういった住宅がなかなか見つからないというような事情もあるようでございます。

それから、併せて校区の方々にとりましても、そこに校長、教頭先生方が住んでおられるということも地域住民にとっても非常にこう大切な部分もあるわけでございます。

そのようなものを地域の実情というふうに申し上げたところでございますけれども、それでも今のところはそういう状況はなく、地

域の方々のご理解も頂きながら、今後は場合によっては校区外で比較的近いところで住宅を見つけていただくというようなことも視野に入れながら進めていきたいと考えておりました、地域の方々のご理解も得ながらそういうことも進めていきたいというふうに考えております。

そういうことからの表現でございます。

○6番（佐多申至君）

これまで教職員住宅、今新型コロナで状況は変わっておりますが、これまでは、私妙円寺に住んでおりますが、数年前までは学校の先生が新しい新任の時期、転職されたときには校長先生の自宅でいろいろ先生たちの奥様方、いろんな方が集まり、そして地域の方を呼んでいろいろとそういった懇親会とかそういったものも校長住宅、教頭住宅で行われた記憶は、私も地元の自治会長、いろんなものをしていながら体験させていただいているところでございます。

ただ、これまでの校長先生、教頭先生のそういったものの地域への配慮、いろんな気苦労を考えますと、時代に相応しているものだろうか。また、教職員住宅に、校長住宅の場合はぼつんと本当に1軒建っておりますので、遅くまでいろいろとそこでしていても近所の迷惑にはならないような場所が多いと思うんですけれども。

やっぱり今後地域の密着型、現在、学校運営協議会も始まっております。校長先生も一生懸命地域の行事に参加され、地域に密着するというのを考えれば、地域内に住むということも情報共有することも大事だと思います。

ただ、私が今回申し上げるのは、そこに住居を構えることについては、地域にいることについては理解しますが、この古い住宅に入らなければならないのかということ、ただそれだけです。

もう少し、その地域のいろんな実情という
か、いろんな借家状況もあると思いますが、
その辺は地域と密着型ということで教育長お
っしゃいますけれども、実際この教職員住宅
がその中で重要な役割を果たすものでしょう
か。お伺いします。

○教育長（奥 善一君）

先ほど議員がおっしゃったような、例えば
校長住宅が地域の方々が割とこう集まる場所
になったり、そういったことは実際私もそう
いうものを経験をしてきて、それなりに
地域の方々に来ていただいてコミュニケーション
を取れるということは非常に重要な意義
はあったというふうに考えます。

今、それが現実続いているかどうかという
のは別といたしまして、まずは地域の実情に
応じてそこに住める場合は可能な限り、営繕
をしていく。それから、それが可能でない場
合というのは地域の方々にご協力を頂きなが
ら近くに住める家がないかというのを探した
り、それから場合によっては少し離れた校区
外から通っていただくことに地域の方々にご
協力・ご理解を頂くというようなことは今後
やはりしていかなければいけないというふう
に考えています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

最後の質問にいよいよなっていくんですけ
れども、市長、市の財政が財布1つと考えま
すと、オール日置で物事を進めるに当たって
各課の共通認識及び理解、行動において全庁
連携及び体制づくりが重要であることは私も
思うところでございます。

これまでの行政の縦割り体制が、国や県か
らの指針に対する所轄業務の責務に追われ、
壁になっていることはありませんか。市長、
どうでしょうか。

○市長（永山由高君）

お答えをいたします。

国、県そして市といわゆる行政機構は、縦
の組織体制になっていることが基本になって
おります。これは、やはり各事案の責任範囲
を明確にするという観点から縦のラインは非
常に重要であるという認識は、これは私も持
っているところでございます。

一方で、社会の情勢も変化をしております
し、これまでの仕組みをそのまま当てはめる
ことが難しい時代には横の連携を取っていく
ことも同時に重要であるというふうに認識を
しています。縦のラインと横の情報共有の連
携を相互に推進していくことが求められてい
るのではないかというふうに感じています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

時間も少し余りましたが、最後に市長
に伺います。

公共施設について、総合的に言えば、公共
施設等総合管理計画及び200m²以上の個
別施設計画は重要です。

辛抱することも大事とも考えます。しかし、
限度があります。

日置市の自主財源不足、財政そのものが厳
しいことを考えると、総合的に繰入金ありき
の運営の公共施設、補助金ありきの運営の指
定管理制度など恒常的な運営の継続にも私は
疑問を感じるころです。

市長が重きを置く対話は必要かと思いま
すが、公共施設の削減は日置市長年の課題で
あります。

市長の手腕に期待して申し上げますが、市
長の目指すは最小限の経費で最大限の効果で
あると。それには、思い切った市長の決断と
行動が必要だと思います。できることは早く
やりましょう。それが、日置市財政の思い切
った立て直しになるのではないのでしょうか。
市長にお尋ねして、私の最後の質問とさせて
いただきます。

○市長（永山由高君）

公共施設の総合管理計画、そして個別計画で規定をされている方向性をしっかりと確実に進めていくことが重要であるというふうに認識をしています。

公共施設の削減、非常に重要なテーマなんですけれども、これは現に今使っておられる市民の方々がいらっしゃるというこの事実を丁寧に扱う必要があると認識をしております。

本日の答弁でも、一般住宅そして教職員住宅いずれも利用される方がない物件については譲渡していくという方針定めておりますが、これはほかの施設についても同じことが申し上げますので、今既に使っておられる市民の方々に対しては丁寧な説明が求められるというふうに認識をしています。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、5番、下園和己君の質問を許可します。

〔5番下園和己君登壇〕

○5番（下園和己君）

皆様、こんにちは。日置市市会議員1期生の下園和己が3度目の一般質問をいたします。

日置市民の皆様、2022年はコロナ禍に加えてロシアのウクライナ侵略に伴う食料危機に始まり、今ではあらゆる商品の値上げ、物価高で国民、日置市民の生活は非常に厳しい状況となっております。

そのような中、私は市民生活の向上を願ひまして一般質問を2つ行います。

それでは、簡潔に質問いたしますので、皆様しばらくお付き合いくださいますようお願い申し上げます。

1つ目は、7月10日に実施された参議院選挙における移動期日前投票所の利用状況と改善点について2項目ほど質問いたします。

1項目目、今回の移動期日前投票所31か所のうち、農大を除いた各地位における利用者が最も多かった投票所と少なかった投票所

の投票人数をそれぞれお尋ねいたします。

次に、今回移動期日前投票所を8ルートで3日間開いたわけですが、問題は発生しなかったか。また、問題の有無にかかわらず、改善点は考えていないか質問いたします。

2つ目は、ゆーぷる吹上の課題解決について3項目質問します。

1つ目は、昨年12月議会での私の一般質問におきまして、市長は2021年1月下旬よりストップしているゆーぷる吹上のサウナ、水風呂、かけ湯の再使用に向けまして、「多方面から水量確保を検討する」との答弁でしたけれども、今年の1月から8月までどのような対策を講じてどの程度水量が増えたのかお尋ねします。

次に、水量が確保でき、サウナが利用できるようになった場合に備え、ボイラー等の点検は行っているのかお尋ね申し上げます。

最後に、本年4月子ども未来課を新設し、早速保育園の入所で成果を上げているようでございますが、その際、ゆーぷる吹上を福祉課が所管するよう検討はしなかったのか質問いたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1のその1、その2については、選挙管理委員会事務局長より答弁いたします。

質問事項2番のゆーぷる吹上についてのその1、対策と水量について回答します。

吹上地域の上水道の水不足問題につきましては、これまでの答弁でもお答えしておりますとおり、私としても十分認識しており、大きな課題の一つであると考えているところであります。

現時点で水量の増加はありませんが、対策としましては、今年度の湯之元水源地の取水施設の改修は既に着手しており、また中央地

区第4水源地の改修につきましては来年度から改修工事を行う予定で進めております。

新たな水源としては、永吉ダムの水、吹上北部水源、下与倉の2本の掘削孔などが考えられますが、いずれの方法でも設備や浄水場などの整備が必要となります。

水量、コスト、所要期間などを多面的に分析し、最良の方法を検討しているところです。

その2、ボイラー等の点検について回答します。

ボイラーについては、日常的に資格を有している職員が点検・確認等を行っており、問題なく稼働できる状況です。

その3、所管について回答します。

令和3年12月議会の一般質問で回答したとおり、健康交流館ゆーぷる吹上の設置目的及びこれまでの経緯等を踏まえ、所管替えの検討はしておりません。

また、近隣の吹上砂丘荘を含む両施設の徹底した効率化による経営改善策や施設の改修等に着手しているところでもあります。

以上です。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

質問事項1、参議院議員選挙における移動期日前投票所の利用状況と改善点についてお答えいたします。

その1です。

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の移動期日前投票の各地域の利用状況は、東市来地域の最大が伊作田地区公民館で99人、最少が高山地区公民館で18人。伊集院地域で最大が猪鹿倉公民館で76人、最少が野田公民館で21人。日吉地域で最大が吉利地区公民館で59人、最少が扇尾地区公民館で18人。吹上地域で最大が永吉地区公民館で74人、最少が平鹿倉地区公民館で12人です。

その2でございます。

投票開始時刻に選挙人が集中し、投票まで暑い中、長時間お待たせしたことなど投票者への配慮に欠けた部分があったと考えております。

これらについては、改善を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池満 涉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 涉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（下園和己君）

それでは、1項目めの選挙について質問を深めてまいりたいと思います。

今回の参議院選挙から市内の投票所が38か所から8か所に減少いたしました。それに伴います選挙事務従事者の人件費等に関する減少額はどのくらいだったのでしょうか。

あわせて、ポスターの掲示場所が市内に198か所ありましたが、これも70か所に減少しております。これに伴います委託料等の減少額は幾らかお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。令和元年度の参議院議員通常選挙と比較しまして、投票事務従事者の人件費につきましては、投票管理者及び立会人の報酬が約78万円、職員の時間外勤務手当が約402万円の減少となっております。

同じく同様の比較でポスター掲示場の減少に伴う委託料等は約107万円の減少となっております。

今回、一定の費用算定ができましたので、今後は、国・県委託金の範囲内で、バリアフ

リーや投票環境向上のための備品購入などに充てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

今、お話を伺いまして、相当な額の節約がなされたものと判断いたしました。今後、バリアフリー等の市民のための投票のしやすい設備充実のために、またご検討していただけたらと思います。

続きまして、今回乗り合いタクシーとコミュニティバスを利用した投票者はそれぞれの程度いたのか。あわせて、それに伴います市の負担額は幾らだったのかをお尋ね申し上げます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。無料乗車券の利用については、乗り合いタクシーが36人で1万800円、コミュニティバスが19人で2,850円でありました。

これらの移動支援の経費につきましては、全額国の委託金を充当し、実質的な市の負担はない見込みでございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

乗り合いタクシーが36人、コミュニティバスが19人というような答弁でございましたが、意外と少なかったのかなというふうに自分は感じるんですけども、その辺の検証はどのように思っておられるでしょうか。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。コミュニティバス、乗り合いタクシーの無料乗車券につきましては、掲示物などで昨年10月の衆議院選挙のときにお知らせをしたところでございますけども、まだ周知が足りなかったのかなというように気持ちも持っておりますので、次回の選挙に向けては、また広報活動等もしてまいりたい

というふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

引き続きまして周知を図ってくださるようお願い申し上げます。

続きまして、今回の選挙から全ての投票所で、誰でも投票できる共通投票所となったわけですが、指定投票所以外での投票者はどのくらいいたのか、お尋ね申し上げます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

選挙当日の共通投票所の利用者は284人でございます。

以上です。

○5番（下園和己君）

これにつきましては、市内どこの投票所でも投票ができるということで、非常にいい制度ではなかろうかと、自分も思っているところでございます。引き続きよろしくお願ひします。

次に、移動期日前投票所で投票した方が1,298人いたそうでございますが、私もそのうちの一人でございます。私は7月9日、吹上地区公民館のほうに出かけました。2時から3時半まででしたけれども、私はもう30分ほど前から行っておりまして、バスでの移動期日前投票を体験したいなということできずずっと待っておりまして、そして、全員が済むまでまだ残っておりまして、結果、あの前2日間の反省等を生かしまして、吹上地区公民館では室内での投票となっております。

私は、ぜひともバスでの投票をしたかったものですから相談をしたところ、一番最後だったらバスの中で投票ができますよということで、バスでの投票を経験した次第でございます。

その間、6組11人の方に感想等お聞きした次第でございます。移動期日前投票、吹上

地区公民館の話ですけれども、慣れ親しんだ投票所でずっと投票したいから、移動期日前投票所は今後も残してほしい。別の方は、室内投票はバスに比べて段差もなく、悪天候にも影響を受けないので、次回からも室内投票を継続してほしいというような声等を頂きました。今後の移動期日前投票につきまして、どのような方法でやっていくのかをお尋ね申し上げます。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

お答えいたします。

今回移動期日前投票につきましては、バスでの投票を予定しておりましたが、暑い中、長時間お待たせさせたことがございましたので、一部の投票所については施設の利用で投票していただきました。

施設での簡素な設営も実証できましたことから、投票当日の天候等も考慮しますと、施設での投票を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

日置市は高齢者も多いですし、体の不自由な方等もおられますので、なるべく今話された方向で、今後も引き続き期日前投票所を実施していただければ、ありがたいなというふうに思う次第でございます。

続きまして、2項目めのゆーぶる吹上の課題解決について質問を深めてまいります。

最初にゆーぶる吹上の所管課を福祉課が所管するよう検討はしなかったかとお伺いしたところ、今回はしなかったとの答弁でございました。

去年の12月議会でも私は申しましたけれども、ゆーぶる吹上は総務企画委員会、ゆすいんは文教厚生委員会が議会サイドの所管と、それぞれ委員会が異なっております。別々の議員がいろんな審議をしなくてはならず、比

較や精査が難しいことから、前も申しましたけれども、2つの施設を私は福祉課がしたほうがいいのではないかなと考えますけれども、それにかかわらず、福祉課なり商工観光課なりどちらかの課が、両施設とも所管するほうがいいのではないかと思いますので、今後も課や係の再編をしていくことがあろうかと思っておりますので、その際には、皆さんでその辺も再度をご検討くだされば、ありがたいなと思う次第でございます。

続きまして、2つ目、ゆーぶる吹上です。ゆーぶる吹上につきましては、平成30年度に約3,700万円、令和元年度に4,280万円、令和2年度に5,100万円、令和3年度に5,280万円を一般財源から補填を行っております。

このことにつきまして、市としてはどのように検証し、どのように捉えているのかをお尋ね申し上げます。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

健康交流館事業特別会計の歳入においては、年々一般会計からの繰入金が増加しております。また、そのことで決算審査等ご指摘を受けているところではございますが、これらの主な要因は、新型コロナウイルス感染拡大による利用者の減少や物価高騰によるものと理解しております。

以上です。

○5番（下園和己君）

今、物価高騰等の理由、コロナのような理由が補填の原因だというようなことでございましたが、今後もまだコロナにつきましては解消する見通し等も立っておりませんが、そのような中、この補填額を減らすためには、プール、風呂、レストラン、宿泊の各お客様を増やすことが必要であり、ゆーぶるの職員あるいは市役所職員の皆様にも求めたいところですが、どのような対策を現在考えている

のかをお尋ね申し上げます。

○商工観光課長（田代誠治君）

回答いたします。

施設の支配人から頂いております経営改善案などを参考に、改善策に今着手をしているところでございます。

改善方法につきましては、段階的な経営改善を視野に入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（下園和己君）

経営改善を考えているということでもございましたけれども、それは当然ながら必要なことでもございます。しかしながら、ゆーぷるのことを考えますと、水量不足が根幹にあります、なかなかそれが伴わないということになるかと思えます。

昨年の1月下旬からサウナ・水風呂・かけ湯が使えない状況がもう2年近くも続いております。使えなくなった去年の1月、2月、3月は、いつから使えるの、いつから使えるのというお客様の声物が物すごくあったわけですが、もう最近では聞く方がいなくなると、悲しいことです。もうお客様が諦めてるんです。こういうことでは駄目じゃないでしょうか。

それで、私が考えるには、サウナがプール側とフロント側にあるわけですが、水量の少ない方の1か所だけでも試験的にでも開放したならばなど。そうすると、毎日行く方は2日に1回はサウナを使えるというようなことになってきて、お客様も喜ぶんじゃないかなと思っておるのですが、支配人に聞くと、もう悲しいかな、現状で手いっぱいだと。お客さんは来てほしいのだけれども、来たら水不足を心配せにゃいかん状況だというようなことであります。これはもう死活問題ですよ。

というようなことから、お客様に長期間と

にかく利用できない状況が続いておりますので、このような迷惑をかけている状況につきまして、どのように考えておりますでしょうか。

○商工観光課長（田代誠治君）

それでは回答いたします。

今、議員がご指摘のように、水不足が解消されない現状では、長期間たくさんのお客様にご迷惑をおかけしているのを感じているところでございます。

先ほど、利用方法についてお尋ねをされた点につきましては、以前、課内でも協議をしたことがございまして、現在の水量1日40tを考えると、今、議員がおっしゃった利用方法については、ちょっと難しいという結論に至ったところでございます。

以上でございます。

○5番（下園和己君）

先ほども私がしゃべりましたけれども、お客様を増やそうと思っても、残念ながら先立つ水不足の問題で、お客様の人数を増やすことは無理と、現状が精いっぱいというようなゆーぷるの支配人からのお話でございます。

経営状況を改善するためには水不足を解消することが必須条件でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があるうちに、水源を確保するための新たな施設整備をぜひとも行っていただきたいと思っております。

9月も半ばになってまいりました。日置市としましても当初予算を編成する時期となってきております。令和4年度は地方創生臨時交付金の一部を水道料金の半年間の基本料金免除に使用し、このことについては市民もありがたく思っているわけでもございますけれども、令和5年度につきましては、困窮している市民のためまた希望の持てる日置市政展開のため、吹上地域の水量確保に向けて積極的な予算編成を望みます。

最後に市長の見解をお尋ね申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○市長（永山由高君）

お答えをいたします。

ゆーふる吹上の経営改善を考える上では、水源の確保はもう最重要課題であるというふうに認識をしておりますし、現在進行形で、先ほど申し上げたような選択肢について検討及び調査をしているところでございます。

吹上地域の水不足、これも長年の課題でございますので、新たな施設整備も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、8番、富迫克彦君の質問を許可します。

〔8番富迫克彦君登壇〕

○8番（富迫克彦君）

それでは、通告に従いまして、移住・定住に関する取組の成果と今後の方向性について質問をいたします。

日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する質問は、これまでもその時々的人口異動の状況、地域ごとの実績などについてお尋ねをしてまいりました。

そして、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略として改定され、新たな取組も始まっていることから、改めて質問をさせていただきます。

この総合戦略は、言うまでもありませんが、日本全体で人口の減少が進む中、日置市の人口を令和42年今から38年後に何とか4万人という水準で維持したいという目標を掲げて取り組まれている戦略でございます。この戦略の中で短期的目標として移住・定住促進をし、大幅な社会減に歯止めをかけるということを目指して取り組まれています。

そこで、これまで取り組んでこられた各種

施策の実績をお尋ねしながら、この戦略が果たして市民の皆さんにどこまで浸透しているのか、お尋ねしていきたいと思っております。

まず、これまでの実績についてお尋ねしてまいります。

平成24年度から取り組んでこられた過疎地域移住定住促進事業の実績について、平成28年度から取り組んでこられた空き家バンク制度の実績、それから、空き家の利用を促進するため設けられた家財道具等処分事業及び成約促進事業、空き家改修事業の実績、その後取組を進められた移住活動サポート事業の実績、それと、ひおきとプロジェクトで取り組まれるお試し住宅の実績について、それから、過去3年間の住民異動で転入者と転出者の人数、社会増減の状況はどうだったのか、それぞれお尋ねをいたします。

2番目が、これまで移住されてきた方々の中で日常の生活で困っておられることはないのか。また相談は受けておられないのか、お尋ねをいたします。

3つ目が今後の取組についてでございます。現在、市のホームページでは5件の移住者の方々が紹介されておりますが、それぞれ移住されてきた皆さんの意向を確認しながら、できるだけ多くの事例を紹介するべきと考えますが、いかがでしょうか。

それから、移住されてきた方々を孤立させないために、移住者間で悩み事を相談し合えるようなネットワークが必要ではないかと考えますが、いかがですか。

以上、お尋ねして、1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目のその1のア、過疎地域移住定住促進事業の実績について回答します。

過疎地域移住定住促進事業は令和3年度ま

での10年間で266件となっており、うち県内からの移住が215件、県外からが51件となり、移住・定住は838人となっております。

続いて、イ、空き家バンク制度、家財道具等処分事業、成約促進事業、空き家改修事業の実績について回答してまいります。

空き家バンク制度につきましては、昨年度までの5年間で253件の登録、159件の成約となっております。

令和3年度は制約数が多く、年平均の2倍以上の58件となっております。空き家家財道具等処分事業につきましては、5年間で86件の制度利用となっております。

空き家成約促進事業につきましては、令和2年度に開始した制度で、令和3年度までで9件の利用となっております。

空き家改修事業につきましては、平成28年度に開始した制度で、6年間で96件、居住者250人のうち移住者は85人となっております。

続いて、ウ、移住活動サポート事業の実績について回答します。

移住活動サポート事業は平成29・30年度の2年間で行った実証事業でございます。事前に市に対し移住希望者登録をされた方を対象とし、市内の宿泊施設に滞在する費用の一部を助成するもので、2年間で2件の実績でありました。

続いて、エ、ひおきとプロジェクトお試し住宅の実績について回答します。

ひおきとプロジェクトにおけるお試し住宅の状況につきましては、稼働開始が令和4年3月30日でありますので、令和4年度における8月までの実績で、宿泊者数が延べ181人、日中スペース貸しでの利用者が延べ65人、イベントが延べ382人となっております。

なお、利用対象となるひおきカメラカメラ団の

登録者数は、8月末時点で154人となっております。

続いて、オ、過去3年間の住民異動、社会増減の状況について回答します。

県が公表しています国勢調査を基に推計した人口移動調査では、令和元年の転入者数1,903人、転出者数2,030人で、マイナス127人、令和2年におきましては、国勢調査が実施されたことに伴いまして、年報は公表されていません。令和3年では、転入者数1,860人、転出者数1,845人で、プラス15人となっております、社会増減はプラスに転じています。

県の人口異動調査において、日置市が社会増となるのは、平成25年以来のことです。

続いて、その2、移住されてきた方々の困っておられることについて、回答します。

市では、これまで移住者からの生活に関する相談について多くは受けておりませんが、本市移住関連の支援制度は、自治会加入を条件としております。

このことから、日常生活における相談は自治会をはじめとする近隣住民の方々に行っているものと考えますが、自治会長を通じて、ごみ出しのルールや清掃活動など、馴染めない方の相談を受けるケースはあります。

一般的に言われていることではありますが、移住に関して理想と現実のミスマッチが起こるケースもあることから、移住PRや移住相談を行う際、本市の状況をしっかり伝えることとしています。

その3、情報発信についてのア、事例紹介について回答します。

現在、移住に関連する情報につきましては、ウェブサイト「ひおきと」に集約するよう進めており、日置市に移住してきた方にもブログ記事を書いてもらうなど、移住者目線での情報発信も実施しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、今後、移住者の紹介

にも力を入れたいと考えます。

続いて、イ、ネットワークについて回答します。

ネットワークの形成にはメリットも多いと感じますが、効果を高めるためには行政主導ではなく、市民主体の取組が有効であると考えます。日置市に移住された方々からの動きがあった場合には、積極的に支援したいと考えております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

それでは、ただいまご答弁いただきましたので、再度掘り下げて質問をしてみたいです。

まず、過疎地域移住定住促進事業についてであります。

この10年間に合計で266世帯、838人が日置市での生活を始められたということで、そのうち県内の市町村から215世帯、県外から51世帯が転入されたということですが、この方々の年代別と、移動されてきた地域別の件数についてお尋ねをいたします。

それと、この10年間に支出された補助金の総額についてお尋ねをいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

266件のうち、20代が36件、それから30代が111件、40代が47件と、いわゆる子育て世代の方が約7割を占めているところでございます。

また、地域ごとですけれども、東市来が105件、伊集院が50件、これ伊集院については、飯牟礼、土橋、それから伊集院地区の一部ということで、対象地区が限定をされております。

それと、日吉が42件、吹上が69件ということになっておりまして、また、この10年間で1億8,415万円の支出をしているということでございます。

○8番（富迫克彦君）

今、266世帯の年代別の内訳が報告がご

ざいました。合計194世帯、20代から40代です。子育ての世帯が194世帯ということで、率にして73%余りを占めているということでございます。

地域別にも、東市来に105、伊集院は途中から市街地を除いた周辺部に補助制度が導入されてますので、50世帯、日吉地域に42世帯、吹上地域に69世帯ということで、過疎地域の旧3町を中心にこの制度を始められたこともあって、東市来、日吉、吹上の3地域には、ある一定の大きな効果をもたらしているのではないかと考えます。

この実績について、各地域の自治会長さんなど市民の皆さんへの広報をどのようにされているのか、お尋ねします。

また、この方々はUターンなのか、IターンなのかJターンなのか、内訳が分かっておられればお知らせください。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

自治会長の皆さんにつきましては、毎年6月の自治会活動研修会におきまして、空き家バンク制度も含めまして、関係事業のご紹介を行っているということでございます。

今後、この事業の実績をホームページ等でも公開をするなど、広く市民にお伝えしたいというふうに考えております。

それから、Uターン・Iターン関係ですけれども、当事業の補助金の交付者にアンケートを取っておりまして、196人の方に回答を頂いております。その中で、出身地を問うというのがございまして、その割合でお答えをいたしますと、日置市の出身者、これUターンと考えればいいと思いますけれども、36.22%、それから、日置市を除く県内出身者、これが47.96%、県外出身者は14.8%ということになっておりまして、I・Jターンに関しましては63.78%がI・Jターンということになっているところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

今のUターン・Iターンの関係については、今月の広報紙の一面にも少し触れられてたと思いますが、いずれにしても、そうやってこれまで10年間に多くの方々が日置市に移ってこられたということは、非常にありがたいことかなと思います。

次に、空き家バンク制度についてですが、この制度、市内の鹿児島県宅建物取引業協会の皆様のご協力を頂きながら、平成29年度から取組が始まりました。結果として、これまで空き家が253件登録いただいて、159件成約したということで、率にすると63%余りになるようでございます。特に、令和3年度は、年平均の2倍、58件が成約できたということです。

それから、空き家の家財道具の処分に対する補助では、5年間で86件、空き家改修事業も6年間で96件の利用があり、250名が住まわれているということです。そのうち85名が移住したということで、空き家の家財道具の処分や改修の補助なども併せて、効果があったものと感じているところです。

7月の広報ひおきに、地域活性化と地方移住の「切り札は空き家」「空き家は活かせば『地域の財産』」という記事も掲載されておりましたが、まさしくそのとおりだと私も思います。この空き家の問題、これからもまだまだ増えるものと予想されますが、今後、対策を進める上での課題は何だとお考えになれるのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

空き家活用のポイントは、相続等の所有権の整理、それと家財道具の処分ということであると考えております。これまでも、この2点の課題解決については、相談対応とか、家財道具処分などの支援を行ってきております。

今後の課題といたしましては、このポイントを解決するための意欲を早期に引き出すことということで考えておまして、空き家と向き合う必要性と可能性、これを感じていただくための啓発活動が非常に重要であるというふうに考えているところでございます。

○8番（富迫克彦君）

今ありましたように、市民の方々のご理解ですね。令和3年度何でこうやって例年の倍以上増えたのか分かりませんが、やはりこの制度周知していただいて、本当に空き家を何とか使ってもらおうという取組が大事ではないかと思っております。

次に、昨年度から取組が始まったお試し住宅ひおきとプロジェクトについてであります。

4か所のお試し住宅については、それぞれ宿泊やイベントなどに利用が広がってきているようです。この取組は始まったばかりということもあって、これからの取組になるというふうに思いますが、まずひおきカメカメ団の登録者数、現在154人ということでしたが、この団員の方々、日置市に住んでみたい、関わりたい、それぞれ分かれているようでございます。その内訳はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

8月31日時点で、住んでみたい69人、それから関わりたい85人というふうになっております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

それから、このそれぞれ住んでみたいとか、関わりたいという方々がいらっしゃるわけですが、この登録者、関係人口として興味を持ってもらう方々を、県外や市外に増やしていくことが重要だというふうに思いますが、今後の加入促進策についてお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現時点で、出身者とか、本市に興味を持た

れている方など多くの方に登録をいただいているというところがございますけれども、今後の加入促進策としては3つ柱があるというふうに考えております、

まず1点目が、市民、市内企業、ひおきカメカメ団員等を巻き込んだ情報発信。これはプロジェクトの周知、協力を頂くというところ です。

それから2番目、かめハウスを利用する際などに、カメカメ団加入特典の強化を図ることができないかというふうに考えております。これは、例えば登録証を提示することで、何か民間の特典がつくことができないかとかというのを考えていければというふうに思っております。

それから、カメカメ団員同士の交流促進等に関するコミュニティの活性化。この3点。この3点などができればというふうに考えているところがございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

今後の加入促進策についても、今説明がございましたが、このカメカメ団の団員の中に、日置市に住んでみたいという方が69名いらっしゃるということでした。この方々のフォローといいますか、今後実際に住んでいただけるように、どのようなアプローチをされるのか、お尋ねします、

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

住んでいただくためのアプローチということでございますが、これも3つの取組があるというふうに思っております。

まず1点目が、お試し住宅に宿泊滞在をして、運営する地元団体などの接点をつくって関係を深めること。それから2点目が、月2回程度送付しているメールマガジン、これを本市内の各種情報と空き家バンク情報を送付をするということ。それから、3点目に、月に一度オンライン交流会を実施すること。

こういった取組をすることで、定期的な接点をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

今いろいろご御説明ございましたが、このひおきとプロジェクト、日置市を思う全ての人に向けたウェブメディアということで、SNSを使った活動が中心になっておりますが、高齢者の方々などSNSを使われない方々に、どのようなアプローチをされているのか、お尋ねします。

特に県外からのUターンを促すには、地元で暮らしておられる親御さんや親戚の皆さん方などから、このような情報発信をしていただくことも重要になるというふうに考えるのですが、その辺の取組についてお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

現在のところ、高齢者に対しては、チラシやポスター、広報紙等紙媒体でのPRを行っているところがございます。

カメカメ団の登録手続についてはウェブからの登録となるため、登録サポートを行っております。

例えば、例を挙げますと、昨日、上市来中学校の閉校記念運動会がございました。遠方・地元から300人を超える方が参加したというふうに聞いておりますけれども、実況でのひおきとプロジェクトの周知、それからポスターの掲示、チラシの配布、こういったことも取り組んだところがございます。

議員ご指摘のとおり、各家庭にいかにつないでいくかいうところが今後の課題でありますので、進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

昨日、閉校記念の運動会ということで、いいチャンスだったんじゃないかと思えます。

特に上市来は例年、県外からも多く帰ってこられて、運動会にも参加されているようですので、いいチャンスだったのかなと思います。

先日、ネオ日置総選挙について南日本新聞でも紹介されました。仮想空間メタバース上にもう一つの日置を創造するプロジェクトとして立ち上げたということが報じられておりましたが、この目的についてお尋ねをいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

コロナ禍の中で、市外住民であるカメカメ団の皆さんから、なかなか日置市に行くことができないと。ただ、やはり日置市を体感したいという意見を多く頂いております。

そこで、現在注目が集まっている仮想空間メタバース、これを利用して、可能な限りリアルに再現された日置市をネット上でつくりまして、日置を思う全ての人のよりどころを創造しようとするものでございます。どこにいても日置市が感じてもらえる、そのような場所づくりを目指したいというふうに思っております。

また、これまで自治体との関係が薄かった若年層の皆さん、こういった方々との交流、誘引も促進したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

それでは、令和3年度の転入と転出による社会増減、転入が15人転出を上回りましたということでございました。この数字については、前回質問した際にも、そのときは平成27年の10月から平成30年の9月までの3年間の平均で、年間134人余り転出が転入を上回っております。

それに比べれば大幅に減少したということで、先ほど来説明があります移住・定住に対する取組も、幾らかやっぱり功を奏してきているんじゃないかと思えます。

ただ、今年については、これにちょっと一喜一憂するわけじゃないですけど、新型コロナウイルスの影響で県外への移動制限がされたことでもありましたので、個人的には3月の転出者が非常に少ないように私は感じております。そこらあたりの分析がされているのか、お尋ねします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

鹿児島県が公表しています人口移動調査によりますと、令和4年3月の転出者は562人、令和3年3月は635人であり、過去5年平均が646人の転出者数ということから考えますと、減少しております。減少要因としては、ご質問の中でもございました新型コロナウイルス感染症の影響などによるものではないかと考えております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

ただいまありましたように、新型コロナの影響もというようなことがございました。

いずれにしても、移住・定住に対する取組については、この10年間で266世帯838人の方々が日置市での生活を始められたということでございますので、この実績については評価できるというふうに思っております。

その上で、2060年を目指して息の長い取組になります。市の移住・定住に関する取組、またその実績についても、先ほど来お話をしておりますように、機会を捉えて多くの市民の皆さんにも情報を提供していただく。また、市外や県外にお住まいのできるだけ多くの皆さん方が、関係人口として関わっていただき、その結果として移住・定住につながられるように取り組んでいただければと思います。

特に、ひおきとプロジェクトについてでございますが、私ども議員の中でも、フェイス

ブックとかインスタグラムとかSNS等で情報発信をされている方もおられますので、この取組の内容をまた説明をしていただきながら、我々議員もその情報発信のお手伝いができればいいのかなということも思っているところでございます。

ここまででは市の補助制度など、市の取組についてお尋ねをしてみましたが、ここからは、移住・定住を受け入れる側になる市民の皆さんにもご協力をいただきたい部分について、お尋ねをいたします。

今年4月、山口県でコロナ給付金の誤送金の問題が報じられました。この方は近隣の町から移住されてきた方で、かねてから近隣の住民の皆さんとの交流も少なかったことも報じられております。

また、全国ではささいなご近所トラブルが訴訟に発展したケースなども報じられています。その内容としては、その地域によそ者を排除するといいますか、移住者の意見に耳を傾けないなど、少し閉鎖的な気風があったりして、トラブルに発展したということだったというふうに記憶しております。

日置市では、先ほどお尋ねした補助制度を活用され転入されてこられた方々については、自治会への加入が必須ということになっていることから、今申しましたようなことはないのかもしれませんが、補助事業を利用されないで転入された方々、主にUターンされてこられた方々になるんじゃないかと思われそうですが、これまでもよく言われる都市部と地方の生活の違い、近所付き合いをはじめ煩わしく感じておられる方などおられないのか、危惧します。余計な心配ならそれでいいんですが、冒頭お話ししたこの戦略を進めていく上で、今お住まいの市民の皆さんのご理解またご協力が不可欠だというふうに思っております。今後の啓発活動が大事な部分になるということで、先ほどから話もありました。

それで、毎年、先ほど行政囑託員さん方のことも少し答弁がございましたけども、この行政事務マニュアルです。これには制度の説明はあるんですが、移住・定住に取り組むその目的について触れられていないんじゃないかと思います。

やはりこの戦略の重要性を含めて、まち・ひと・しごと創生総合戦略そのものが、総合計画と並んで市の大きな基本的な方針になることから、本当重要な政策、戦略だと思います。

それを、啓発を進めるべきというふうに考えますので、やはりこの辺の周知の仕方について工夫をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

地域の啓発というのは非常に重要な課題というふうに捉えております。

また、自治会長の皆さんにも周知は進めたいと思いますけれども、お試し住宅のかめハウスの運営を地域団体をお願いしているのは、まさにその啓発を目的としているものでございます。

今後においても、市民の皆様に移住された方々の不安に寄り添うことの大切さをお伝えして、協力をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時01分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（富迫克彦君）

それでは、引き続き質問をさせていただきます。

今後の情報発信を含めた取組についてではありますが、市の補助制度を利用して、多くの方々が目置市に移ってきていただきました。先ほど、これらの事例については、できるだけ多くの皆さんを紹介していきたいということでしたので、266世帯、いろんな方々がいらっしゃると思います。そのいろんな生活スタイルと言いますか、できるだけバリエーションを考慮しながら、職業であったり、空き家の活用事例などを紹介していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

これまでも、お試し住宅をDIY、リノベーションを整備しましたシリーズ記事や市内企業を紹介する記事等、ブログで紹介をしてきております。

市長答弁にもありましたけれども、移住者の紹介、それから空き家活用の事例など、ウェブサイトひおきとでの紹介を充実させていきたいというふうに考えているところでございます。

○8番（富迫克彦君）

今ありましたように、全国でも中国地方、広島とか岡山とか、この移住定住、空き家も含めた活用事例というのがたくさんあるように思います。また、その辺の情報発信の仕方も参考にいただければと思うところです。

ネットワークの構築についてですが、行政主導ではなくて、市民が主体の取組が有効であるということで、移住されてこられた方々の動きがあれば、積極的に支援したいということでもございました。

これまでいろいろとお尋ねしてまいりましたけれども、今後ますます進行する人口減少という現実に向かって、せっかく目置市に移り住んでいただいた方々をどうケアするのか、補助制度を利用して移られてこられた方々は、市のほうもある程度情報を把握されているというふうに思いますが、この制度を使わ

ずに移ってこられた方々については、先ほどもあったように、まずはその地域の自治会を中心としたご近所の方々相談窓口ということになるのかもしれませんが。

ある方が私に話をされたんですが、今後、目置市に土地をお持ちで市外にお住まいの方々は、ある意味、今後の移住者として受け入れられる可能性のある方々ではないですかということをお話された方がいらっしゃいます。

少しオーバーな話でありますけれども、やはり都市部にお住まいの方々に、ふるさとにいつか帰りたいという願望をお持ちの方々は一定数おられるというふうに思うわけです。先ほどの事例紹介もそうですけれども、補助制度を使わずに転入されてきた方々にも広報紙等を通じて、今ブログのこともありましたけれども、積極的な情報発信をしていただければと思います。

そのために、日常の困ったことに対する相談やその解決に向けて、一般的に心配ごと、相談などもありますけれども、行政としても何らかの形で関わっておく必要があるんじゃないかというふうに思います。その形がネットワークなのかどうかは別にして、移住されてきた方々が困り果てて、孤立されるようなことがないように、まず行政主導でその受皿を整備しておく必要があるんじゃないかと思いますが、その点についてお尋ねします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

移住者が課題を抱えたときに、その相談先となるのは、まず自治会長であるということが多いというふうに思っております。

まずは自治会長を中心とした近隣地域での受皿を築いていくことが重要であるというふうに考えております。そのための情報発信、啓発には引き続いて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○8番（富迫克彦君）

ここまでは、その移住されてきた方々の困

りごと、孤立しないようにというようなこと
でお尋ねをしまいいりましたけれども、この
Uターンとかで日置市に移ってこられた方々、
長年のそのキャリアのことも含めて、都市部
やいろんな地域、いろんなところ、町の中に
人脈とかいろんな大きな財産をお持ちの方々
がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思う
んです。なので、この方々は困りごと対策だ
けじゃなくて、今後の情報発信の一つの手法
として横のつながりをつくることで、もっと
その情報発信の幅が広がるんじゃないかと
いうふうに私は考えてるところです。

なので、そういう視点から考えると、困り
ごと対策だけのネットワークということでは
なくて、日置市の取組をやっぴり広く広報、
啓発していくための一つの仲間っていいま
すか、そういう位置づけの横のつながりを考
えられないのかお尋ねいたします。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

議員がおっしゃられるとおおり、本当に重
要な要素であるというふうに考えます。Uター
ンされた方に限らず本市には、移住された
方々がSNSとか口コミで本市の魅力を発信
していただいているところでございます。

今後においては、そういった方々と地域住
民の方とつながるような仕組みづくり、こ
ういうことは非常に大事なことだというふう
に思っております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

そういう意味では日本全国、地方の都市で
は、都市部からの人の取り合いといいますか、
そういう移住定住に取り組んでる状況にある
と思います。

やはりこの関係人口という形で、日置市に
関心を持っていただいた方々に日置市を選ん
でもらえるように、より住みやすい町づくり
や子育て支援など、環境の整備も必要になる
と思います。それに加えて、移って来られる

方々と受け入れる側の市民の皆さんの思い、
また、コミュニケーションの在り方、これも
大変重要になると考えているところです。

先般、新聞記事にもありましたように、鹿
児島市長の下鶴市長さんが——関東の県人会
だったと思いますが——出向かれて鹿児島市
の現状、課題、取組等々について報告された
という記事が掲載されておりました。私もこ
れまで県人会等で、市の現状と課題、また、
それを打開するための取組などをPRするべ
きではないですかということ再三ご質問も
してまいりました。

今、新型コロナ感染拡大の影響で県人会等
も開けない状況であるとすれば、既に先ほど
来申しております市内にUターンされてきた
方々の人脈、これもフルに活用しながら、今
お試し住宅の管理運営をされてる4つの団体
の方々なども含めて、できるだけ多くの市民
の皆さんと一緒に住んでよかった日
置市をアピールして、移住定住に取り組んで
いく必要があるんじゃないかと、そういうふう
に考えるところです。

そのための情報発信部隊として、行政と民
間が協働して、市民による移住定住促進協力
隊的な組織、ネーミングはともかくとして、
多くの市民を巻き込んだ取組も必要になるん
じゃないかと考えております。

このような組織の設立を提案しますが、市
長はいかががお考えかお伺いします。

○市長（永山由高君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、官民連携で多くの市
民の方々を巻き込む形でと申しますか、とも
に情報発信をしていく仕組みは重要である
というふうに思います。

先ほど来、答弁させていただいております
とおり、一つはこのお試し住宅カメハウスの運
営団体、これは連絡会もつくっておりますの
で、各地域ごとに移住される方々を後押しを

しようという民間の団体のこれが一つの基盤になってくるといふふうに認識をしています。

もう一つが、ウェブサイトひおきとのライターチーム、ここも多くの市民の方々に情報発信の担い手として取り組んでいただいております。

こういった既に取り組んでいただいている方々や既に着手している事業、チームを軸に、議員おっしゃるように官民連携で情報発信できるような動きにつなげてまいりたいというふうに思っておる次第です。

ひおきとプロジェクトは、今開始をしてから9か月が過ぎたところというところがございます。本当に少しずつではありますがけれども、市内そして市民の皆様及び各企業にも認知されつつあるように感じるところです。目的達成のために最大限効果を発揮すべく、今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

先ほど来、ひおきとプロジェクト等々、今年から取り組まれてる事例のこともご紹介いただきました。そういう意味で、途中で申しましたように、私どもも中身をよく詳細に把握してない部分もあります。ですので、どこか機会を設けて一回説明を頂きながら、我々もその情報発信をお手伝いできればというふうに思います。

今市長のほうからありましたように、これまで以上に官民が連携して、また協働して、住んでよかったと思われる日置市を目指して、日置市の将来人口維持のために取り組まれることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（池満 渉君）

次に、9番、重留健朗君の質問を許可します。

〔9番重留健朗君登壇〕

○9番（重留健朗君）

それでは、通告書に従いまして1回目の質問をさせていただきます。

まず最初に、指定ごみ袋の使用状況について。

その1、日置市のごみ袋、ごみ出しルールの現状を伺う。

その2、現在、可燃物・不燃物の袋の色分けされた経緯を伺う。

その3、ごみ袋の氏名の明記についてのルールを伺う。

その4、今後、南さつま市に移行しますが、どのように変わるのかを伺います。

大きな2番です。有機栽培全般について。

その1、市内で有機栽培に取り組む農家は何人か伺う。

その2、農林水産省が示すみどりの食料システム戦略について、日置市の取組を伺う。

その3、ガソリン、肥料等の高騰を受け、農業経営を圧迫する状況を伺う。

その4、有機栽培を使用し、地産池消の給食提供はできないか伺います。

大きな3番です。今後の給食費の予算、食育の在り方について。

その1、食材の高騰に伴う補正が必要と考えるが、見解を伺います。

その2、小中学生の食育に対する今後の考え方を伺います。

1回目の質問を終わります。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1つ目のその1、ごみ袋、ごみ出しルールの現状について回答します。

日置市におきましては、各世帯に配付しておりますごみ収集カレンダーに基づき、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみにつきましては指定のごみ袋で、古紙、有害ごみ等につきましては、指定された方法にて、収集日の朝8時までに指定場所にお出ししていただくように

お願いをしております。

その2、色分けされた経緯について回答します。

色分けの経緯につきましては、分別の徹底、処理の効率化等を図るための施策で、合併以前から導入されており合併後においても継承されています。

その3、氏名の明記について回答します。

氏名の記入欄につきましては、全てのごみ袋に設けております。これは、分別の徹底やごみ出しのマナーについて責任を持っていたくために設けており、指定袋導入時からのものであります。記名につきましては、不適切な分別を防ぐためのものであり、今後も推奨してまいりたいと考えております。

その4、今後について回答します。

分別方法、ごみ袋等、詳細につきましてはこれからの協議事項となりますが、現在のところ、日置市の分別方法については大きな変更点はないと考えています。

質問事項の2、その1、有機栽培に取り組む農家数について回答します。

有機栽培に取り組んでいる農家は14人で、作物は茶が8人、野菜類が6人となっております。

その2、みどり食料システム戦略について回答します。

みどりの食料システム戦略における本市の取組は、日置市茶業振興会が有機茶栽培体系の確立と地域循環堆肥やペレット堆肥の活用に取り組んでおり、事業費で360万円を見込んでおります。

また、さつま日置農協でん粉原料用カンシヨ部会もペレット堆肥の活用に取り組み3,700万円の事業費を計画しております。なお、当該事業については、県から事業主体への直接補助となっております。

その3、ガソリン、肥料等の高騰について回答します。

燃油、肥料や生産資材等の価格高騰により、生産コストの上昇に直面し、農家所得の減少が懸念されます。燃油を多く使用する茶や施設園芸の方々は、それぞれの団体に燃油価格高騰セーフティーネット事業に参加されており、基準価格を超えた場合には、補填金が交付されます。

肥料につきましては、本年秋肥と来年春肥において、価格上昇分の7割を国が支援することになっております。

質問事項その4と質問事項3のその1については、教育長より答弁いたします。

質問事項3のその2、食育に対する考え方について回答します。

農業や漁業に関する体験活動と地産池消を軸に、食に関する理解を深め、自然の恵みや食に感謝する気持ちを育むことは重要であるとと考えております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、2番目の有機栽培の給食への提供についてでございます。その4でございます。

これまでも学校、農林水産課、生産者団体等と連携しながら、地元農産物の活用を図っているところです。既に一部で有機栽培の農産物を使用している実績もあります。

有機栽培の農産物の活用に当たっては、数量の確保や適正な規格、価格などの課題もあり、活用できるものから取り組んでいる状況です。

続きまして、給食費の予算、食育の在り方についてのその1でございます。

6月の追加補正予算において予算措置をしているところで、当面は補正予算の必要はないものと考えております。

その2でございます。食育に対する考え方でございますけれども、平成17年に成立し

た食育基本法に基づき、全小中義務教育学校で食に関する指導の全体計画を立て、計画的に取り組んでおります。

子どもたちの食生活の基盤は家庭であり、食文化の維持や地産地消の推進という観点では、地域社会とのつながりも深いと捉えております。小中学生の食育には、今後も学校、家庭、地域が連携することが必要であると考えています。

以上でございます。

○9番（重留健朗君）

ただいま1回目のご答弁を頂きました。2回目の質問をいたします。

まず最初に、各世帯に配付してありますごみ収集カレンダーに基づきという答弁でありました。日置市の可燃物、そしてまた不燃物の収集日、曜日等は早くから決まっております。

そんな中で、必ずしも袋の色分けをする必要がないと思いますが、いかがでしょう。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

袋の色分けにつきましては、市長の答弁にもございましたとおり、分別の徹底をお願いするため、合併前からの施策を継承しているものでございます。袋の色を分けることにつきましては、袋の色が同じ場合、可燃ごみの収集日に誤って危険物を含む不燃ごみが出された場合、作業員の危険性が増すとともに、収集車の故障や処理場の焼却残渣にもつながってまいります。

つきましては、現状といたしまして市民に定着していますごみ袋の色分けにつきましては、現在のところ一本化することは考えていないところでございます。

○9番（重留健朗君）

確かにあの袋の色分け、可燃物90円、不燃物100円とあったような気がいたしますが、袋の色分けをしないことで、袋を作製す

るコストや単価的にも安くなるのではと考えますが、そのシミュレーションはされたことはないのかお伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

袋の色を統一した場合のコスト計算は、申し訳ございませんが行ったことはございません。

ごみ袋の購入につきましては、年度当初におきまして単価契約を結んで締結いたしますが、その際は色分けしてございます可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみの種類に加え、特小から特大まである袋のサイズごとに単価を決めております。この全部で9種類あるごみ袋ですが、色分けだけでなく、サイズについても市民の要望に応じて対応してきた経緯がございます。

また同じ可燃ごみの袋であっても、ごみが少ししか入らない特小とたくさん入る特大では袋の厚さも違いがあるほか、不燃物等は重量を考慮し、厚い設計になっています。

今後におきましても、分別の徹底、市民の利便性を第一と考えながら、議員がおっしゃるコスト削減は常に意識してまいりたいと考えております。

○9番（重留健朗君）

なるべく袋につきましては色分けが必要ないように、これも市民からのお願いであります。少しでもコストを安くするべきだと考えます。この点について、今後またご提案していきたいと思っております。

次に、氏名の明記であります。

地方におけるごみ袋には必ず氏名を明記しなければ回収してもらえませんが、中央部におきましては名前の明記がなくても回収する、この件についてお尋ねいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

記名につきましては、強制ではなくあくまでお願いでございますが、不適切な分別を防ぐなど、ごみ分別のルールを地域社会に定着さ

せるためのものであることから、今後も推奨してまいりたいと考えております。

なお、ごみの収集につきまして、不適切な分別にて未回収となるごみ袋はございますが、名前の明記が理由で回収されないことは現在はありません。しかし、記名をマナーと捉えていただき、今後ともご協力いただければと考えております。

○9番（重留健朗君）

氏名の明記につきましては、最近の個人情報に大きく関係いたします。

家庭状況、家族構成等が分かり、不審者が可燃物ごみを開封した経緯が何件かありました。これだけ個人情報の敏感な時代に、袋に名前書くことのリスク、そしてそこでトラブルが生じる可能性があるわけです。この不透明な部分に関しては、取扱いの統一の対策を図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

最初に、個人情報保護の問題でございますが、ステーションに出されたごみ袋は市の財産となり、開封については、分別を目的とした職員以外の開封は違法となるとともに、中身の盗難は当然に犯罪行為でございます。

もし、このようなことでお困りの方がいらっしゃいましたら、市役所もしくは警察までご連絡ください。

もう一点の記名等の取扱いでございますが、記名は先ほども申しましたように強制ではなく、あくまでもお願いでございます。不適切な分別を防ぐため、多くの自治会でも推奨されておりますので、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

○9番（重留健朗君）

この不透明な部分に関しましては、市民一人一人がしっかりと理解するような周知徹底をしてほしいと思うところであります。当事者にすれば、不審者がいることで、恥ずかしい、恐怖心や怒りがこみ上げてくるという訴

えがあります。この点については非常に大切な部分であります。どうか市民一人一人が分かりやすい周知徹底をよろしく願いいたします。

無記名のごみの処理対応ですが、各自治会のごみステーションの中にほかの地域から持ち込まれる心配もありますが、これらの対策について対応を伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

ごみ出しにつきましては、お住まいの自治会等が地域ごとに指定するステーションに出していただくことが基本となっております。

しかし、分別が十分でない無記名のごみが地域外から持ち込まれ、回収されずにステーションに残ったままとなる事例が稀に報告されております。このようなごみにつきましては、職員が現地に出向き、実態を調査し、残されたごみにつきましては回収いたします。

対策といたしましては、広報ひおきや自治会活動研修会等、各種会合等を通じ、定期的に広報を行うなど、繰り返し適正なごみ出しを周知してまいります。

○9番（重留健朗君）

ごみ出しにつきましては、ライフラインと同じぐらい大切な部分であります。今後の対策につきましては、市民の方々に統一された内容等を周知徹底していただきたいと思うところであります。

4番目です。今後、南さつま市に移行するわけですが、ごみ袋の色分けや氏名の明記などについて、何か変わる予定がないのかお伺いいたします。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。

ごみ袋の色分け等につきましては、今の南薩の協議会におきましてはこれからの協議事項となるため、今で明確な回答はできませんが、適正なごみ分別につながる取組については、現状どおりに継承していただけるよう協

議してまいりたいと考えております。

○9番（重留健朗君）

次の質問です。オーガニック栽培についてお伺いいたします。

1回目の質問で、現在14名の方が有機栽培に取り組んでいらっしゃるということでありました。

しかしながら、近年の世界情勢や物価高騰に伴い、穀物の運用も難しい状況にあります。加えて肥料等の高騰に伴い、農業経営の方々も採算が合わない苦しい状況にあります。このことを踏まえ、有機栽培の推進はできないかお伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

お答えいたします。

有機栽培の推進につきましては、日置市としても今後取り組むべき農法の一つだというふうに考えております。

議員がおっしゃいますように、ここに来て化学肥料の高騰等もございます。そして安心、安全な食料の確保という観点も含めまして、コストの削減にもつながり、かつ安心、安全な食料の供給という観点からも、今後も取り組んでいく必要があるというふうに認識しております。

○9番（重留健朗君）

有機栽培につきましては、すぐに雑草、高い等のイメージがありますが、栽培方法の情報交換や生産に至るまでの成功事例はたくさんあるわけでありまして。日置市として研修会等を開催する予定はないかお伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

有機栽培等に関する研修会等ということですが、やはり各作物ごとに、この有機栽培の取組というのはやはり特徴があるというふうに認識いたしておきまして、例えば、お茶の有機栽培は今後輸出も含めてかなり伸びてくるというふうに考えているところなんです。例えば、化学合成ではない農薬、J

ASにも認められたような農薬というような活用等もかなり近年増えてきておきまして、基本的には各作物ごと、いろいろな細かい技術がないと有機栽培、成功しませんので、各作物ごとに専門的にこの有機に向かった勉強会であり、技術の研修会というのが必要になってくるだろうというふうに認識しております。

○9番（重留健朗君）

次の2番目の質問であります。

農林水産省は、みどりの食料システム戦略案として2050年までに有機農業の面積を全耕地の25%に拡大する計画があります。化学肥料の30%削減、化学農薬の50%削減という数値目標を打ち出しました。

このことについて、今後、日置市対応・対策として、何らかの考えはないでしょうか。

1回目のご答弁で360万円を見込んでいたということが書いてありましたが、これにつきましては、お茶に特化してるような思いがあるのですが、野菜栽培についての日置市対応・対策として何かないのかお伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど市長ほうがご説明いたしましたお茶の関係で地域循環堆肥、いわゆるよかん土の活用、ペレット堆肥の活用ということと、でんぷん用カンショ部会の方々のペレット堆肥の活用ということで3,700万円ほどの事業費ですけれども、このみどりの食料システム戦略につきましても、まだ年数が浅くて、早くにこの茶とカンショの方々が取り組みましたけれども、おっしゃいますように野菜類につきましても、同じような取組、例えば堆肥等を十分活用して、化学肥料を減らすといったような取組も十分対応になるかと思っております。

ただ、個人個人でやられても、なかなか事業のベースに乗らないというところもござい

ますので、グループ化、いわゆる組合等を組織していただいて、同じ取組をみどりの食料システム戦略に沿った取組をしていただければ、十分事業導入可能じゃないかというふうに思っているところでございます。

○9番（重留健朗君）

このみどりの食料システム戦略の背景には、EUのグリーンディール戦略に見られるように、世界的に食糧生産の在り方を持続可能な社会へとつなげていく大きな流れがあります。

グリーンディール戦略によりますと、2030年までに有機栽培を25%に拡大、農薬使用量を50%削減する内容です。約8年後ぐらいですが、現在のような大量生産大量消費、資源の使い捨てて社会から根本的脱却が必要と思われまます。

日置市としても、食と農業の在り方の再構築は考えないでしょうか、お伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

確かに今回この国が制定しましたみどりの食料システム戦略ですけれども、基本的に食料と農林水産業の生産力向上というものを持続性の向上と、その持続性を将来に向けてイノベーションを活用して実現していくということで、今議員がおっしゃっていましたように、持続可能な生産という形で取り組むという大きな目標でございませす。

日置市としましても、その大きな流れにはもちろん沿っていかなければならないと思っております。有機農産物を市内を25%ということが、果たして年度としていつ頃達成できるのかは今の段階ではちょっと不明ですけれども、徐々に取組を増やしていく必要はあると思ひます。

ただ、品目によって取り組みやすい品目と取り組みにくい品目というのが明確になってまいりますので、そこはやはり取り組みやすい品目から推奨していきたいというふうに考えているところでございませす。

○9番（重留健朗君）

ただいまの答弁で、取り組みにくい、取り組みやすい農作物があるということでしたが、今後のテーマとして気候変動への対応を紹介しますと、8月22日に、気象庁の検討会が今年の夏は異常気象だったことを発表しました。気温の上昇傾向による農作物の品質低下や収穫減のほか、大雨被害が頻発している中、長期的な適応策として、作物の転換期でもあると思うところであります。

農政局は指摘しております地域の実情に合った農作物の経営が大変大切だとは思ひますが、今後の対策についてももう少し分かりやすく説明お願いできないでしょうか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

地球温暖化に伴いまして、例えば我々、この日置市の平均温度も上がってきているのかなというふうに考えております。

その中で、例えば従来、冬の期間に離島であったり、例えば奄美大島の辺りで時期的にできていた作物、それが場合によってはもう本土でできるんじゃないかというようなものも実際出てきております。

ですので、地球温暖化に伴って、いろんな作物のその時期的な作付、種まき、定植の時期であったり、もしくは品種の選定であったりということがまさに変動してきているということは認識しているところでございませす。

○9番（重留健朗君）

1回目の答弁に、ペレット堆肥の活用に取り組み3,700万円の事業計画があるということだす。これはまだあくまでも、内容からいきますと事業の計画であると理解いたします。

環境等の負荷を減らすためには、地域で調達できる堆肥の利用拡大が有効であり、熊本県のJA菊池が畜産農家から集めた堆肥を保管し、ペレット状に加工し、販売も行っております。

気候変動に伴う農作物が受ける影響を考え、日置市もJA等と協力し、独自の対策を検討し、取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。例えば循環型農業システムに取り組むとか。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議員のおっしゃるとおりでございますが、先ほど市長の答弁にもありました有機者の方々が取り組む、地域循環堆肥と申し上げましたけれども、これは生ごみ収集によってできている日置市のよかん土という堆肥、これを活用するという事。

それからペレットにつきましても、管内の肥育農家が持っておりますペレット牛糞堆肥、これをお茶のほうも原料用カンショ部会のほうも活用するという事になっておりまして、ちなみに計画ということにしてはありますが、ほぼ内定を頂いている状況でございます。

○9番（重留健朗君）

先日新聞報道で、農業基本計画の見直しの指示がございました。食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長を維持していく方針の下、農林水産施策を大きく転換していくと強調しております。国のほうもこういう方向で取り組んでいくということでもあります。

4番目の質問に入らせていただきます。今現在、南さつま市において、今年4月から市内全校16か所で約2,650食分を作っている有機栽培の納入を始めました。始良小学校も取り組んでおります。

日置市においても何件か有機栽培に取り組んでおられます。このようなことから、契約の有機栽培を広めて、学校の給食の食材として取り組んでいく考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

最初の市長の答弁にもありましたように、東市来給食センター、それから南部給食センターにおいては、これまでも実績があるとこ

ろでございます。

ただ、伊集院給食センターにおきましては、かなりロットが大きいということもございまして実績がないようではございますけれども、有機の安心、安全な野菜類を子どもたちに食べていただくということは非常に重要なことであり、推進を図ってまいりたいと思っておりますが、ただ、学校給食側のいろんなシステム、例えば入札方式ということもありますので、その辺はその有機野菜だけを優先的に契約して、もしくは単価設定をどうするというようなことも含めまして、今後十分検討が必要かというふうに感じます。

○9番（重留健朗君）

これはちょっと南さつま市の事例なんですけど、助成金の制度があります。1年目及び2年目にあつては、2分の1を乗じて得た額以内とし、3年目から5年目までに当たつては、3分の1を乗じて補助をする、こういう制度も南さつま市等は活用しているわけですので、日置市としても何らかの政策を講じるべきだと考えるところであります。

薩摩川内市の学校給食にオーガニックを取り入れるために、昨年10月にKSオーガニックキッズプラスを約40名ぐらいで立ち上げて活動をしておられます。子どもたちの未来のために有機栽培の野菜を取り入れ、地産地消のできる日置市を目指すために、安心して安全な食料提供に頑張りたいと思っておりますが、再度お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

先ほどの教育長の答弁でもございましたように、今一部で有機栽培の野菜を今ニンジンとダイコンを仕入れをしています。

また、各3つの給食センターでは、地産地消ということで野菜、みそ、大豆、ちりめん、それからお茶、粉茶、納豆など、地場産品を含めた加工品も積極的に取り入れているとこ

ろでございます。

給食センターの食材については、安全なものを使用させていただかないといけないというのが第一でございます。それと数量の確保、それから適正な規格と、あとこの給食費については保護者の負担で賄っていることから、価格の課題も残っているところでございます。

このようなことから、給食センターのほうでは、そういった地場産品の活用も積極的に図っていききたいという方針ではございますけれども、そこあたりの課題を今後解決する必要があるというふうに給食センターの管理者のほうでは考えているところでございます。

なので今後、そういった有機栽培農家の育成というのも大変重要になってくるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○9番（重留健朗君）

オーガニック給食につきましては、オーガニック給食の先駆けであります千葉県いすみ市では、市が中心となって旗を振り、ゼロから有機米作りをスタートし、有機米100%の学校給食を実現いたしました。

オーガニック給食を実現したことで、給食の残食10%減少、住みたい田舎ランキング1位を獲得、子育て世代から移住者の増加、給食米がブランド化、大手航空会社のファーストクラスの機内食として採用され、食と環境と農業を一体化に扱い、命のつながりを体験できる食育プログラムを実施、現在では、コウノトリが有機栽培水田に飛来するような変化が起こっております。

このようなことから、食育を含め日置市の有機農業の推進に、市長はどのような感想をお持ちかお伺いいたします。

○市長（永山由高君）

学校給食等においては、今教育長及び教育委員会事務局長からお答えをしたとおりでございますけれども、この有機栽培に関わる

様々な課題があるということは、これは私どもも把握をしております。議員ご指摘のとおりであろうと思います。

一方で、世界の流れからすると期待は高まっているというところもまた感じるころです。積極的にこれは検討を進めてまいらなければならないテーマの一つであろうというふうに認識をしています。

以上です。

○9番（重留健朗君）

それでは、次の質問であります。

給食費の助成に対してであります。先ほども申し上げましたが、世界情勢に伴い、9月から10月頃にまた食品等が高騰するようです。今回、小中学校給食支援として1,967万円、保育所等の副食、おやつ補助に855万円の地方創生臨時交付金が支給されました。

今後給食等の材料費が高騰するような状況ではありますが、教育委員会としての見解を再度お伺いいたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

現在のところ6月の追加補正予算でお願いした1,967万円を追加補正で議決していただきましたけれども、現在のところ本年度をおきましては、この予算で対応ができるという見込みを立てているところです。

以上です。

○9番（重留健朗君）

非常に9月、10月、また今後も高騰する可能性があるわけですが、予算は足りていると理解してよろしいのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

8月末現在で各給食センターの事務長と協議した結果、現在のところ、この予算で年度内は保護者に別途負担を求めるようなことはないというふうに考えております。

○9番（重留健朗君）

そろそろ新年度の予算の策定が始まりますが、その点につきましても考慮していただきたいと思うところであります。

鹿児島県の最低賃金の改定がありました。まだまだ余裕のない困窮生活状況であります。そんな中、健康の源は食にあります。未来ある子どもたちに給食食材を落とすわけにはいきません。小学校232円、中学校275円の食育を考えたとき、医療と食事は同じ源である「医食同源」の言葉に着目し、高騰した分についての来年度の給食費の支援もお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（久木崎勇君）

そこあたりは令和5年度の当初予算編成につきまして、十分協議して検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（重留健朗君）

最後に、先般開かれました子ども議会、ここに22名の児童生徒の皆さんが出席されました。将来の日置市を想像しながら、それぞれ質問されたと聞いております。日置市の未来を担う子どもたちの成長に欠かせない学校給食を食材等の高騰を理由に、給食の質を落とすことがあってはならないことだと思います。

政府のほうでも新たな経済対策として、肥料等の値上がり分の一部を農家に補填するとありました。物価高追加策として、地方創生臨時交付金の増額方針を示しております。

財政難ではありますが、低コストにつながる今後の有機栽培、循環型農業システム、学校給食の食育対策をお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（池満 渉君）

次に、7番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔7番是枝みゆきさん登壇〕

○7番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。9月定例議会一般質問、最後の登壇となりました。

通告書を読み上げます前に、ひとつお断りを申し上げます。私の通告書に「無園児」という文言が出てまいります。最近メディアに取り上げられておりましたので、そのまま引用いたしました。文字と発音から、ご縁がない、「無縁」という言葉への連想、それから無園児が悪いという印象に捉えられる適切な表現ではないのご指摘がありましたので、厚生労働省保育課に問い合わせしてみましたところ、保育科では「未就園児」という言葉を使っているとのことでしたので、「無園児」を「未就園児」に変えて述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、通告書に従って質問をいたします。

1、子ども・子育て世代への支援体制について問う。

（1）保育認定におけるフリーランスと会社員との間の格差是正について問います。

ア、12月議会一般質問におきまして、自営業や農業など育児休業制度を活用できない方が第2子以降の出産に当たり、上の子どもの保育継続が難しくなる、いわゆる保育認定2人目の壁の是正を求めました。

新しく設置されたこども未来課におきまして、保育要件の10項目めの検討がされ、7月1日付、本市のホームページに、保育認定の基準を見直しをされたことが掲載されました。そのことにつきまして、詳しく本市の考えを伺います。

（2）困難を抱える子育て期の支援について。

厚生労働省は、保育所や幼稚園、認定こども園に通っていないゼロ歳児から5歳児の未就園児の子どもたちが全国で約182万人に上るとの推計を公表いたしました。

来年4月に創設される子ども家庭庁の大きな課題の一つであり、育児で困難を抱える家庭で親子が孤立すれば、虐待などのリスクが高まる懸念が指摘されております。

ア、本市の未就園児の数は把握しているのか。未就園児について、市はどのように認識しているのか伺います。

イ、教育委員会では入学前の子どもの就学時健康診断や相談を通して、子どもの家庭環境の把握をされているのか伺います。また、入学前家庭保育などにより保育園・幼稚園等の施設に通わせていない家庭の把握はしているのかを伺います。

ウ、子どもへの虐待相談について、それぞれの各相談窓口の相談件数を伺います。1、子ども支援センター、2、子育て世代包括支援センター、3、女性センター。

エ、令和3年9月に、医療的ケア児支援法が成立されましたが、医療的ケア児支援の本市の基本的な考え方を伺います。

オ、国の基本方針として、令和5年までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするとあります。本市の第2期障がい児福祉計画でも、協議の場を設置することを目指すとしていますが、設置の状況はどうなっているのか伺います。

カ、同じく障がい児福祉計画において、医療的ケア児に関するコーディネーターを1人配置することを目指しています。令和2年の同僚議員の質問に対し、コーディネーターの養成をするとの答弁がありましたが、現在、何人のコーディネーターがいるのか伺います。

キ、鹿屋市ホームページでは、医療的ケア児の支援について詳しく掲載されています。本市でも、医療的ケア児に対する理解と該当するご家庭への支援の一步として、本市ホームページに啓発・支援の案内ができないか伺

います。

以上で1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えしてまいります。

質問事項1のその1のア、保育認定の基準の見直しについて回答します。

従来、フリーランスや農家、自営業等の育児休業を取得できない職業に従事している保護者の方々におかれましては、例えば2人目の子どもを出産した際に、1人目の子どもを継続的に保育所に通わせるために2人目の子どもを生後3か月で保育所に入所させるか、2人目の子どもを自宅で見守るために1人目の子どもの入所を諦めるかという選択を迫られていました。

令和4年7月1日より、保育認定の要件を見直し、市長が必要と認める事由を改めて整理しました。具体的には、当該児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思料される場合等、児童福祉の観点から継続入所が必要であると認められる児童については、継続して入所できるようにしました。

これにより、2人目の出産により1人目の退所を迫ることはなくなり、また小学校への就学を控えている年長クラスの子どものついて、保護者が仕事を辞められたとしても、小学校入学までの間、継続入所ができることになりました。

見直しにより、保育所に入所している子どもが友達と離れることの不安などが解消され、また小学校入学に向けての準備を今までと同じ環境で行うことができるようになり、子どもだけでなく保護者の不安の解消にもつながるものと考えております。

その2のア、未就園児の数について回答します。

未就園児の数について本市では把握しておりません。幼稚園や保育所等に通っていない

理由は、それぞれの家庭において様々であると考えていますが、議員がおっしゃるように、子どもを養育する保護者が子育てに不安を感じ、孤立感や不安感に陥れば、虐待リスクが高まることも考えられると認識しております。

国は、令和5年度より幼稚園や保育園等に通っていない未就園児に着目した支援を行い、育児に困難を抱える未就園児家庭を支えることとしていることから、動向を注視してまいりたいと考えております。

質問事項その2のイにつきましては、教育長より答弁いたします。

続いて、その2のウ、それぞれの相談窓口の相談件数について回答します。

子育て世代包括支援センターにおける子どもの虐待相談の件数については、令和3年度実績で延べ802件となっております。女性センターでお受けした相談のうち、子どもへの虐待相談はありませんでした。

続いて、その2のエ、医療的ケア児支援の基本的な考え方について回答します。

医療的ケア児支援法は、医療的ケア児及びその家族を社会全体で支援していくための法律であり、本旨としましても、適切な支援体制や相談体制の構築に向けて努力していく必要があると考えております。

その2のオ、協議の場について回答します。

第2期障がい児福祉計画にも記載していますが、令和5年度に、日置市としても医療的ケア児支援連絡協議会の設置を予定しております。鹿児島県においては医療的ケア児支援センターの整備に向けて準備調整を進めており、今後、県とも連携を図りながら進めてまいります。

その2のカ、医療的ケア児に関するコーディネーターについて回答します。

コーディネーターについては現在のところ配置しておりませんが、今後、障がい者等基幹相談支援センターの相談支援専門員に研修

を受講していただき、配置に向けて準備を行っていきたいと考えております。

その2のキ、啓発支援の案内について回答します。日置市におきましても医療的ケア児の支援についての情報等をホームページ等で周知啓発を行ってまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、教育委員会に関する部分についてお答えをいたします。

まず、保育園・幼稚園等の施設に通わせていない家庭の把握についてでございますけれども、就学時健康診断においては、子どもの健康状態を把握しており、家庭環境の把握は行っておりません。入学前に保育園、幼稚園等の施設に通わせていない家庭の把握も行っておりません。

続きまして、子ども支援センターにおける相談件数というところでございます。

令和3年度の子ども支援センターへの年間相談件数は延べ6,012件で、うち子どもへの虐待に関する相談件数は延べ293件となっております。

続きまして、医療的ケア児についての基本的な考え方でございます。

各学校においては、医療的なケアが必要な児童生徒の把握に心がけるとともに、教育委員会においては、学校と連携し、安心して学校生活を送れるよう、今後も状況の把握と必要に応じた支援ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を2時20分とします。

午後2時07分休憩

午後2時20分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま1回目のご回答を頂きましたので、2回目の質問に移らせていただきます。

まず、保育認定の格差是正につきまして、今度のこの取組につきまして、ほかの自治体にもこのような是正の事例があったのでしょうか。また、そのようなことを参考にされて今回このような例規といいますか、取組をされたのか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。今の質問に対しまして、ほかの自治体のほうには聞いてございません。ただ、国の育児休業に伴う入所の取扱いについての通知を基に、うちのほうで内規を作成いたしました。

○7番（是枝みゆきさん）

大変画期的な取組だと思います。この格差をどうにかしてほしいと、育児休業制度の活用できない保護者の方の切実な願いでございました。解決のために、市長はじめこども未来課職員の皆さんが一丸となって、10項目め内規の検討に取り組んで、独自の施策を掲げてくださったことは、働きながら子育てをされる保護者にとって、そして、お兄ちゃん、お姉ちゃんになった子どもにとっても願いのかなったうれしい施策だと思います。

私のほうに相談を寄せられたお母様のほうからは、とてもうれしいニュースですと、日置市からスタートして全国に広まっていくことを願っていますとの声が届きました。日置市が先駆けて、子どもを育てやすいまちとして選ばれるのではないかと、そんな期待の持てる取組だと喜びをもって評価いたします。

それでは内規を見直し、ただいま2か月経過しております。見直し後、保護者からの問い合わせや希望状況はどうなっているのかを伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

既に保育所に入所させている保護者のほうから、継続して入所させたいというお問い合わせはありました。また、継続入所を認めたケースがあって、保護者の方も大変喜び、安心した様子でありました。

○7番（是枝みゆきさん）

問い合わせのありました保護者の皆さん、全員希望する保育園に入園できたのか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

問い合わせのほうは3件ございましたが、3件ともそのまま継続して入所できました。

○7番（是枝みゆきさん）

それでは、未就園児について2回目の質問いたします。

未就園児については、市では把握していないということでありました。市内外の動向あると思いますが、令和2年3月に本市が作成した日置市子ども・子育て支援事業計画に、令和元年度の年齢別人口と入所児童数の推移が出ておりました。資料によると、令和元年度の3歳から5歳児までの人口1,196人に対して、幼稚園児が328人、保育所、認定こども園の入所児が828人が利用しております。

日置市内から市外への施設を利用している子どもさんもいらっしゃるでしょうし、反対に、市外から日置市を利用していらっしゃるというところもあるでしょうから、本市在住の子どものデータというわけではないと思われませんが、ここで注目すべきは、幼稚園、保育所から認定こども園の移行もあったことから、入園が5年間で約257人、23%増加しているところでございます。

令和4年度当初時点では、保育所等に申込みを行ったものの、第3希望までの希望園に入園しなかった、できなかった児童はどのぐらいいるのかを伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。令和4年度年度当初時点で、第3希望まで保育所等に入所しなかった児童は40名程度おりました。

○7番（是枝みゆきさん）

40名程度ということで大きな数字だと驚いております。人口の多い地域に希望が集まることが予想されますが、昨年度12月議会、同僚議員の質問におきまして、伊集院地域が21人、東市来が2人、合計23人の回答を頂いておりますので、17人増加していることがうかがえます。

この40人については、ほかの事業所等に入園している、あるいは育児制度の延長をされて、家庭内保育をされているなどが考えられますが、以前、同僚議員からも指摘されている保育園の定員の問題について、地域のバランスも配慮されている中だと思っておりますが、現在、どのような取組をしているのか、進捗状況をお伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。今年の8月に幼稚園、保育園、認定こども園に対して説明会を開催いたしました。現在の定員の状況や定員の考え方などについて説明を行いました。そこで、保育所等に対して、今までの定員の推移や現在の利用児童数の状況や、今後、確保すべき量についてお示しし、定員の増加の協力をお願いしたところでございます。

今後、定員を増加する意向や定員を変更する必要があると思われる保育所等に対して、今後の利用児童数の推移等をお示しし情報連携を図ってまいります。

○7番（是枝みゆきさん）

情報連携、大変大切なことだと思っております。情報です。やっぱり市としてもしっかりとキャッチして、窓口に来られる保護者に適切な回答を差し上げることも、またこども未来課の大切なお仕事の一つだと思っております。

保育士は責任が重い、給料が低い、労働環

境が過酷などの理由によって、保育士不足は全国的な問題となっております。本市の保育園経営者から日置市の保育行政を進める上で、保育士不足についてどのようなご意見を頂いているのかお伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。今回の定員の説明会の終了後、各保育所等から保育士の確保が難しくなってきたといった声が多くありました。

○7番（是枝みゆきさん）

鹿児島市は、待機児童136人があることから、待機児童緊急対策室の設置を予定しており、また、保育士確保に向け奨励金などを支給することを明らかにしております。

鹿児島市でこのような取組が行われることにより、隣接する本市の保育人材の確保の影響はないものでしょうか、伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

鹿児島市の取組を受けて、日置市にも多少の影響はあると考えられます。本市としましても、保育士確保に向けて保育士を目指す学生が通う大学や専門学校などと連携し、就職セミナーなど、まずは検討してまいりたいと考えています。

保育士人材確保については、現在、市の事業としましては実施しておりませんが、各保育所等から保育士の確保が難しくなっているという声を聞いておりますので、このことから、本市の保育所等がどういった人材を求めているか、保育士養成施設の卒業予定者が就職時にどういった意向があるかなど、現場の声を十分に確認しながら、効果的な人材確保の方策を模索し、市としまして事業の実施を検討していきたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

日置市在住の保育士さん、免許をお持ちの方々、できるだけ地元で働いていただきたいと願うところでございます。

さて、平成25年に国が保育士の確保に向

けた総合的取組を実施し、人材育成、就業継続、再就職、働く職場の環境改善などに取り組んできました。その後、平成30年度から子育て安心プラン、バージョンアップしながら、現在令和3年度から令和6年度末に向け、新子育て安心プランを設けております。

第2期市町村子ども・子育て支援事業の積み上げを踏まえて、保育の受皿を整備し、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性の就業率の上昇に対応するものでございます。これまで、このような事業は本市は取り組んでこられたのでしょうか、伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

これまで、市の広報紙などにおいて保育士等の募集について案内を行っているところであり、この事業の効果と検証までは至ってない状況ではありますが、先ほど申し上げましたように、各保育所等から保育士の確保が難しくなってきたという声があり、今後、保育士の人材確保に向けた取組が必要であると考えています。

○7番（是枝みゆきさん）

保育士不足の問題は背景に様々なことがあり、そう簡単にはいかないことは認識しております。今、こども未来課で進めている市内22園の説明会、訪問、とてもよい取組だと思っております。

本市在住の保育士さんには、ぜひ日置市にある保育所、幼稚園で働きたいと思えるように、人材確保の国の支援を取り組みながら日置市全体の園の状況把握と、長期的な視点を持ち、よりよい施策を検討していただきたいと思いますが、今後の施策としてどのようなことをお考えでしょうか、お伺いいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

保育所等の利用定員の増加に取り組むに当たって、議員ご指摘のとおり保育士人材の確保にも同時に取り組まなければならないと考

えています。現在でも、保育士の確保が難しい中、今後の鹿児島市の取組が日置市に与える影響もあるのではないかと考えています。

本市としましては、事業所の求める人材、保育士養成施設の卒業予定者の就職先を選んだ動機など、現在の声を十分に聞きながら、国の補助事業を活用した効果の高い保育士人材確保方策を実施していきたいと考えています。

○7番（是枝みゆきさん）

定員増と保育士の確保、同時に発生する課題でありまして、また難しい課題であると認識しております。様々な機会を捉えて、市内の全保育園、幼稚園等と連携しながら、市民のニーズに応えるために、ぜひ新生こども未来課として、今後、力を入れて取り組む課題だと思えます。職員一丸となって取り組んでいきたいと申し添えておきます。

続きまして、教育委員会への2回目の質問をいたします。

当然、特に困難をお持ちの方の家庭環境の様子は情報をつかみながら、新1年生を迎えてくださると思いながらの質問でございましたが、入学前の把握は行っていないとの意外な回答頂きました。

入学してからの家庭調査となるのでしょうか。実際に入学後、幼稚園や保育所等に通わせていなかったというような事例はあるのか伺います。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

実際に入学後、令和2年度入学児童で4名、令和3年度入学児童で2名把握をしております。

○7番（是枝みゆきさん）

様々なご理由があられると思いますが、令和2年度に4人、3年度に2人と合計6人、意外にいらっしゃるのだなということでもちょっとびっくりしておりますが、突然の集団生活になると思いますが、そういったストレス

から、小1プロブレムへの影響はどう考えますでしょうか、お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

保育園、幼稚園、そして認定こども園等へ通っていないこととの因果関係については不明ですが、集団生活のストレスが小1プロブレムの一つの要因となることは考えられると思います。

各小学校においては、子どもたちの発達段階に応じた教育課程を準備し、教育活動を進めております。特に新1年生につきましては、お子さんが小学校生活になじみスムーズに学んでいけるように、事前に保護者と連携してお子さんの状況を把握し、各小学校でスタートカリキュラムを作成して、教育活動に取り組んでいるところでございます。

○7番（是枝みゆきさん）

何と申し上げましても、先生方は教育のプロでございます。プロの教育者でございます。家庭の機能がうまく働かない、子どもの十分な養育が難しい家庭など、リスクを抱えるご家庭、そして子どもたちには、担任の先生、学校の先生方はもちろんですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々と各家庭や地域との連携も含めまして丁寧な対応をさせていただきますよう、ぜひ教育委員会からも、改めて学校への指導をさらにしっかりしていただきますよう申し添えたいと思います。

続いて、子どもへの虐待について、2回目の質問をいたします。

厚生労働省の資料によると、2020年度、全国の児童相談所における児童虐待相談は、20年前の11.2倍以上、20万5,029件に上っております。

一昨日、土曜日には、地方紙を見ておりましたら、2021年度の速報値が出ておまして、20万7,659件、前年度より1.3%増えております。中でも、親が子どもに暴言

を浴びせる、冷たい態度を取る、無視するなど心理的虐待が6割を超えとの報告があります。1990年度の統計開始から、31年間連続増加しています。

そのような背景から、私も調べてみましたところ、地方自治体では子どもを虐待から守る条例が、現在、全国で50条例ほど確認されております。鹿児島県は虐待件数97件増の2,114件となっております。コロナの感染拡大によって児童虐待などの増加も考えられますが、本市、先ほど相談件数を述べていただきましたが、この相談件数の推移、それから、もしお分かりでしたら虐待件数、ここが分かりましたらその件数、それと併せまして推移、そこのところどうなっているでしょうか、お伺いいたします。

○子ども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。子どもへの虐待相談については増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の拡大により外出ができず、自宅で過ごす人も多くなり、子どもを養育する保護者が子育てに不安を感じ、孤立感や不安感に陥り虐待リスクが高まることが考えられます。

今、議員のほうは虐待件数をお聞きされましたが、子育て世代包括支援センターで虐待の相談件数が延べ件数として分かりますので、そちらのほうをお知らせいたします。令和元年度439件、令和2年度723件、令和3年度802件ありました。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

すいません、子ども支援センターのほうでの推移はどのようになっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

今、お答えがあったような推移の傾向としまして、正確な数字、今ちょっと述べられませんが、傾向としては、相談件数は増

加傾向にあると捉えております。

○7番（是枝みゆきさん）

コロナ禍ということも一つの要因になっているのではないかなと思われそうですが、本市においても増加傾向にあるというご答弁を頂きました。

2か月ほど前に、地方紙の小さな記事でございましたが、県内で起こった乳児殺害未遂に対して、鹿児島地裁が懲役5年を求刑したという記事を目にいたしました。母親が2人の娘の首を絞め殺害しようとした罪を問われたものです。弁護側は育児ストレスから抑鬱状態になり、計画性がないなどの弁護をしております。母にとっても娘にとっても、一生トラウマとして残る傷であります。手をかけるまで追い込まれる前に相談する人がいなかったのかと、本当に心が痛むところでございます。

本市では、子育て世代包括支援センターの立ち上げにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に力を注いでおられます。中でも、特定妊婦いわゆる出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認める方々がいらっしゃいます。心身の不調をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、本市の特定妊婦の状況はどうか伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。特定妊婦と判断した数につきましては、令和3年度で55名、令和2年度で58名でした。対象者の内訳としましては、若年妊婦やメンタルヘルスの既往のある方、予期しない妊娠をされた方、支援者がいないなどの方になります。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

産後鬱スクリーニングの陽性者率はどのようになっているか伺います。

○健康保険課長（宮前美紀さん）

お答えいたします。令和3年度における産後鬱陽性率は、産後1か月で2.8%、3～5か月児健診で1.7%という結果でした。

近年の傾向としましては横ばいの状況ですが、5年前と比較しますと減少しております。これは、産科医療機関と市と連携しまして、産後不安定になりやすい産後1か月までの時期に訪問や相談など、複数回介入する体制が整備されたため減少していると考えられます。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

妊娠・出産はかなりの身体的負担がある上に、出産後も、夜中の授乳など24時間気の休まらない日々が続きます。一時的な症状ではありますが、不安症状の出るマタニティーブルーズは決して珍しいことではありません。その辛さにどう寄り添うか、支えるかということが大切になってくると思います。

子育てや妊娠出産等にある女性の心身の健康、また抑鬱等で子どもにストレスが向かうときには虐待という形に至るかもしれない、そのような防止策として、どのような対策を取っているのか伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。健康保険課が窓口となります特定妊婦の対応については、妊娠期からの関わりとして、妊婦訪問や妊婦相談を実施し、その後、出産後も切れ目なく支援ができるように、新生児訪問、産婦訪問を実施、妊産婦の育児に対する不安の軽減に努めております。

また、産婦人科や助産院で実施する産婦健診や産後ケア事業などを紹介し、医療機関等と密に連携を図りながら妊産婦支援を行っております。

次に、こども未来課が窓口となります子育て世代包括支援センターでは、主に妊娠、出産、子育て相談などについて対応しています。子育て世代包括支援センターは、基本型と母

子保健型に分かれ、こども未来課においては基本型として、主に子育てに係る制度の案内や子育てに関する各種相談などに対応しています。

母子保健型は健康保険課において、妊娠、出産、育児における各種相談などに対応しています。

相談内容によっては、子どもと保護者双方の立場で支援できるよう、部署を超えた連携により、困り事に対して解決できるよう努めているところでございます。今後も関係機関と連携を図り、子どもへの虐待につながるような相談体制等の充実に努めてまいりたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

令和4年度に向けまして、子ども家庭総合支援拠点が設置されると思いますが、それは、今準備どのようになっているのか伺います。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

回答いたします。子ども家庭総合支援拠点は、こども未来課が新設しました令和4年4月に要支援児童及び要保護児童への支援業務の強化を図るもので、子育て世代包括支援センター「チャイまる」と同拠点を兼ねて設置してございます。

○7番（是枝みゆきさん）

子ども家庭総合支援センター拠点ができることによりまして、窓口の一本化の準備というところでも、とても期待しているところでございます。

以前、私が頂いた虐待相談がございまして、大変それは緊急性のあるものでした。閉庁日にもかかわらず、すぐに関係所管に動いていただき、大変助かった覚えがございまして。

虐待の相談は緊急性のあるものもあります。日置市ホームページでは、各課の相談窓口、子育て世代包括支援センター、子ども支援センター、女性センターなど直通電話番号のみならず、配偶者暴力支援センター全国共通短

縮番号#8891、また、警察につながる#8103、DV相談プラス0120279の889など、知ってもらうために、ぜひもっと色づけをしたり、分かりやすく大きな表示があったほうがよいのではないのでしょうか。

本市のホームページの表示は、全て小さくて、色づけもなく、まず、見たいという気持ちになかなかならないと思います。そもそも気づかないのではないかと感じますが、ほかの市町村を参考にしながらもっと工夫されて、こういうのがあるんだとまず気づく、そういった工夫をされたらいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

議員ご指摘のとおりホームページの電話番号の表示については、誰が見ても分かりやすいように色をつけたり、大きくするなど変更してまいります。今後も虐待防止の広報啓発活動に努めてまいりたいと考えています。

○7番（是枝みゆきさん）

日置市の子育て等アンケート回答によると、子育てのストレスがたまって子どもに手を上げたり、世話をしなかったりしてしまうことがあると回答した人が33.7%になっています。

大なり小なり、ストレスの受け具合により、誰しも虐待に発展しかねない可能性は持っていると思います。母子保健、こども未来課、教育の部門が連携し、妊娠期あるいは、それ以前からの丁寧な対応の努力を継続していただくことにより、情報の連携をしながら心身のケアが必要な方、望ましい家庭状況をつくるのが厳しい方々に、一人残らず寄り添っていただきたいです。たとえ少ない数であっても、一つ一つの事例は重たいこととございます。

続きまして、医療的ケア児について2回目の質問をいたします。

相談やその対応はどうしているのか、また、

保育園や学校では医療的ケア児を受け入れる場合、看護師の配置が必要となってくるが、受入れ体制はどのように考えているのか現状を伺います。

○市民福祉部長兼市民生活課長（新川光郎君）

お答えいたします。福祉課では障害福祉サービスの利用の際に、相談支援専門員が相談を受けて、それぞれの担当機関につなげている状況でございます。

母子保健分野では、入院時から退院に向け医療機関基幹相談支援センター、保健所、訪問看護等と連携し、地域でのサポートにつなげています。

また各課と連携を図りながらではございますが、発達支援として、療育や保育園へつなぐなど支援を行っています。

次に、医療ケア児の受入れについてでございますが、こども未来課では、医療的ケア児の保護者から保育所等に通わせたいという相談があった場合、子どもの状況などを確認し、希望の保育園等に問い合わせ、確認を行うこととなりますが、保育所等においては看護師等を雇用する必要があり、現在のところ、受入れは難しい状況だと思われま

す。本市としましては、医療的ケア児の受け入れについて各保育所、隣接市等と協議を行い、広域的な受入れ等も視野に入れながら、看護師の確保も含め対応を検討してまいりたいと考えております。

○学校教育課長（中鉢吉彦君）

学校教育課においても、健康保険課や関係機関課と連携しながら、就学前の病児の状況について把握に努めていきます。

これまで医療的ケアが必要な児童生徒は在籍しておりませんが、学校に相談があった場合は、子ども支援センターや関係各課と連携して、即対応していきたいと考えております。

今後も学校と連携し、安心安全な学校生活を送れるよう状況の把握と、必要に応じた早

急な支援ができますよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（是枝みゆきさん）

令和4年の子ども家庭局の予算案を見ておりましたら、保育所等における医療的ケア児の受入れの体制整備を進める市町村に対する補助率を2分の1から3分の2へ、また2人以上の医療的ケア児の受入れが見込まれる保育所等において、看護師を複数配置する場合の加算を創設しています。

ニーズがあればぜひ取り組んでいただきたい事業ですが、そういうことはいかがお考えでしょうか。

○こども未来課長（馬場口美宗香さん）

現在、医療的ケア児について、保護者のほうから1件ほどご相談がありますので、またそちらにつきましては、保育園のほうに相談をして、看護師が配置できるようであれば配置していきたいと思

○7番（是枝みゆきさん）

います。自治体が努力義務から制度改正により責務ということになりました。市として現在把握しているケア児の人数を伺います。

また、医療的ケア児本人やその家族の方にもどのような支援が必要であるか考えたいと思

○福祉課長（坂上 誠君）

います。現在把握しております医療的ケア児につきましては、5名ということになっております。

それから、医療的ケア児の把握につきましては、母子健診の際や障害福祉サービスの申請、それから学校での状況等を含めて福祉課、健康保険課、学校教育課において該当者を共有しているところで

す。支援としましては、当事者やご家族におかれましては、日々の支援や子どもの将来等で不安なことも多いかと思われま

げていくことが必要であると考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

ただいま回答に5人というご回答を頂きました。前回の一般質問で、たしか4人という回答を頂いたと思います。現時点で1名増えたのだなと思って、今お聞きいたしました。もしかしたら、まだ潜在的にいらっしゃるのではないかと、そういう方もいらっしゃるのではないかとおもっております。

さて、コーディネーターですが、令和5年度に配置予定との回答がありました。現在、コーディネーターはいらっしゃるわけですが、医療的ケア児の専門的な相談窓口はどうなっているのか伺います。

○福祉課長（坂上 誠君）

現在の相談窓口につきましては、福祉課や健康保険課等でそれぞれの役割に応じまして相談を受けているのが現状でございますが、来年度、コーディネーターを配置することで窓口を一本化し、相談のしやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

○7番（是枝みゆきさん）

ぜひ、相談しやすい体制を整備するために、協議会それからコーディネーターの早期の設置、また、ホームページに医療的ケア児についての掲載をすることにより、該当されるご家族や、そして何よりも社会に理解してもらうために、啓発、理解の発信をしていただきたい。メール等での相談も含めまして、相談しやすい専門的な窓口を早期に設置していただきたいと考えます。

「福祉とは」と調べますと、幸福とか幸せと出てまいります。決して困り事を抱える方々、多くはないでしょうが、その該当されるご家族に寄り添う体制をできるだけ早く整えてほしいと申し添えます。

最後に市長のお考えをお聞きいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○市長（永山由高君）

議員のご指摘のように、医療的ケア児及びそのご家族に寄り添う体制をつくるということが重要であるというふうに考えております。

支援連絡協議会の設置や相談しやすい窓口設置のためのコーディネーターの配置、及びホームページでの周知啓発をしっかりと行ってまいります。

以上です。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

10月7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後2時59分散会

第 4 号 (1 0 月 7 日)

議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第56号 市道の路線の認定及び変更について
日程第 2	議案第60号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）
日程第 3	議案第61号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第62号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 5	議案第63号 令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第64号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第65号 令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第66号 令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第 9	認定第 1号 令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第10	認定第 2号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	認定第 3号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	認定第 4号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	認定第 5号 令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14	認定第 6号 令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15	認定第 7号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第16	認定第 8号 令和3年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第17	認定第 9号 令和3年度日置市下水道事業会計決算認定について
日程第18	議案第67号 令和4年度日置市一般会計補正予算（第7号）
日程第19	閉会中の継続審査の申し出について
日程第20	閉会中の継続調査の申し出について
日程第21	所管事務調査結果報告について
日程第22	議員派遣の件について

本会議（10月7日）（金曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	上田橋裕生君		

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	新川光郎君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	久木崎勇君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	横枕広幸君	日吉支所長	船倉利幸君
吹上支所長	有村弘貴君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	有島春己君
商工観光課長	田代誠治君	福祉課長	坂上誠君
健康保険課長	宮前美紀さん	こども未来課長	馬場口美宗香さん
介護保険課長	松岡政仁君	建設課長	田口悦次君
農地整備課長	東広幸君	上下水道課長	田村長保君

学校教育課長 中 鉢 吉 彦 君
会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん
農業委員会事務局長 東 浩 文 君

社会教育課長 立和名 素 大 君
監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第56号市道の路線の
認定及び変更について

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第56号市道の路線の認定
及び変更についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告
を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

おはようございます。それでは、ただいま
議題となっております、議案第56号市道の
路線の認定及び変更について、産業建設常任
委員会における審査の経過と結果をご報告申
上げます。

本案は、9月2日の本会議におきまして当
委員会に付託され、9月14日に委員会を開
催し、今回の市道路線の認定及び変更に係る
路線の現地調査を行い、産業建設部長及び担
当課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を
行ったものであります。

議案別紙の1、市道認定路線について、路
線名は、美山東線で、延長108m、幅員が
4.2mから8.6mであります。起点と終点
については、議案の別紙資料に記載されてお
りますので省略をいたします。

次に、市道変更路線として、従前の変更前延長
1,340mから変更後は延長2,569.1m、
幅員7.4mから9.9mとするものでありま
す。起点と終点については、同じく別紙資料
に記載されておりますので省略いたします。

鹿児島県の主要地方道鹿児島東市来線のバ
イパス化に伴い整備された路線を、今回新た
な路線認定と路線変更が提案されたものであ
ります。

次に、質疑の主なものを報告いたします。

委員より、県道鹿児島東市来線と野田美山
線が交わる交差点の部分の延長は、市のもの
になるのか。それとも県のものになるのかと
の問いに、延長をする区間については、県道
のほうが上位であるため、県道の延長になる。
総延長と実延長とあり、実延長では交差する
部分は野田美山線のほうを減ずることになる
との答弁がありました。

また、関連して、委員より、そういう意味
では交付税もそういう算定になるのかとの問
いに、交付税の算定については、減じた延長
が数値になるとの答弁がありました。

委員より、野田美山線は、イベント等で歩
行者天国にしたいというときは可能かとの問
いに、申請があった場合は、担当課と打ち合
わせをするが、生活道路であり、完全に歩行
者天国にするのは難しい、通行を制約する
ときは事前に協議しながら対応したいとの答
弁がありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の
説明で了承し質疑を終了。討論に付しまし
たが討論はなく、採決の結果、議案第56号
市道の路線認定及び変更については、全会一
致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を
終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、委員長報告に対する質疑を行
います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第56号について、討論
を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号市道の路線の認定及び変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- △日程第2 議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）
 - △日程第3 議案第61号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - △日程第4 議案第62号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）
 - △日程第5 議案第63号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 - △日程第6 議案第64号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - △日程第7 議案第65号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
 - △日程第8 議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（池満 渉君）

日程第2、議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）から日程第8、議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括議題とします。

7件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）から議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る9月2日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、9月14日、15日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行われました。その結果を受けて、9月29日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議しました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,980万9,000円を追加し、総額を285億7,162万3,000円とするものであります。今回の補正予算は地方特例交付金及び普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、新型コロナウイルス感染対策に伴う経費、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成しております。

歳入について主なものは、地方特例交付金では、個人住民税減収補填特例交付金の増額、地方交付税では、普通交付税の決定による増額、国庫支出金では新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額。

県支出金では、鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業費県補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金、農業次世代人材投資事業費県補助金の増額。

寄付金では、指定寄付金の増額。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金、減債基金繰入金の減額及び介護保険特別会計繰入金の増額。

繰越金では、前年度繰越金の確定に伴う増

額。

市債では、臨時財政対策債の減額などがあります。

歳出についての主なものは、総務費では、庁舎管理費やバス事業者原油高騰対策補助に伴う交通対策費などの増額。

民生費では、地域介護福祉空間整備推進交付金事業や保育所等給食支援事業費などの増額。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や水道事業会計事業費負担金などの増額。

農林水産業費では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費や農業次世代人材投資事業費などの増額。

商工費では、ひおき時間を楽しもうキャンペーン事業や貸切りバス利用促進事業実施に伴う地域経済活動支援事業費などの増額。

土木費では、一般道路整備事業費や都市公園施設の修繕に伴う公園管理費などの増額。

消防費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う消耗品費の増額や、操法大会奨励金などの減額。

教育費では、衛生環境向上を目的とした小中学校維持補修費や体育施設一般管理費、チェスト小鶴ドーム改修工事に伴う伊集院総合運動公園管理運営費など増額。

災害復旧費では、現年補助公共土木施設災害復旧費、現年単独社会教育施設災害復旧費などの増額になります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

財政管財課所管では、東市来支所のロビーのかさ上げ工事が、工期はどれぐらいか、また、工事終了後の活用方法はとの問いに、工期については、令和5年2月末までを予定している。活用方法としては、当面はロビーとして活用し、選挙の期日前投票や、当日の投票所としての活用を予定しており、将来的な

機構改革等の対応も含まれているとの答弁。

企画課所管では、脱炭素ビジョン策定の今後のスケジュールと、どのような脱炭素ビジョンを策定するのか、また、現在の進捗状況はとの問いに、本市の実情や特性を生かすことができるよう、市民の皆様と一緒に知恵を出しながら発展を目指していけるよう、取組を現在進めているところである。その中で、庁内の調整など少しずつ進めていく状況であるとの答弁。

地域づくり課所管では、地区公民館で想定外の工事が発生した場合は、どの程度の範囲の修繕を行っているのか、そのような方針は出ているのかとの問いに、公共施設管理計画の中の個別計画で各地区公民館が上がっている、大規模改修は多くの地区公民館で進められていないところであるが、維持のために修繕を行っていくという考えであるとの答弁。

関連して、幾らまでの修繕というのは、想定しているのかとの問いに、地区公民館によって内容は異なるが、おおむね100万円程度と考えているとの答弁。

会計課所管では、キャッシュレス導入による収納及び伝票電子化による業務の増加による補正であり、今回は、市民生活課の窓口の収納に対する導入ということであるが、今後考えられる収納はどのようなものが考えられるのかとの問いに、体育館等の使用料等も今後出てくるのではないかと思うとの答弁。

消防本部所管では、今後の操法大会の在り方については、議論する場はあるのかとの問いに、10月の幹部会で委員に諮ることを計画しているとの答弁。

福祉課所管分では、遠隔手話サービスを利用する聴覚障がい者用タブレットの利用者が少ない理由は何かとの問いに、基本的には手話通訳者の派遣事業に合わせて行っており、現在約10名が利用している状況である。コロナ禍により、このタブレットを使用する制

度が出来たことにより、チラシの配布等で周知を図り、制度の説明をしているが、対象者が病院受診の際に、このタブレットを持参するのではなく、手話通訳者が直接同行することが多いため、利用者が少ない状況となっているとの答弁。

こども未来課所管では、コロナ禍における保活をサポートするための動画作成業務委託料880万円について、その内訳はどの問いに、登園から降園までの一連の様子の動画撮影費22園分660万円、庁舎窓口に来られる保護者へ園の案内をするためのタブレット購入費120万円、スマートフォンで申請するときの動画説明、入園に関する動画説明費20万円と消費税相当額になるとの答弁。

関連して、この動画作成の目的、内容はどうかとの問いに、コロナ禍でこれまでなかなか保護者が園の見学ができず、遠方からの転入予定者などは情報が入ってこない状況であったことから、情報発信を行い、各園の状況把握の向上を図ることを目的とする、また動画の内容については、各園5分以内程度の中で、特色ある行事や普段の園内の様子など自由な構成での内容となるとの答弁。

健康保険課所管では、新型コロナウイルスワクチン接種事業でのコールセンターの問合せ状況はどの問いに、現在4回目の接種の状況も進んで落ち着いてきている状況である、当初6人体制で行っていたオペレーターは現在実質3人体制で行っている。今後オミクロン株対応のワクチン接種開始や、12歳以上の接種拡大ということで、接種者の対象者が広がっていくということもあり、当初契約している6人体制をまた復活させて、状況を見ながら変更契約等も進めていきたいとの答弁。

介護保険課所管では、老人福祉費の認知症グループホーム等防災改修等支援事業について、グループホーム等2施設はどこか、またグループホーム以外での対象施設はどの問い

に、東市来と日吉のあったかハウス2施設の浴室改修分である、グループホーム以外では、小規模の特別養護老人ホームや小規模多機能型の居宅介護事業所であるとの答弁。

教育総務課、学校教育課所管では、部活動適正化検討委員会設置について、メンバーはどのような構成かとの問いに、現在検討中であるが、中学校長、市スポーツ協会会長、市PTA連絡協議会、教育委員会、中学校の体育・文化の部活動関係、市文化協会、外部指導者、おおよそ15名を予定している。幅広い意見を伺うことも含めてメンバーの人選について今後検討していきたいとの答弁。

関連して、今後の検討委員会の在り方についてはどのように考えているのかとの問いに、部活動における教員の負担軽減や地域間連携の取組状況等も踏まえながら検討し、部活動の在り方の方針を策定していくとの答弁。

また、ほかに、吹上高校の夢づくりプロジェクト支援交付金、ガバメントクラウドファンディングは、今後もこのような形で継続されるのかとの問いに、吹上高校については、生徒数は減少傾向にある中で、旧町からの取組で支援してきた補助金については、令和3年度までであり、それにかわる支援策として、今年度ガバメントクラウドファンディングに挑戦したが、単年度を予定しており、来年度からは学校へ移行するような形を考えているとの答弁。

社会教育課所管では、チェスト小鶴ドームの軒天改修については、令和2年度にも屋根改修が行われているが、その時腐食に気づかなかったのかとの問いに、令和2年度の改修の際はそのような指摘はなかったとの答弁。

関連して、施設の定期的な点検は行っているのかとの問いに、これまで目視で行ってきたが、定期的ではない。今後は事故防止、安全性の確保のために取り組んでいきたいと考えるとの答弁。

農業委員会関係では、農業委員会のタブレットについて、1台当たりの単価は、国費と市単独分は同じ金額かとの問いに、市単独分については、初期費用と年間のライセンス代も含めているので単価が違うとの答弁。

農林水産課関係では、配合飼料価格高騰対策支援事業が出ているが、それ以外の農家の肥料や農薬の高騰についての支援は今から出てくるのかとの問いに、JAの方で部会ごとに農家への説明をする段取りをしているところであり、国より今年の秋肥と来年の春肥、その差額分の7割を補填するということの説明があったところである。この助成は、各種団体に県から直接支給される予定であるとの答弁。

関連して、燃料費高騰の影響で電気代が高騰しているが、そのあたりの支援も必要ではないかとの問いに、要望があれば検討していきたいとの答弁。

建設課関係では、土地区画整理費に係るアスベスト対策の委託料について、詳細はどの問いに、石綿障がい予防規則が改正され、令和4年4月から建物の解体業者はアスベストの有無の事前調査結果を労働基準監督署に報告することが義務付けられているという経緯がある。これは、解体業者の健康被害を防止するためであり、補償金の支払いをするに当たって、建物を事前調査をし、その中にアスベストが入っているかを確認し、入っていた場合は、調査で検体の採取や分析、穴をあけた建物を元に戻す作業等の費用を積み上げている。すでに建物調査をしているところもあるが、そこに新たに検査を入れてアスベストが入っているかを検査する費用である。事前調査の分が20件、分析調査が10件ということで計画しているとの答弁。

関連して、1件当たりの費用はどの問いに、調査が20万円で、分析が2万5,000円であるとの答弁。

特別委員会にて報告を行い、自由討議を行ったところ、委員より産業建設分科会における、アスベストの対策の委託料について、今までは地権者の建物解体が始まってから、アスベストが検出された場合、アスベスト除去に係る建物移転補償費を別途に支払うという流れであったが、今後は80m²以上の建物については、先にアスベストの調査をすることで、補償費の積算等もしやすくなるので望ましいとの意見がありました。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、文教厚生分科会において、今回の小鶴ドーム軒天改修工事については、ドームの屋根下の軒天部分が経年劣化、雨漏り等により腐食し、一部落下している状況で、危険性が高いことから、早急な改修が必要と判断し補正計上したものである。建物はこれまで職員による目視点検を随時行ってきたが、定期的な点検は行われていなかったとのことであるので、点検マニュアルを作成し、安全な運用に努めてもらうとの意見もありましたので報告いたします。

次に、議案第61号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。歳入歳出の総額にそれぞれ1億7,385万円を追加し、歳入歳出それぞれ62億6,414万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金確定に伴う繰越金の増額。

歳出の主なものは、基金積立金や国県支出金精算返納金の増額であります。

質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第

61号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案とおりに可決すべきものと決定しました。

次に、議案第62号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ67万9,000円を増額し、歳入歳出それぞれ604万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金確定に伴う繰越金の増額。

歳出の主なものは、基金積立金の増額であります。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より、光熱水費の使用料が上がってきているが、配湯をしている事業所負担の見直しについて検討はしているのかとの問いに、今年度は使用料の見直しについては考えていないが、今後、インボイス制度の導入等も控えていることから、温泉審議会等にも諮りながら調整をする必要があるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第62号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案とおりに可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,516万4,000円を増額し、歳入歳出それぞれ60億23万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度繰越金確定に伴う繰越金の増額。

歳出の主なものは、基金積立金や前年度精算に伴う国県支出金精算返納金の増額であり

ます。

質疑の主なものを申し上げます。委員より、10月の報酬改定の内容は何かとの問いに、介護職員のベースアップ目的とする処遇改善加算の拡充であるとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第63号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案とおりに可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,787万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、滞納繰越額確定に伴う後期高齢者医療保険料の減額。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

質疑の主なものを申し上げます。委員より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業についての連携の状況はとの問いに、75歳になると、それまでの医療保険制度、国保や社会保険から後期高齢者医療という新たな保険に変わる、その際に保険事業が途切れてしまうため、その方々の情報をうまく介護保険と情報連携して支援が継続できるようにということで、一体的な実施を行い、介護保険と連携した体制を作っているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第64号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案とおりに可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

今回の補正予算については、4月の人事異動に伴う人件費の補正のほか、6月に発生した大雨による東市来地域の水道施設の仮復旧、吹上地域の水源の復旧及び7月の落雷による伊集院地域及び日吉地域の水道施設の復旧費が計上されたものです。

収益的収入及び支出の部で、収入を11万6,000円追加し、合計額を9億6,762万7,000円とするものであります。

一方、資本的収入及び支出の部では、収入で、683万5,000円を追加し、合計額を4億3,151万円に、資本的支出では、建設改良費で、866万2,000円を追加し、総額を9億7,924万4,000円とするものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。委員より、災害の布設替え延長が160mとなっているが、災害の場所は30m程度である、この差は何かとの問いに、接続する既存の水道管布設が、被災した箇所の上のほうから布設されていたため、この区間の施工延長を見ているとの答弁。

また、関連して、水道水は工業団地では使われていなかったのか、断水等の影響があったのかとの問いに、仮設管をつなぐまで断水になった、仮設完了まで6時間程度かかったが、1,000ℓ給水タンクなどを使用して対応し、午後から断水は回避したとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第65号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案とおりの可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第66号令和4年度日置市下

水道事業会計補正予算（第1号）についてご報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の減額が補正内容となっています。

収益的収入及び支出の部では、支出を484万7,000円減額し、合計額を5億3,139万9,000円とするものです。

一方、資本的収入及び支出の部では、支出を433万1,000円減額し、合計額を3億2,523万1,000円にするものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。委員より、人事異動による減額は1人減ったということか、また、それは何月からかとの問いに、4月の人事異動で、参事、係長職2名が異動となり、異動後の職員との報酬の差額に伴い人件費が下がっており、職員の人数に変更はないとの答弁。

また、関連して、今回の補正は6月補正で対応できなかったかとの問いに、企業会計であるため、3月で出納閉鎖とするので、例年9月補正で計上しているとの答弁。

ほかにも質疑があったが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案とおりの可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、7件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号令和4年度日置市一般会計補正予算（第6号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第61号令和4年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第63号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第63号令和4年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第64号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第64号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第65号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第65号令和4年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第66号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第66号令和4年度日置市下水道事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第9 認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第10 認定第2号令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第11 認定第3号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第12 認定第4号令和3年度日置市健康交流館事業特別

会計歳入歳出決算認定について

△日程第13 認定第5号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第14 認定第6号令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第15 認定第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第16 認定第8号令和3年度日置市水道事業会計決算認定について

△日程第17 認定第9号令和3年度日置市下水道事業会計決算認定について

○議長（池満 渉君）

日程第9、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第17、認定第9号令和3年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

9件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長黒田澄子さん登壇〕

○決算審査特別委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第9号令和3年度日置市下水道事業会計決算認定についてまでの9件の決算認定議案について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この9件の議案は、9月2日の本会議に、決算審査特別委員会に付託され、9月16日、20日、21日に、それぞれ分科会で慎重に

審査を行い、9月29日の決算審査特別委員会の中で分科会での報告を受けて、審議を行いました。

初めに、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

国は、新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の経済は依然として厳しい状況にあるが、感染症拡大防止と社会経済活動対策の両立を図りつつ、経済あつての財政との考え方の下、経済、財政一体化改革を推進することとし、デフレ脱却と経済再生の道筋を確かなものとしつつ、歳入、歳出の両面から改革を推進することとしました。

本市としても、令和3年5月に市長選が控えていたので、当初予算は骨格予算となり、令和3年6月の改選後に肉付き予算を編成し永山新市長のマニフェストに基づいた予算が計上されました。

なお、令和3年度が第2次日置市総合計画の後期基本計画の初年度に当たることから、人口減少の克服と、地方創生の取組である、日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策として、引き続き、第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし、訪ねてよし、ふれあいあふれるまちひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本としています。

以上のことを前提として、決算特別委員会分科会の審査におきまして、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか、また行財政運営にどのような創意工夫がなされるべきか、ということも含めて審査を行いました。

歳入総額は、対前年度比、14.6%、55億6,265万7,000円減の324億5,034万8,000円となりました。地方

税では、個人住民税がふるさと納税や住宅ローンの税額控除の増により減少した一方で、固定資産税が前年度の新型コロナウイルス感染症対策において徴収猶予分の一部納付や徴収率の上昇などによる増加、市町村たばこ税が増税前の駆け込み消費による売上本数の増による増加。法人市民税が、電子部品製造業、医療関連サービス業の法人税割の増により増加したことなどから、全体としては、対前年度比1億1,501万6,000円増の49億7,090万5,000円となりました。ただ、自主財源が29.8%、依存財源が70.2%と、依然として自主財源比率の低い財政構造となっております。

歳出は、対前年度比15.3%、55億9,719万1,000円減の310億9,603万9,000円となり、義務的経費は対前年度比10.7%、14億7,259万3,000円増の、152億2,577万7,000円、投資的経費は対前年比36.2%、26億1,171万8,000円減の、46億317万円。その他経費は対前年度比28.2%、44億6,667万6,000円減の112億4,158万9,000円であります。

結果、経常収支比率は84.2%で、昨年度より持ち直したものの、引き続き財政の硬直化が進まないよう努力する必要があります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。総務企画分科会の総務課所管では、委員より、弁護士費用の件数を提示されているが、どのような相談内容が多かったのかとの問いに、情報公開、個人情報に関すること、青松苑に関することなどで、一番多かったのが、職員の不祥事による懲戒処分に関することであったとの答弁。

企画課所管では、委員より、女性センター銀天街について、男性の入館もあるとのことだが、名称等については市民からの苦情等は

なかったのかとの問いに、名称については、特に苦情等はないが、今後、男女共同参画審議会等において、名称については、検討していければと考えるとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、高齢化等により、従来の自治会活動が難しくなる自治会がある。今後存続の支援をしていく必要があるとのことであったが、この問題に対してどのように検討され、地域づくり課として支援していくつもりかとの問いに、中間支援組織として地区公民館を設置しており、設置目的としてそのエリア内にある自治会を支援していくこととしている。自治会と地区公民館の考え方、方向性が一致できるよう、地区公民館と自治会の活動の在り方をいま一度考えなければならぬということ、会を立ち上げて、今後協議していきたいと考えているとの答弁。

税務課所管では、委員より、分納相談について、相談に来られた方で分納誓約ができなかったケースはあったのかとの問いに、相談の分納誓約ができなかったケースとして、滞納金額が高額の方が、少額の方を希望された場合は、今年度の賦課があるので、滞納額が追いつかないということで、分納誓約に至らず、預金調査をしているケースもあるとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、創業支援補助金について、創業後の経営の状況については、把握しているのかとの問いに、この事業を活用した方については、創業後3年間は市に実績報告を出すことになっており、それを見ると、どの事業者も安定的に事業を継続できていることを確認できているとの答弁。

消防本部所管では、委員より、救急救命士の有資格者が中堅クラスに集中している現状であるとのことであったが、年齢別の有資格者数はとの問いに、50代3人、40代10人、30代7人、20代5人である。

40代の有資格者が係長級になると同時に隊長となり、現場に出ることがなくなるため、課題として記載したところである。今後についても、新規採用の職員に、救急救命士の資格を持っているものも採用されるので、計画を立てながら救命士の数を確保していきたいとの答弁。

会計課所管では、印刷製本費が令和2年度決算額より大幅に減少しているが、ペーパーレス化になったことに伴うことかとの問いに、令和2年度に作成した決算書までは、業者が作成し、製本まで行っていたが、令和3年度に作成した決算書は、データのみで決算書になったためであるとの答弁。

総務分科会での自由討議では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金で、エアコンの修繕等、今までは一般財源で行っていたものが、交付金を活用して行えることになったことにより、基金残高や経常収支比率が改善された。しかし、アフターコロナにおいては、その交付金もなくなると予想されるため、気を緩めることなく予算の効率性及び重要性を考慮し、最小の経費で、最大の効果を目指に取り組んでいただきたい。一層の歳出削減に努めてもらいたいなどの意見がありました。

次に、文教厚生分科会の市民生活課所管では、委員より、クリーンリサイクルセンターの今後について、新クリーンリサイクル稼働後の現クリーンリサイクルセンターの今後の在り方や方向性が検討されているが、その内容はとの問いに、焼却炉の解体、リサイクルプラザの方向性、新クリーンセンター稼働後の中継施設の必要性など、多くの課題を現在検討している。予算額も大きく、今後も企画調整会議等で検討、調整を進めていくとの答弁。

福祉課所管では、委員より、学習支援事業について、これまでも決算ごとに指摘してきたが、生活保護世帯だけでなく、令和3年度

において、準要保護世帯まで対象者を広げる考えはなかったのかとの問いに、昨年度は、準要保護世帯へアンケート調査を行った。また今年度は、小学4年生から中学3年生まで対象を広げた。今後アンケートの結果を考慮し、準要保護世帯を対象とするか検討はしていくが、予算措置などの課題もある。この事業は費用対効果だけでははかれない側面もあるため、今後も現状把握、意向調査に努めたいとの答弁。

こども未来課所管では、委員より、保育所については、待機児童はないと言っているが、希望する保育所に入所できていない現状がある。昨年度はどう取り組んだのかとの問いに、昨年度は、保育所、認定こども園、幼稚園22園全体に制度を説明し、理解を進めてお願いするという形はなかった。ゼロ、1、2歳児が実際どのくらい待っているのかなど、データ分析という部分は弱い部分もあった事実は否めないと考える。特に伊集院地域の保育所等はどこも第1希望の保育所に入所できない状況にあるので、保育所と情報連携をすれば、保育所の入所状況がどうなのか分かるようになると考えるとの答弁。

健康保険課所管では、委員より、チャイマルで妊娠期からの切れ目のない支援を行っているが、相談状況はどうかとの問いに、母子手帳交付時に、リスクのアセスメントを取るが、何らかの身体的疾患や精神疾患、ステップファミリーや経済的不安、支援者がいないなども確認している。また、特定妊婦として支援しており、令和3年度は55人であったとの答弁。

介護保険課所管では、委員より、介護人材確保ポイント事業について、昨年度の成果はどうかとの問いに、介護保険施設業務へのボランティア活動の研修等を夜間に開催し若者向けの啓発を実施したが、昨年度は希望者がいなかった。チラシ配布など行い、啓発に努

めたが、仕事だったり、就職を希望されている方が多かったりで、人材確保につながらなかった。今後も広報紙や防災無線などで広く周知を図っていききたいとの答弁。

教育総務課、学校教育課所管では、委員より、GIGAスクール構想の課題と取組状況の格差があるようだが、所管課としてどう捉えているのかとの問いに、家に持ち帰るとWi-Fi環境がない場合がある。貸出しについて、他市町村の情報を収集し対応を考えている。教員のスキルについては、チームを組み実践例を積み上げ、各学校に広げていく取組をしているとの答弁。

社会教育課所管では、委員より、かごしま連携中枢都市圏事業により市外から図書を貸出しできることになっているが、どのぐらいの利用があったのか、また逆に日置市民が他市の図書館を利用している状況はどうかとの問いに、鹿児島市からの利用者が一番多くて1,981人、1万2,987冊で、市民が他市の図書館利用についてであるが、登録者数で鹿児島市が294人、いちき串木野市が88人、始良市が56人となっているとの答弁。

次に、産業建設分科会の農業委員会所管では、委員より、農業者年金加入について、昨年が2人新規ということであるが、思うように進まない理由はとの問いに、月額2万円と高額であることが考えられる。月額1万円に引き下げられる制度が1月からスタートしているので、状況を見ていきたいとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、林道維持管理事業について、懸案事項が夏場の繁茂が著しいため、防草対策やコスト縮減対策を検討するということが書かれており、昨年度と同じ文言であるが、昨年どのような検討がなされたかとの問いに、年2回分の予算要求を行ったこともあったが、査定で減額された。防草シートも検討したが、費用が高いので、

年1回で対応している状況である。林業関係や持ち主の方が山に入るのに、支障をきたしていれば検討していきたいとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、土地改良区の補助金が日吉と吹上しか計上されていないが、今後どのように考えているのかとの問いに、日吉、吹上は現在事業を進めており、それまでは改良区の力を借りなければ事業が進まないで、事業終了まではこの補助金を計上していきたいとの答弁。

建設課所管では、委員より、市営住宅の家賃について、滞納があった場合どのように徴収しているのかとの問いに、住宅使用料については、3か月家賃滞納があった場合、分割納付を誓約させ、それが守られない場合は保証人に連絡を取っている。ちなみに令和3年度の未収入額は290万510円であり、令和2年度からの滞納繰越分は156万2,650円であるとの答弁。

産業建設分科会の自由討議の中では、懸案事項等が昨年と同じで提出された書類が見受けられたので、懸案事項に対してどのように昨年度は対応したか等、記述して提出いただくよう求めるとのことでありました。

9月29日の特別委員会にて、以上の分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、教育総務課の就学援助について、準要保護、要保護の申請者数と、認定者数の数についての質疑はあったのかとの問いに、小学校で、申請者361人で、要保護が28人、準要保護250人、非認定88人、審査不可が1人、中学校で、申請者が235人、要保護が20人、準要保護172人、非認定42人、審査不可が1人であったとの答弁。また、委員より、人権啓発研修補助金が部落解放同盟のみに出されている点については、分科会では質疑がなかったかとの問いに、質疑はなかったとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了。討論に付

しましたところ、委員より、自衛官募集、マイナンバー、人権事業費、職員体制、就学援助費等認められない部分があるとの反対討論がありました。

その後採決を行った結果、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

予算現額64億8,828万3,000円に対して、支出済額63億810万6,000円でありました。

なお、基金積立金では、国保給付準備積立金として1億3,104万5,000円を支出し、令和4年5月末現在の基金残高は3億4,825万5,000円であります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。委員より、被保険者は減っているのに、医療費は上がっている。1人当たりの医療費は、増加していると考えるが、昨年度はどのように取組をしてきたのかとの問いに、医療費適正化について、「Hioki100」というプロジェクトを立ち上げて、対策に取り組んでいる。「Hioki100」とは、人生100年時代のために1人1人が100ほどの健康づくりの目標を立てて、行動を実践していただくための運動である。広報紙の内容変更や特定検診受診率を引き上げるための工夫や取組などを1つずつ進めているとの答弁。

特別委員会にて、分科会の報告を行い、質疑を行ったところ、委員より、資格証明書の発行、短期者証の発行についての質疑はあったのかとの問いに、質疑があり、短期者証は339世帯、567人、資格者証が5世帯の5人との答弁であったとの答弁。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に付しましたところ、委員より、一般財源から

1億円を繰り入れて市民の負担を軽くしていることは評価しているが、高すぎる国保税、資格者証、短期者証の発行は認めるわけにはいかないの反対との反対討論がありました。

また、委員より、医療費適正化対策として、様々な事業に取り組んでいるので賛成との賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第2号令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

○議長（池満 渉君）

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分といたします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○決算審査特別委員長（黒田澄子さん）

次に、認定第3号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

歳入決算額は1億1,531万3,000円で、うち繰入金が5,656万円。歳出決算額は1億1,531万2,000円でした。利用客数は昨年度に比べて115人増で、コロナ関連を含むキャンセルが4,355人、営業収入は前年度より355万7,000円減の5,605万3,000円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員よりコロナキャンセルが出たとのことであったが、ほとんどがお客様からのキャンセルだと思われるが、砂丘荘側から断ったケースはあったのかとの問いに、休業が年間を通して3回あったので、その際は砂丘荘側からお断りをした。お客様側からキャンセルの理由として、コロナに感染したとか、コロナが心配であるとか、大会関係者からは学校

サイドの遠征禁止によるキャンセルがほとんどであったとの答弁。ほかにも質疑がありましたが、質疑を終了。

自由討議を行なったところ、国民宿舎事業については、事業収入額と繰入金と同額に近い状況があり、繰入金の補填で資金不足を補っている状況であることは、執行部としても危機感を持たなければならない点でこれまでも指摘し続けてきているが、2年後の経営方針が決まるまでの間も繰入金に頼らない経営に努力していただきたいなどの意見がありました。

特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行なったところ、質疑もなく質疑を終了。その後、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、認定第3号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものとして決定しました。

次に、認定第4号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

歳入決算額は1億488万円で、うち繰入金5,280万3,000円、歳出決算額は1億488万円でありました。利用者数は入浴1万7,738人、プール1万3,982人、飲食1万3,448人、宿泊1,555人で、前年度より2,445人増の4万9,509人でありました。

質疑の主なものをご報告いたします。委員より売店収入の減の理由が、野菜を収めてくれる農家さんの撤退とのことであるが、新規に農家さんと契約して売店の充実を図ることはできないのかとの問いに、新しい方を探したりして最初は収めてくれる場合もあるが、高齢な方が多くなかなか継続的に収めていただくことが難しかったとの答弁。

ほかにも質疑はなく、質疑を終了。自由討議を行ったところ、砂丘荘と同様、事業収入額

と繰入金と同額に近い状況であり、繰入金での補填で資金不足を補っている状況であることは、執行部としても危機感を持たなければいけない点でこれまでも指摘し続けてきているが、2年後の経営方針が決まるまでの間も繰入金に頼らない経営を努力していただきたいなどの意見がありました。

特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行なったところ、質疑はなく討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、認定第4号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

予算現額587万5,000円に対して、支出済額519万3,000円であります。主な内容は、給湯施設の維持管理に係る経費計上であります。

なお、令和3年3月末現在の基金残高は296万2,000円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、使用料の見直しを検討しているのかとの問いに、長い間見直されていない、受益者の負担金、砂丘荘への給湯問題も含め検討していかなければならないとの答弁。

特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行なったところ、質疑はなく討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果、認定第5号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

予算現額58億8,923万4,000円に対して、支出済額55億4,630万7,000円であります。

なお、令和4年3月現在の基金残高は、3億9,178万3,000円となっております。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、介護認定審査会について、昨年度は95回開催しており、うち59回は書面会議となっている。コロナ禍によるものと思われるが、特に支障はなかったのか、またリモート会議の検討はしなかったのかとの問いに、新型コロナ感染拡大の関係で書面会議を行なったが、特に問題はなかった。リモート会議については、審査会委員が40人程度おり、調整が難しかった。今後、他市町の動向を参考にしていきたいとの答弁。

特別委員会にて、分科会の報告を行い、質疑を行なったところ、委員より介護施設の閉鎖等に関する質疑はなかったのかとの問いに、令和3年度については施設の閉鎖という報告もなく、そのような質問もなかったとの答弁。

ほかに質疑もなく、討論に付しましたところ、委員より施行22年の介護保険制度は見直されるたびに改悪され、保険料や利用料の負担は増えている。また、介護事業所ではコロナ禍の負担も増大し、不十分な介護報酬の中で、小規模な事業所など経営はますます厳しくなっている。介護する人、される人が本当に安心できる介護保険制度とはいえないので、反対であるとの反対討論がありました。

また委員より、現在、介護事業所においては、深刻なマンパワー不足に陥っている現状があるが、その対策として処遇改善加算の拡充がなされている。利用者負担増については、今後、更に増えていく。介護ニーズに対応すべく、介護が、今後、必要となった方がサービスを受けることことがあるときに、サービス提供するものがないということを回避するためには致し方ない部分もあるので、賛成との賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第6号令

和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、議案第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

予算現額7億6,923万2,000円に対して、支出済額7億6,339万8,000円でありました。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、保険基盤安定負担金の内容はとの間に、被保険者から徴収した保険料とは別に保険料の軽減に要する費用として広域連合に納付する負担金であるとの答弁。

特別委員会にて分科会の報告を行い、質疑を行なったところ質疑もなく、討論に付しましたところ、委員より75歳以上の高齢者を家族から切り離し、別枠の保険制度にしたことはほかの国にも例もなく、差別としか言いようがないため反対との反対討論がありました。

また委員より、後期高齢者医療制度は本市においても健康診断や訪問指導、疾病予防のための人間ドッグの推奨業務など、日々細かく丁寧に進められているため、賛成との賛成討論がありました。

その後、採決を行なった結果、認定第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号令和3年度日置市水道事業会計決算認定について、ご報告いたします。

収益的収入は、事業収益及び支出において、予算額9億1,762万3,000円に対して、9億3,692万3,736円の決算額であります。

支出は水道事業費に係る予算額8億6,888万2,000円に対し、決算額8億3,667万7,863円の決算額であります。

令和3年度の給水人口は4万5,119人で、前年度比236人減、普及率においては96.1%であります。有収率は、前年度比4.3ポイントの減で、漏水をはじめ設備の老朽化等により、有収率が低くなっております。

次に、資本的収入及び支出の部では、資本的収入で予算額2億4,675万9,000円に対して、決算額2億4,191万4,459円となっております。

支出においては、資本的支出に係る予算額8億7,421万2,000円に対して、決算額6億8,619万1,929円、翌年度繰越額1億5,973万円となっております。

収入に対する支出決算額の不足額4億6,738万4,070円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,096万70円と繰越工事資金2,642万4,000円と、過年度分損益勘定留保資金4億2,000万円で補填されております。

質疑の主な内容についてご報告いたします。

委員より、有収水量が8万1,287m³、約2%減っているとのことであるが、給水箇所は70か所増えている。減った理由はとの間に、減った理由としては、人口減少や新型コロナウイルスの影響で、飲食店等の事業所の水道使用量が減少したことが原因であると考えているとの答弁。

特別委員会にて、分科会の報告を行い質疑を行なったところ、質疑はなく討論に付しましたところ、討論もなく採決の結果、認定第8号令和3年度日置市水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第9号令和3年度日置市下水道事業会計決算認定についてご報告いたします。

まず、収益的収入及び支出において、下水道事業収入で予算額7億5,593万4,000円の前予算額に対して、7億8,102万7,757円

の決算額となっております。

支出については、下水道事業に係る予算額 5 億 5,481 万 4,000 円に対し、決算額 5 億 1,740 万 7,714 円でありました。

資本的収入及び支出では、資本的収入で予算額 1 億 7,410 万 1,000 円に対して、決算額 9,915 万 7,330 円となっております。

支出においては、予算額 3 億 5,408 万 4,000 円に対して、決算額 2 億 8,745 万 8,573 円、翌年度繰越金 5,700 万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 1 億 8,830 万 1,243 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 万 4,377 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 6 万 7 千 3 百 2 千 3 百 5 円及び引継金 8,132 万 4,501 円で、補填された決算になっていきます。

質疑の主な内容についてご報告いたします。

委員より、農業集落排水の実施している永吉地区について、人口増が認められず、早急な検討が必要だと考えるが、具体的な協議はなされたのかとの問いに、処理場や各施設が使用できる状況であるので、時期を見ながらダウンサイジングの時期を検討していく必要がある。いずれにしても、施設は寿命が来るので、その前に方針を考えていきたいとの答弁。

特別委員会にて、分科会の報告を行なったところ、質疑はなく討論に付しましたところ、討論もなく、採決の結果、認定第 9 号令和 3 年度日置市下水道事業会計決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終了しますが、全体を総括した自由討議で砂丘荘、ゆーぶる、現在のクリーンセンターの今後の在り方について意見がありました。

また、付帯意見として、決算の概要及び主要施策の成果説明書に記載されている課題と決算審査補足説明資料の懸案事項の整合性が図られていなかったり、前年と同様の記載であったり、ここ数年懸案事項の内容が同じであるものがあつた。

今後は懸案事項についての協議、検討を行い、また懸案事項がない場合はなしと記載する等の工夫も行ってもらいたい。また、懸案事項だけでなく、改善があつた事項についても、このような効果があつたとの記載をしていただきたいとの意見を申し添えておきます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから、9 件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第 1 号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16 番（山口初美さん）

認定第 1 号令和 3 年度日置市一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

令和 3 年度の決算の中で、私が問題と考える点などを幾つか申し上げて討論とさせていただきます。

コロナ禍のもと雇用はますます不安定になり、地域の経済も影響を受け落ち込みました。医療は崩壊し、介護の現場も疲弊し、子どもたちも我慢を強いられました。特に若者や女性、子ども、年金生活者など、弱い立場の人々の貧困問題も浮き彫りになりました。この状況を変え、支え、明るい展望を示すという役割を果たすことが、日置市の自治体行政にも求められたと思いますが、十分その役

割を果たすことはできませんでした。

それでは、幾つか問題だと思ふ点を申し上げます。

まず、会計年度任用職員が正規職員よりも多くなっているのは問題と考えます。令和3年度末の数字で正職員が480人、会計年度任用職員は557人でした。会計年度任用職員のほうが77人も多くなっています。

公共の福祉の向上のために働く人は、身分をきちんと保証され、安心して働くことができなければいけません。非正規の不安定な雇用では、住民の福祉はよくなりません。また、会計年度任用職員は女性の方が165人も多いことを見ても、働く女性の貧困の問題とも重なります。専門的な知識や様々な経験を積み重ね、やりがいを感じながら誇りを持って働く人材を日置市もきちんと育てていかなくてはなりません。

公務公共の場で働くのは正職員が当たり前でなくていけません。日置市の雇用の今の状況は、非正規の方が多くて大変問題だと思います。

次に、義務教育を受ける権利を保障するための就学援助制度を申請しても受けられなかった児童生徒がおりました。令和3年度の申請は、小学校で361名、中学校で235人、この中で受けられなかった人が、小学生が88人と1人、89名、そして中学生は42人と1人、合計43人ということで、義務教育は無償というふうに憲法にもうたわれていますので、申請された全員が受けられて当たり前だと私は考えます。

義務教育は無償とすると定めた憲法を生かした教育行政が求められていると申し上げておきたいと思ひます。

次に、マイナンバーカード関連について申し上げます。

個人番号カード事業、1つの番号で個人のあらゆる情報がつながります。令和3年度末

の交付率40.9%となりました。国の狙いは国民の情報を一括管理し、国民を統制しようとするもので、徴税の強化などにつながり、また個人情報の漏洩やプライバシー侵害の危険がありますので、この点も問題と考へ、決算に反対する理由の一つといたします。

次に、人権啓発研修補助金です。

部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、逆差別ともいえるもので、税金の使い道としてふさわしくないと考へます。どうして、この団体にだけ人権啓発事業が必要なのでしょう。国においても、同和事業は既に終了しています。令和3年度は35万2,000円が執行されましたが、私は認めることはできません。

自衛官募集事務で、防衛省に対する若者の名簿提供、高校卒業予定者や大学卒業予定者、18歳、22歳といった名簿を提供を行っております。私はこれは自治体がやるべき仕事ではないと考へます。

令和3年度は、5月27日に776人分の名簿を提出したとの報告がありました。本人やその保護者の承諾なしに、住所、氏名、生年月日、男女の別の情報を提供するということは問題だと私は考へます。

自治体が防衛省からの名簿提供の求めに応じるかどうかは任意であり、自治体側に名簿提供の法的義務はありません。住民基本台帳は、個人情報保護の観点から台帳の原則非公開を求めています。自衛隊法97条と施行令120条は、自治体に対し名簿の提供を義務づけてはいません。必要があると認めるときは求めることができるのであって、応じるかどうかは自治体の判断です。本人の同意なしに情報提供に応じることは、プライバシー侵害の疑いがあります。

以上、申し上げましたが、私たちの国の政府は社会保障は削る一方で、軍事費はアメリカ言いなりに増やしながら、国民には負担を

押しつける冷たい間違った政治を行っています。コロナ禍のもと、社会には貧しさと格差がますます広がっています。このような国の悪政から市民の暮らしを守り、地域経済を守ることが求められましたが、その役割を十分に果たせなかったと言わなければなりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、福田晋拓君の賛成討論の発言を許可します。

○3番（福田晋拓君）

ただいま議題となっております認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定、自衛官募集について賛成の立場で賛成討論いたします。

自衛官募集については、自衛隊法第97条第1項に、都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとあり、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は自衛官又は自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができると規定されています。

また、日置市個人情報保護条例第8条では、個人情報の提供を制限していますが、法令等に基づく場合には提供することができる旨を規定しており、本件については自衛隊法施行令第120条という法令に基づき提供しようとするものであり、条例に基づく適正な情報提供であると認識いたします。

よって、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定の自衛官募集は問題がないものと申し上げ、賛成討論といたします。

蛇足ながら、私の高校生の息子も自衛官を夢見ております。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

反対討論なしと認めます。

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

ただいま議案となっております認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

ご指摘のように、同和対策事業特措法の時限法は、平成14年、2002年期限切れとなっています。

その後、総合的に人権教育が進められますが、部落問題学習の取組が形骸化し、部落差別の解消するための教育及び啓発の推進が重要であり、部落問題に対する知的理解と人権感覚を高める取組が求められ、部落差別の解消の推進に関する法律109号は、恒久法として平成28年、2016年に制定されています。

第1条目的で、現在もなお部落差別は存在するとともに、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題である。基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第5条教育及び啓発では、地方公共団体は国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ部落差別を解消するため必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとして定めています。

日置市は、日置市人権啓発事業補助金交付要綱を定め、人権同和問題の啓発に係る自主研修及び研修会参加に要する費用を人権啓発研修事業補助金交付申請を行った者への補助金であり、ご指摘のような団体を特定した補

助ではなく、逆差別にも当たらないものと考えます。

同和問題を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指すため、研修会への参加を実施するための人権啓発のための補助であり、そのほかにも人権啓発に関する事業もあり、何ら問題ありません。

次に、マイナンバー制度については、交付率が直近の9月25日現在で、日置市は49.77%、国は48.88%、鹿児島県が48.08%と、国や県を上回っています。

これは、市民の皆さんのご理解と職員による努力のものと思います。既に2万5,000人が取得され、コンビニ交付事業は住民票や戸籍謄本証明書の取得ができるなど、マイナンバーカードの利便性で住民サービスの向上の成果として、コンビニ証明発行件数は、平成29年度は422件でしたが、令和3年度は3,416件と約8倍も利用増の成果があります。

不正利用や情報漏洩等のリスクについては、セキュリティ対策として認証番号を設定し、ご入力の際は機能がロックされ、不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組みでもあります。

ただし、盗難や紛失したときはクレジットカードや運転免許証と同様、マイナンバーカードも所有者の責任で、いち早く紛失の届出で利用停止を行うことが肝要であります。

このようなことから、現状、何ら問題がないものと申し上げます。

次に、小中学費教育振興費の要保護・準要保護者児童補助援助費は、経済的に就学困難な児童生徒の保護者の負担軽減を図る事業で、当然、確定申告が必要であり、援助対象者は主に非課税世帯であります。

小学校で361人の申請で認定者要保護者が28人、準要保護者が250人、非認定者は88人、審査不可が1人、中学校では申請

者235人、要保護者が20人、準要保護者が172人、非認定者が42人、審査不可者が1人、非認定者が納税世帯で審査不可者は納税申告の確認ができなかった世帯ですが、連絡を取り期限までに申告の確認が取れず、審査不可とさせていただいたとの説明があり、日置市就学援助費支給要綱に助成金援助者の認定は、教育委員会で行うと定めてあり、審査の在り方、事業の執行に何ら問題ないと申し上げます。

以上のことから、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定は承認すべきものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行ないます。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、認定第1号令和3年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第2号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、認定第2号令和3年度日置市国民健

康保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

国民健康保険の財源は、市民が納める国保税と国からの公費、県からの交付金、そして日置市は一般会計からの法定外の1億円の繰入れを行っています。この点は高く評価し、継続されることを強く要望しておきたいと思えます。

2018年4月から県が財政運営に主体となりました。国保制度はコロナ禍で様々な課題に直面しました。国庫負担割合のさらなる引上げによる財政基盤の強化が必要でした。また、低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充や強化が求められ、コロナに感染した国保被保険者に支払われる傷病手当金の対象者拡大や支給額の増額などが求められましたが、国の対応は極めて不十分でした。

本市では、令和3年度は資格証明書の発行は5人ということでした。件数は大変少なくなっていますが、医療費を10割負担しなければならない資格証明書の発行は、私は問題と考えます。

短期保険証339世帯567人に短期保険証が発行されましたが、コロナ収束のためにも正規の保険証の発行が必要だと私は考えます。また国民健康保険へ加入手続をされていない無保険の実態も掴むことも必要です。市民みんなが医療を受ける権利を保障されるべきだと考えます。高すぎる国保税の引下げがそのためにも必要だと思います。

また、全国知事会や市長会なども国へ要望しているように、国が国保財政へ支援、財政の確保をしっかりと行うべきだと申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（池満 渉君）

次に、中村清栄君の賛成討論の発言を許可します。

○1番（中村清栄君）

ただいま議題となっております認定第2号

令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、私たち市民が必要な医療を受けることができるよう地域の住民が支える公的制度です。対象者は高齢者や自営業、無職の被保険者に支えられ、保険料収入は少なく、公的な支援なくして維持できない状況にあります。反対討論でもありました毎年1億円が一般会計から法定外繰入れが実施され維持されており、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯等の国民健康保険税の減免等に取り組まれたことを評価したいと思います。

また、精神障がい者を対象とした精神デイケアの開催や医療費の適正化対策として、訪問看護師による重複・頻回受診者への訪問指導、特定健診後の訪問保健指導や医療費分析やジェネリック医療品利用促進通知を行い、医療費の適正化に努めていることも評価したいと思います。

疾病予防でも、人間ドックの一部助成や各種がん検診の助成などを行っており、国保被保険者の健康保持増進及び医療費適正化に取り組んでいます。

今後も、適正化について保健指導、訪問指導でも各種健診の受診率の向上のために取り組んでもらいたいと考えますので、令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定について、賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行ないます。本案について、委員長報告のとおり

り決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数。したがって、認定第2号令和3年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第3号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第4号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第

4号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第5号令和3年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、認定第6号令和3年度日置市介護保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

介護の社会化などとして22年前にスタートした介護保険制度は、保険料が2倍になる一方、食事代の全額自己負担化、要支援の介護保険外しなど、次々と改悪され必要なサービスを利用できない実態が広がっています。

「介護で年金のほとんどが消えていく」とおっしゃる利用者の方もいらっしゃいます。

「賃金が低くて、いつも人手不足でてんてこまい」「利用者さんにちょっと待っててというのがつらい」と介護の現場で働く人の声です。介護する人とされる人、それぞれに切実な声が上がっています。

介護事業所ではコロナ禍での負担も増大し、不十分な介護報酬の中で、小規模な事業所な

どの経営はますます厳しく危機的な状況が続いています。本市が市民の皆さんとともに取り組まれた介護予防の取組は成果を上げており、高く評価したいと思います。

さて、国がやるべきことは、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引上げることですが、政府は全く国民の願いとは逆のことを検討しています。岸田政権が厚労省審議会でも検討しているのが、利用料現行1割負担から2割負担の対象者拡大、要介護1、2の生活支援サービスの保険外し、福祉用具の貸与を購入へ切り替えさせるなどです。介護の制度をこれ以上改悪させることを許してはなりません。

介護する人、される人が本当に安心できる介護保険制度とは言えず、私はこの決算についても、このまま全てを認めるわけには行きませんので、反対させていただきます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、元山寿哉君の賛成討論の発言を許可します。

○2番（元山寿哉君）

認定第6号令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度がスタートし、22年経過しました。公的介護保険は、3年ごとに制度見直しと報酬改定がなされており、その点においては3年ごとに時代を反映した変更がなされる制度であると考えます。

現在の課題として、財源不足と人材不足が挙げられます。財源については、高所得、資産を豊富に有する高齢者の介護サービス、利用時の負担割合が引き上げられており、社会保障制度の一環として所得の再分配の機能を果たしていると考えます。

次に、介護事業者において深刻な人材不足に陥っている、その一因として、介護従事者

は体力的・精神的に負担の大きい割に収入が見合わないことが挙げられ、この対策として、介護報酬改定において処遇改善加算が拡充されております。

加算の拡充であるので利用者負担増とはなりますが、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年には介護従事者数約245万人が必要となり、現状から約55万人の不足が見込まれております。

今後、さらに増えていく介護ニーズに対応すべく、介護が必要となったが、そのときにサービスを提供するものがないという最悪の事態を回避するために、評価できる施策であると考えます。

また、令和3年度決算において、本市においては介護認定率、介護給付費が下がっております。これは、本市の各種介護予防事業の成果であるとも捉えられ、評価できると考えます。

以上を理由として、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数。したがって、認定第6号令和3年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定

することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、認定第7号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、認定第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

昨年の通常国会で、75歳以上の高齢者医療費の自己負担額に2割負担を導入する法改悪が行われましたが、その実施は今年の10月からですので、直接令和3年度の決算には関係ありませんが、このような負担増が準備されたことを認めることはできません。

受け取る年金は削られ、物価が上がり、その上この医療費2割負担、75歳以上の高齢者は大抵の人が医療や介護などのお世話になる必要があるわけです。このような冷たい政治が強行されたことを、私は認めるわけに行きません。

コロナ禍で、精神的にも経済的にも疲弊して追い込まれる高齢者への負担増が、受診抑制を招いていることが各種調査で明らかになっていますが、大問題だと思います。

2008年から始まった後期高齢者医療制度は、国民を75歳という年齢で区切り、別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療押し付けるもので、日本のほかにこんな冷たい国はありません。以来、6回にわたる保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。

減らされてきた高齢者医療への国庫負担を

抜本的に増額し、差別と負担増のこの制度を廃止して、少なくとも元の老人保健制度へ戻すべきではないでしょうか。

後期高齢者の保険料は、約8割の方は年金から天引きされます。別に問題はないわけですが、普通徴収の方たちは払いたくても払えない実態が進んでいます。

保険料の負担軽減のため、国と県に財政支援を求めるとともに、高齢者医療の在り方の抜本的な見直しを国に求めて反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、漆島政人君の賛成討論の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっています、認定第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定に賛成の立場で討論いたします。

今、反対討論の中で、75歳以上の人を蔑視扱いした後期高齢者医療制度に反対する趣旨の討論がございました。これは、決してそういった差別した考え方ではないと認識しています。

そもそも、今の後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が増えたことで、2008年から医療費の一部負担と公費負担分を増やした形で今の制度に改正され、既に約14年が経過しています。

また、運営に必要な財源は、約半分を国・県・市町村が負担し、残りの4割を現役世代が負担する支援金で、またその残りの1割を75歳以上の保険料で賄われています。また、75歳以上の保険料についても、所得の低い人については手厚い支援体制も整っています。

運営主体は、県内自治体で構成する後期高齢者医療広域連合が担っており、その中で日置市が携わっている業務の主な役割は、1つが被保険者からの保険料の徴収、及び広域連

合への納付金の支払い、また広域連合からの還付金等の受取りなど金銭の処理業務です。

2つ目が、被保険者への保険証の交付や更新などの管理業務もあります。

3つ目が、被保険者の方が健康を維持していくための健康診断や訪問指導、また疾病予防のための人間ドックの推奨など、日々細かく丁寧に適切な業務に努められており、令和3年度決算についても不認定とする要素は全くありません。

先ほどの反対討論の中でも、現在、窓口での2割負担も拡大されてるとのお話でした。確かにそうです。しかし、その背景には、皆様もご承知のとおり被保険者数は増えており、それに伴い医療費も増加傾向にあります。

一方、高齢者医療を支えている現役世代は減少し、支援体制にも限界が出てきているのも事実です。

今日の新聞にも、現役世代が加入する健康保険組合は、高齢者医療への拠出金が増えたこと等で、全国の約半分は昨年度決算が赤字となり、さらなる保険料の値上げや解散に追い込まれる可能性も出ているとの内容の記事が掲載されていました。

反対討論の中でも、県・国の負担を増やしていくべきとお話もありましたけど、単に制度の在り方に納得行かないから反対ではなく、どうして行けば全世代で支え合っていく仕組みづくりに近づいていけるのか、そのことに議会も当局と一緒に知恵を出していくことが必要な部分も大いにあると認識しています。

以上の理由で、議案第7号については認定することに賛成でございます。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。採決を確定します。賛成多数。したがって、認定第7号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第8号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第8号令和3年度日置市水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第9号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、認定第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第9号は、委員長の報告のとおり決

定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、認定第9号令和3年度日置市下水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

△日程第18 議案第67号令和4年度
日置市一般会計補正予算
(第7号)

○議長（池満 渉君）

日程第18、議案第67号令和4年度日置市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第67号は、令和4年度日置市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285億7,462万3,000円とするものであります。

今回の補正予算は、消防本部庁舎増改築建築工事における工事請負費の追加について、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入は、繰入金で、歳入歳出予算の調整に伴う財政調整基金繰入金の増により20万円を増額計上いたしました。市債で、消防施設整備事業債の増により280万円を増額計上いたしました。

次に、歳出は、消防費で、消防本部庁舎増改築建築工事に伴う工事請負費の変更増により300万円を増額計上いたしました。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第67号令和4年度日置市一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第19 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第19、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程第21 所管事務調査結果報告について

○議長（池満 渉君）

日程第21、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から、議長へ所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は、市長へ送付いたします。

△日程第22 議員派遣の件について

○議長（池満 渉君）

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、会議規則第167条の規定により、議員

を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

△閉 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、今期定例会は、9月2日の招集から本日の最終本会議まで36日間にわたり、令和4年度一般会計補正予算をはじめ、特別会計補正予算、私有財産の取得、市道の路線の認定及び変更、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、日置市国民健康保険給付等準備基金条例の一部改正、日置市一般住宅条例の一部改正、令和3年度日置市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜り、いずれも原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚く御礼申し上げます。

なお、会期中、議員各位からご指摘のありました点につきましては、真摯に受け止め、円滑な市政の運営に努めてまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、市政の運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございます。

○議長（池満 渉君）

これで、令和4年第3回日置市議会定例会

を閉会します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後 1 時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 池 満 渉

日置市議会議員 留 盛 浩一郎

日置市議会議員 黒 田 澄 子